

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

平成 29 (2017) 年 6 月
東京福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等.....	1
II. 沿革と現況.....	14
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価.....	20
基準 1. 使命・目的等	20
基準 2. 学修と教授	35
基準 3. 経営・管理と財務	67
基準 4. 自己点検・評価	84
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価.....	90
基準 A. 地域貢献の充実	90
基準 B. 留学生の受入れと国際交流の推進	93
基準 C. 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援	97

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

東京福祉大学の建学の精神

「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、
柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」

国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えるとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通じた社会貢献事業を推進していく。

平成12(2000)年4月、東京福祉大学(以下、「本学」という。)は、世界をリードする優秀な人材を多数輩出しているアメリカの大学教育の良いところを大胆に取り入れ、柔軟な思考力や創造力、問題発見・解決能力の高い人材を輩出できる大学を目指して、群馬県伊勢崎市に開学した。

本学の校章には、大海を行く「御朱印船」がデザインされている。学校法人名である「茶屋四郎次郎記念学園」の茶屋四郎次郎は、約400年前の江戸時代初期、まだ海外への渡航が命懸けであった時代に、祖国の発展に尽くすため、「御朱印船」で荒波を乗り越え、未知の世界に飛び込んだ冒険者であった。この冒険者の国際的な広い視野、人のために尽くそうとする心、こうした精神を現代に引き継ぎ、柔軟で合理的な思考、国際的な広い視野、未知の問題に取り組む思考力・創造力とチャレンジ精神、人のために尽くそうとする心をもった人材を育成したい、そうした本学の願いがこの「御朱印船」に込められている。

本学が育てようとする「人」に関わる分野の専門家には、社会科学、行動科学、生物学などに通じたアカデミックな能力とともに、他者への深い愛情と思いやり、そして、それらの能力を、支援を必要とする人々のニーズやその時々社会情勢に応じて発揮できる柔軟な心が求められる。本学は開学当初よりそのことを見据え、建学の精神を象徴する言葉として「理論と実践の統合(Academic&Practical)」を掲げ、その実現に邁進してきた。

平成12(2000)年4月に本学は、社会福祉学部社会福祉学科(社会福祉専攻・精神保健福祉専攻・国際福祉心理専攻)の1学部1学科のみを有する大学として開学し、その後順調な発展を遂げ、現在(平成29(2017)年5月1日)では、「社会福祉学部」「教育学部」「心理学部」の3学部、及び大学院「社会福祉学研究科」「教育学研究科」「心理学研究科」の3研究科、並びに「東京福祉大学短期大学部」を併設する大学にまで成長している。群馬県伊勢崎市の伊勢崎キャンパスに置かれた学び舎は、東京都豊島区の池袋キャンパス、愛

知県名古屋市の名古屋キャンパス、東京都北区の王子キャンパスへと広がり、現在では4キャンパスを有するに至り、開学時292名だった学生数は、現在(平成29(2017)年5月1日)では、通学課程4,021名(学部生3,875名・大学院生146名)、通信教育課程2,469名(学部生2,385名・大学院生84名)にまで拡大している。

こうした大学組織の拡大、特に急激な成長の過渡期にあった開学から10年目の平成21(2009)年、当時の理事長であった中島範より「新たな発展へ」と題して「留学生の受入れと国際交流の推進」「地域社会との連携による社会貢献」「大学認証評価における特色の発揮」(学内広報誌「Voyage～大海へ～(2009夏号)」)の3つの課題が示された。これを受け、大学は新たな出発点に立ち、当時の課題であった組織運営の見直しについて、平成22(2010)年度に受審した「大学機関別認証評価」(以下、「認証評価」という。)を契機に、平成23(2011)年度に教学運営組織の大幅な改編を行い、現在の組織運営体制に至っている。

「建学の精神」の実現のためには、大学の各組織がそれぞれの役割を果たすだけでなく、それぞれの組織が有機的に連携する必要がある。そのため、平成26(2014)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画(平成27年度～平成31年度5ヵ年計画)」(以下、「中長期計画」という。)を策定し、大学内の組織間連携をさらに強化している。

本学の教学に関する重要事項の審議機関として、学長の下に「教育研究評議会」を設置し、教育研究評議会の下には、2名の副学長が責任を分担する「全学総括的委員会(全学教務委員会・全学総務委員会・全学学生支援委員会)」を設置し、さらに全学総括的委員会の下部組織として専門部会等を設置している。こうした組織体制により全学的に検討が必要な包括的な課題にも柔軟に取り組めるようになり、上から下、下から上へと情報が共有化されることによって、全学を俯瞰した判断と効率的で建設的な取り組みが可能となっている。

本学では、平成21(2009)年度から自己点検・評価を行っているが、当初は学内の理解も十分ではなく学内資料が集まりにくいといった状況があったが、今日では、全学で協力するという共通理解の基に、効率的に情報収集や資料作成を行う体制が整備されている。

また、平成25(2013)年には法人事務局に法務室を設置するとともにコンプライアンス宣言を大学ホームページにおいて公表し、大学の規模や時代の変化に合わせてたゆむことなく運営の改善や学内諸規則の整備を行っている。

「建学の精神」の一貫性を保つためには、その時々直面する課題に向き合い、次々と新たな方策を打ち出すことが必要であり、新たな教員の採用においても、「建学の精神」を深く理解し、本学独自の教育システムを積極的に実践できることを採用条件として、本学の個性・特色の継承を図っている。

2. 使命・目的

東京福祉大学の使命

「できなかつた子(生徒)をできる子(学生)にするのが教育」

東京福祉大学は、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い大学として社会に貢献する。

「東京福祉大学の使命」は、平成 23(2011)年の大幅な組織改革の際に、学生や保護者に伝わりやすい表現を考慮して、「できなかつた子(生徒)をできる子(学生)にするのが教育」としている。その説明では「国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような」と具体的な将来像を謳い、本学に入学しようとする学生や保護者に明確な目標を伝えている。その実現は、後述する「双方向対話型授業」を基盤とする全学を挙げたキャリア教育・就職支援の仕組みが支えている。本学の教育の成果は、国家試験・採用試験への合格や高い就職率といった、客観的な測定指標により評価することができる。

本学の教育課程は、教育基本法、学校教育法及び大学設置基準等の関連法令に基づいており、「建学の精神」「大学の使命」「教育目的」の達成のため、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)」に基づいて、カリキュラムを次のとおり編成している。

1-2年次は、「総合教育科目(基礎教育科目・健康教育科目・コミュニケーション教育科目・教養教育科目)」及び「キャリア開発教育科目」を重視し、コミュニケーションと他者理解の能力、常に学び自分を高めようとする専門家としての基礎的資質を培う。3年次以降は、「専門教育科目(専門基幹科目・専門展開科目)」を重視し、社会福祉士、精神保健福祉士等の国家試験、公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験の合格など就労への具体的なイメージを高めていく。そして、出口である卒業・就職に向けては、教職課程支援室、福祉専門職支援室、就職支援室、キャリア教育専門部会と各学部が協力して情報提供を行い、実習指導、教員採用試験の論文指導、面接指導、国家試験の模擬試験などを実施し、就労への支援を行っている。

これらは、本学の特色である「アカデミックアドバイザー制度」による学生一人ひとりの修学・生活支援のほか、「全学学生支援委員会」「ハラスメント防止・対策専門部会」による学生生活への組織的な指導・対策等と絡み合いながら、学修の確実な継続と高い就職率を可能にしている。

アカデミックアドバイザーと学生の修学・学生生活の指導・支援について



前述のように、本学の教学組織は、平成 12(2000)年の開学以来いくつかの変革を経て、「建学の精神」「大学の使命」の着実な実行・継承に適した仕組みを有するようになった。現在の全体像を、下図のように、「東京福祉大学の就職・キャリア支援」として大学ホームページに掲載しており、本学が総力を挙げて入学前から卒業後に至るまでの手厚い支援を行っていることを簡潔に示している。

東京福祉大学の就職・キャリア支援

	入学前	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業後
正課内教育	教養教育・専門教育 <ul style="list-style-type: none"> ●教養教育 <ul style="list-style-type: none"> ・一般教養科目 (社会人教養力) ・情報処理科目 (情報処理、応用力) ・語学/コミュニケーション科目 (英語力・異文化理解力) ・基礎演習科目 (専門職業人基礎力) ●専門教育 <ul style="list-style-type: none"> ・専門基礎科目 (専門分野の基礎力) ・専門演習科目 (専門分野の応用力) ・資格科目 (キャリア形成力) 					
	実習教育 事前実習指導 → 実習 (現場体験) → 実習事後指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルワーク実習 ・精神保健福祉援助実習 ・介護実習・保育実習・教育実習 					
公務員試験・教員採用試験サポートプログラム 教養基礎演習Ⅰ → 教養基礎演習Ⅱ → キャリア開発演習Ⅰ → キャリア開発演習Ⅱ						
社会福祉士・精神保健福祉士 国家試験対策講座 養成演習Ⅰ・Ⅱ						
正課外教育	入学前教育 AO入試・推薦入試の合格者を対象とした入学前課題の提出 <ul style="list-style-type: none"> ・興味継続 ・モチベーションの持続 ・学習習慣の継続 ・分野の学習基礎訓練 	履修指導・学生生活支援 <ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・赤城山宿泊研修 (2泊3日) ・サークル活動、大学祭、スポーツデー ・海外研修 (アメリカ・ベトナム・韓国・中国) 				アカデミックアドバイザー制度 (全教員による学生支援・相談体制)
		就職支援 就職支援室/教職課程支援室 <ul style="list-style-type: none"> ・就職に対する心構え ・進路相談、就職相談、求人紹介 ・一般企業ガイダンス ・就職の手引き配布 ・福祉系ガイダンス ・個人面談、模擬面接 ・履歴書、小論文等の添削 ・教員採用試験情報提供/面接指導 				<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習二コースへの対応 ・公開講座 ・同窓会講演会 ・教員免許更新講習ほか
						<ul style="list-style-type: none"> ・仕事に関する相談 ・転職相談

各学部・学科及び大学院研究科・専攻の「教育目的」を、「人材養成等に係る目的」として「東京福祉大学 学則」「東京福祉大学大学院 学則」に示している。「教育目的」には、それぞれの教育課程を履修することによって得ることのできる資格や就職可能な分野、職業像を盛り込み、学生や保護者が、学生の将来像を想起しやすくしている。本学の使命・目的は、それらの人材を育て、社会に貢献することである。これを踏まえて各学部・大学院研究科の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を策定している。

各学部・学科・研究科の教育目的

東京福祉大学 学則

第1章 総 則

第1節 目的及び使命

(目的及び使命)

第1条 東京福祉大学（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、社会経済的背景における人間の行動・地域社会及び社会制度等に関する諸科学を総合的に教授、研究し、高潔なる人格と豊かな理想・感情を培い、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の理論と技術を体得させることによって優秀な社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の専門家を養成することを目的とし、広く社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の増進に直接寄与することを使命とする。

2 各学部・学科の人材養成等に係る目的は以下のとおりである。

教育学部教育学科

入学後に3つの専攻・コースから希望に合わせてそれぞれのカリキュラムを学ぶ。学校教育専攻では、本学の学生参加型・対話型の授業を通して、その教育方法を身に付け、卒業後、教育現場で「アクティブ・ラーニング」が実践できる教員を養成する。

また、国際教育専攻ではグローバル化する社会の中で、グローバルな教育現場に対応できる国際理解力やグローバルレベルでの健康問題に対処できる国際的知見と視野を備えたグローバルな教育人材を養成する。

心理学部心理学科

現代社会が抱えるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチでき、心理の職域のみならず近接領域である福祉・教育分野並びに一般企業でも即戦力として実践的な能力を発揮できる人材を養成する。

社会福祉学部社会福祉学科

現代社会のなかで絶え間なく変化する福祉ニーズに対応でき、実践力が備わった即戦力となる社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等の福祉人材並びに社会福祉関

連施設等の管理・運営者を養成する。

社会福祉学部保育児童学科

子どもを取り巻く現代社会の問題を正しく理解し、的確かつ柔軟な実践力を備えた、多様な保育ニーズに対応できる、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等、子育て支援・幼児教育の専門家を養成する。

大学院研究科

東京福祉大学大学院 学則

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 東京福祉大学大学院（以下、「本大学院」という。）は教育基本法及び学校教育法に則り、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を養うことによって、広く文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科・専攻の人材養成等に係る目的は以下のとおりである。

心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期(修士課程)

「こころ」の「やまい」や不適応症状の早期発見、早期治療、予防や教育的カウンセリングに精通し、「こころ」の問題や葛藤に苦しむ人々に、レベルの高い臨床心理技術と福祉の心を持って適切に対応できる質の高い人材の養成を目指す。

心理学研究科臨床心理学専攻博士課程後期(博士課程)

臨床心理学に関するより高度な研究と教育を体系的に実践し、臨床心理学に関わる高度職業人、カウンセラーの指導者並びに研究者の養成を目指す。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期(修士課程)

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える人材の養成を目指す。

社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程後期(博士課程)

社会福祉学の新しい研究方法の開発と新しい社会福祉実践の理論と方法の構築に貢献できる研究者、さらに国内外の大学、研究所、国連などの国際機関で主に研究者として指導的役割を果たすことができる専門家の養成を目指す。

社会福祉学研究科児童学専攻修士課程

幼児教育や特別支援教育の現場、保育、病児・病後児保育や子育て支援の現場、児童福祉関連施設や行政の現場などで、実践的に幅広く活躍できる指導者や研究者の養成を目指す。

教育学研究科教育学専攻修士課程

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる人材の養成を目指す。

3. 東京福祉大学の個性・特色

「1. 建学の精神・基本理念」で述べたように、本学は、祖国の発展のため、御朱印船に乗って荒海を越えた茶屋四郎次郎のように、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献する人材の育成を目指して、平成12(2000)年4月に開学した。国内の諸制度・施策を踏まえつつ、広く世界に門戸を開くため、まずは国際レベルの力量を備えた15名(北アメリカ8人、大韓民国7人、全教員の45%相当)の教員を海外から招聘し、次の教学運営の方針をもって教育理念の実現に踏み出した。

開学当時の教学運営の方針

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 担当教員による科目シラバス作成の義務化 ② 学生からの授業に対するフィードバックのための毎学期末の授業評価制度の実施 ③ 教員の年次勤務評価制度の施行 ④ FD(Faculty Development)制度の施行 ⑤ 教員の任期制と7年後のテニヤ(終身雇用保証)審査・取得制度の導入など |
|---|

これらの方針の中でも、④のFD(Faculty Development)制度の施行は、平成12(2000)年の開学当時、他大学には見られない斬新なものであった。アメリカの制度を取り入れた⑤の教員の任期制とテニヤ取得制度も、我が国の大学においては稀有な制度であった。

その後も、独自性・先駆性の高い取り組みを次々と取り入れ、こうした制度は、開学より17年目を迎えた今日も「本学の個性・特色」として維持されている。そのための工夫・改善を柔軟かつ果敢に実行してきたことが「建学の精神」の一貫性をも支えてきた。また、開学当時に教育理念の実現のために具体化された「本学の個性・特色」10項目について、以下に概説する。

開学当時に教育理念の実現のために具体化された個性・特色

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① GPA制度(Grade Point Average)の導入 ② アカデミックアドバイザー制度の実施 ③ オフィスアワーの設定 ④ 単位認定要件として、4分の3以上の授業出席の義務化 ⑤ 双方向対話型授業とグループ討論の重視 ⑥ 通信教育における双方向対話型授業の実践 ⑦ 地域でのボランティア活動や公開講座の実施 ⑧ 現場実習と地域連携の強化 ⑨ 国家試験対策及び就職率の指標化 ⑩ アイデンティティとしての「就職に強い大学」 |
|--|

① GPA 制度(Grade Point Average)の導入

科目ごとの成績を5段階で評価し、1単位あたりの平均(GPA)を算出しており、通算のGPAが2.0以上であることを卒業要件としている。また、基礎資格以外の資格科目を追加受講する場合にGPAによる制限を設け、比較的よい成績を保っている場合のみ資格の取得に挑戦できるようになっている。学業成績の数値化は学生にとって明確な努力目標となっており、学生の勉学意欲の維持・向上にも繋がっている。現在、資格科目の追加受講に関するGPAによる制限は次のとおりである。

ア. 直前の学期のGPAが3.5以上	30単位(半期)
イ. 直前の学期のGPAが3.0以上3.5未満	28単位(半期)
ウ. 直前の学期のGPAが2.5以上3.0未満	24単位(半期)
エ. 直前の学期のGPAが2.0以上2.5未満	20単位(半期)
オ. 直前の学期のGPAが2.0未満	16単位(半期)

② アカデミックアドバイザー制度の実施

アカデミックアドバイザー(担任又は学業相談員)は、学生の自立に向けた努力を見守りながら、学修のみならず学生生活全体を支えている。本学では、教員と学生とのコミュニケーションを特に重視し、現在では年に2回の面接を義務付けている。学修や大学生生活の継続に困難を抱える学生を早期に発見するため、平成27(2015)年度以降、2回以上欠席した学生がいた場合は、各授業科目の担当教員が教務課に届け出ることとなっている。各授業科目の担当教員からの届け出は、教務課を通して直ちにアカデミックアドバイザーに伝えられ、アカデミックアドバイザーは、その学生に対する指導報告書を教務課に提出することとなっている。この指導報告書は、学長、副学長、学部長(学科長)に報告され、事態が深刻な場合には保護者と面談しながら改善のための有効な手だてを講じている。

アカデミックアドバイザーの業務は、平成27(2015)年に発足したアカデミックアドバイザー支援専門部会により整理・体系化され、毎年3月末から4月にかけてのアカデミックアドバイザー研修会を通して、アカデミックアドバイザーを担当する教員全員に確実に実行するよう徹底している。

③ オフィスアワーの設定

開学当初から、学生が気軽に学習上の疑問点を個別相談できる機会を提供するため、各教員はオフィスアワーを設定している。これにより、学生はアカデミックアドバイザーのほか、授業科目の担当教員にも気軽に相談でき、授業内容に関する質問やボランティアの相談、将来設計や就労に至るまで、学生自らが教員を選んで研究室を訪れることが可能となっている。オフィスアワーについては、シラバスに記載することとなっている。

④ 単位認定要件として、4分の3以上の授業出席の義務化

単位認定には、授業回数数の4分の3以上(15回中12回以上、30回中23回以上)を出席しなければならないといった厳しい要件を課している。さらに、平成27(2015)年度からは、2回以上欠席した場合、直ちに教務課を通じてアカデミックアドバイザーに報告されることとしている。「大学の使命」でもある「できなかった子(生徒)をできる子(学生)にする

のが教育」は、このような授業への高い出席率を確保する仕組みを基盤として、教員との密なコミュニケーションと全学を挙げた組織的な支援の取り組みによって維持されている。

⑤ 双方向対話型授業とグループ討論の重視

通常の授業においては、「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」（以下、「双方向対話型授業」という。）を、本学独自の教育方法として取り入れてきた。「双方向対話型授業」は、今日では平成20(2008)年12月の「学士課程教育の構築に向けて」（中央教育審議会答申）、平成24(2012)年8月の「大学教育の質的転換に向けて」（中央教育審議会答申）による「アクティブ・ラーニング」の名称で広く知られている授業形式にあたるものである。この「双方向対話型授業」の実践方法は、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部教育方針及び授業方法に関する規程」第9条に具体的かつ詳細に記述されている。

「双方向対話型授業」を実行・継承するため、前述の「開学当時の教学運営の方針④FD（Faculty Development）制度の施行」に従い「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」（以下、「FD専門部会」という。）を設置し、FD専門部会が中心となり開学より毎年「FD研修会」を企画・実施している。また、全ての教員には、この「双方向対話型授業」を忠実に実施する模範授業の見学と報告を義務付けており、授業力のさらなる向上を目指して「FD特別研修会」を開催し、ロールプレイ形式で「双方向対話型授業」の実践演習も行っている。

開学当時の教学運営の方針「① 担当教員による科目シラバス作成の義務化」については、同じ科目を複数の教員が担当する場合、教員間において教育内容が異なる問題があり、これを改善するため、平成27(2015)年度に「カリキュラム編成専門部会」を設置して、科目共通の親シラバスを作成することとした。平成28(2016)年度には、全ての教員に「授業実施報告書」「担当教員協議会報告書」の提出を義務付け、非常勤教員からの意見も集約して授業内容の改善・統一化を図っている。また、全学教務委員会から「シラバス作成の基本方針」を学内に周知し、シラバスの重要性と位置づけ、シラバス作成上の留意点を示している。このように、授業の基盤としてのシラバスの質の向上にも力を入れ、高い教育力の実現を可能にする工夫を行っている。

学生による各授業科目の評価は、開学当時の教学運営の方針「② 学生からの授業に対するフィードバックのための毎学期末の授業評価制度の実施」に基づいて毎年実施しており、その結果は、開学当時の教学運営の方針「③ 教員の年次勤務評価制度の施行」に従い、教員の年次勤務評価に反映している。

⑥ 通信教育における双方向対話型授業の実践

「双方向対話型授業」は、学生のコミュニケーション能力及び個々の人間的成長を「学生と教員との触れ合い」によって支えていこうとする考えから生まれたものである。この授業方法は、通信教育課程においても通学課程と同様に採用しており、「双方向対話型授業」の実践方針は、面接授業（スクーリング）のシラバスには必ず記載し、教員が一方向的に知識を伝達する授業は行わないことを本学が学生に誓約する形になっている。教室内では、あらかじめ、長机をグループごとにまとめて配置し、学生同士のグループディスカッションをしやすくしている。通信教育課程の学生による授業評価も通学課程と同様に行っている。

平成 26(2014)年度からは、自宅学習においても臨場感のある学習が実現するように「DVD 授業」を始めている。また、平成 28(2016)年 9 月には「オンデマンド型スクーリング」サイトを開設し、一部の授業のインターネット配信を始めており、教員の息遣いの伝わる授業を提供している。

⑦ 地域でのボランティア活動や公開講座の実施

「建学の精神」の実現のための取り組みは、キャンパスの外にも広がっている。当初、「大学—地域連携モデル」として始まった教員と学生のチームによる地域でのボランティア活動の動きは、社会福祉学部社会福祉学科から平成 17(2005)年 4 月開設の社会福祉学部保育児童学科、平成 19(2007)年 4 月開設の教育学部、平成 21(2009)年 4 月開設の心理学部へと継承されている。さらに、平成 20(2008)年度に群馬県伊勢崎市と、健康、福祉、教育、文化、まちづくり等の分野において「伊勢崎市と東京福祉大学との連携に関する協定書」を締結している。これを機に、地域でのボランティア活動の気運はさらに高まり、大学を挙げて推奨してきたボランティア活動は、教育実習、ソーシャルワーク実習、心理実習等の体験型学習(インターンシップ)にもつなげられ、実習先施設・学校等の拡大にも役立っている。

地域貢献のもうひとつの柱は「公開講座」であり、伊勢崎キャンパスから始まった市民向け公開講座は、平成 27(2015)年度・平成 28(2016)年度には伊勢崎市教育委員会との連携講座も加え 12 講座を開講し、平成 27(2015)年度は 837 名、平成 28(2016)年度は 704 名と多くの市民の参加があった。名古屋キャンパスでは「アカデミズムの泉」と名付けた市民向け公開講座を、名古屋市生涯教育センターと共同開催し、平成 28(2016)年度は 7 講座、延べ 37 名が受講している。また、平成 28(2016)年度からは池袋・王子キャンパスでも公開講座を新たに 4 講座開講しており、今後、東京都豊島区・北区の地域住民に親しまれていくことが期待されている。

市民向けの公開講座のほか、平成 19(2007)年度から地域の専門家を対象に「特別支援教育専門性向上公開講座」を通算で 7 回開講しており、その評価は高く県外からの受講者も増えている。平成 28(2016)年度は延べ 110 名の参加者のうち、埼玉県、千葉県、新潟県、東京都、茨城県等県外からの参加者が 47 名(全体の 43%)を占めていた。

⑧ 現場実習と地域連携の強化

平成 21(2009)年、当時の理事長であった中島範より「新たな発展へ」と題して「留学生の受入れと国際交流の推進」「地域社会との連携による社会貢献」「大学認証評価における特色の発揮」(学内広報誌「Voyage～大海へ～(2009 夏号)」)の 3 つの課題が示された。その中でも「地域社会との連携による社会貢献」は開学以来、本学が力を入れてきた個性・特色でもある。現在も各キャンパスにおいては、地元自治体との協定による人材派遣や審議会委員への就任、自治体との共催を含む市(区)民向け公開講座(自治体との共催含む)、自治体が主催するお祭りへの参加、施設や学校への学生ボランティア派遣等を積極的に行っている。

伊勢崎キャンパスでは、平成 20(2008)年度に「伊勢崎市と東京福祉大学との連携に関する協定書」「東京福祉大学と伊勢崎市教育委員会との伊勢崎市立学校の教育活動への支援

に関する覚書」を締結し、伊勢崎市内の小・中学校からの要請に対して教職を目指す学生ボランティアの派遣を行っている。この学生ボランティアの派遣によって、本学学生にとっては教育実習前の体験型学習(インターンシップ)として、小・中学校にとっては学習補助の人員として、互いに恩恵を受けあう「Win-Win」の関係が成り立っている。平成19(2007)年度に開設した教育学部では「地域連携推進委員会」を設置し、教職ボランティアを奨励・支援する制度を「ボランティアチューター制度」と名づけて実施している。このボランティアチューター制度の初年度となる平成19(2007)年度は40名程度であったが、その後、毎年90名から270名程度の学生が参加し、市内の小・中学校でボランティア活動を行っている。この制度を円滑に行うため、伊勢崎市内の小・中学校の管理職を年に一度、本学に招いて「東京福祉大学 伊勢崎市内関係小中学校連携情報交換会」を実施し、現場の意見や感想を聞き取っている。こうした取り組みにより、教育実習の受入れが円滑に進み、教職ボランティアの経験を土台に、教員試験に合格する学生も着実に増えてきており、教育学部の平成29(2017)年3月卒業生の教員採用試験現役合格者は31名、就職率は94.7%と良好な結果となって現れている。

東京都北区の王子キャンパスでは、平成26(2014)年度に東京都北区教育委員会との「東京福祉大学・大学院と東京都北区教育委員会との教育諸活動の連携に関する協定書」の締結も実現した。東京都豊島区の池袋キャンパス及び愛知県名古屋市の名古屋キャンパスにおける地元自治体との協定の締結は今後の課題となっているが、地元地域主催のお祭りへの参加等を通して少しずつ連携を進めている。

教育実習のみならず、ソーシャルワーク実習、心理実習においても、福祉専門職支援室による働きかけや、様々な形のボランティア活動を通じて受入れ先を開拓している。

⑨ 国家試験対策及び就職率の指標化

開学当時より、充実した専門職教育の達成指標として「国家試験合格者数」と「大学全体の就職率」を設定している。

この指標は「双方向対話型授業」に支えられて成果が上がり続け、平成28(2016)年度の「国家試験合格者数」は、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験合格者数合計全国3位(142校中)、精神保健福祉士国家試験合格者数全国3位(151校中)の実績となっている。また、平成28(2016)年度の「就職率」は、大学全体で95.5%の実績であり、朝日新聞出版「大学ランキング2017」で3項目(「就職者数500人以上の大学就職率全国8位」「学部別就職率ランキング教育学部全国13位」「地域別大学の実就職率 関東地区13位」)で高い評価を得ている。「就職率」については過去6か年継続して94%以上を維持している。

「国家試験対策」においては、合格者数の全国順位の堅持のみならず合格率の向上が課題である。これについては、「キャリア教育専門部会」の下部組織である「国家試験対策班」が中心となり模擬試験の実施に加え、授業内容の工夫も呼びかけている。

「就職率」も、現在の実績を堅持することのみならず、正規雇用の割合を高く保つことが課題である。平成28(2016)年度においては、臨時任用を除く正規雇用率80%の目標を掲げ、結果として73.9%の学生が正規雇用の職につくことができた。こうした「国家試験への合格」「大学全体の就職率向上」の実現は、就職支援室、福祉専門職支援室、教職課程支援室、各学部やアカデミックアドバイザーの指導等が総合的に機能して支えている。

⑩ アイデンティティとしての「就職に強い大学」

前述の「国家試験対策及び就職率の指標化」は、のちに「就職に強い大学」といわれる本学の特色を明確に打ち出すエビデンスとなった。各種メディアで評価されている高い就職率に基づく「就職に強い大学」は、広く知られた本学の特色であり、本学のアイデンティティともなっている。

アイデンティティとしての「就職に強い大学」は、平成12(2000)年4月開学から17年を経た現在においても健在であり、それは、本学独自の授業方法である「双方向対話型授業」を基盤に、全学挙げて取り組んできた成果といえる。

⑪ 留学生の受入れと国際交流の推進

「留学生の受入れと国際交流の推進」は、「開学当時に教育理念の実現のために具体化された個性・特色」にはないが、「建学の精神」には「国際的な広い視野を身につけた人材の育成」として謳われ、平成21(2009)年の学内広報誌「Voyage～大海へ～(2009年夏号)」において、当時の理事長より提示された3つの課題「留学生の受入れと国際交流の推進」「地域社会との連携による社会貢献」「大学認証評価における特色の発揮」の1つであり、国全体の少子化傾向と相まって、近年本学が取り組むべき新たな課題となっている。

開学当時よりグローバルな人材を育てるために実施している短期研修・短期留学では、米国ハーバード大学及びフォーダム大学を始めとして、韓国、中国、ベトナムなど海外の大学への短期研修・短期留学を企画・実施し、多くの学生に国際的視野を拓く機会を提供している。平成28(2016)年度までに実施したアメリカ夏期短期研修は、専門学校であった時代から通算して36回となり、韓国秋期短期留学5回、ベトナム冬期短期留学5回をそれぞれ実施している。

また、留学生の受入れの拡大と海外の教育機関等との国際交流も推進しており、平成23(2011)年には国際交流センターを設立し、海外の大学等の教育機関との交流協定の締結を積極的に進めている。平成28(2016)年度までに交流協定を締結したアジアの教育機関(大学・高校・自治体)は6か国32機関にのぼっている。

留学生の増加に伴い、留学生を対象とする学修・生活を組織的に支援するため、平成24(2012)年に池袋キャンパス及び名古屋キャンパスに「留学生支援室」を設置した。平成26(2014)年には東欧から9名の留学生を迎えている。同年(平成26(2014)年)、伊勢崎キャンパスにも「留学生支援室」を設置し、留学生の学修・生活の全学的支援体制を整備している。こうした支援体制の整備と適切な支援の結果、これまでにソーシャルワーク実習(池袋キャンパス15名)や保育実習(池袋キャンパス2名)、介護等体験(池袋キャンパス2名)、教育実習(池袋キャンパス1名、伊勢崎キャンパス2名)等の留学生の実習実績が生まれ、就労の可能性も見えてきたところである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 12(2000)年	群馬県伊勢崎市山王町に東京福祉大学 開学 社会福祉学部社会福祉学科 [※] 開設(社会福祉専攻・国際福祉心理専攻に通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻・精神保健福祉専攻・国際福祉心理専攻を設置。
平成 15(2003)年	東京福祉大学大学院 開設 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期 開設(通信教育課程併設) 同 社会福祉学専攻博士課程後期 開設 同 臨床心理学専攻修士課程開設(通信教育課程併設)
平成 16(2004)年	社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻 設置 通学課程 1 期生卒業
平成 17(2005)年	社会福祉学部保育児童学科 [※] 開設(通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻より移行。 社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コース 設置 国際福祉心理専攻を福祉心理専攻に名称変更 社会福祉学研究科臨床心理学専攻修士課程通学課程 [※] が財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士養成大学院第一種指定校に認定。※通信教育課程は平成 19(2007)年に認定。 東京福祉大学学習センター(東京・名古屋) 開設
平成 18(2006)年	(東京福祉大学短期大学部 開学)
平成 19(2007)年	教育学部教育学科 開設(通信教育課程併設) 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 開設(通信教育課程併設) 社会福祉学研究科臨床心理学専攻博士課程後期 開設
平成 20(2008)年 4 月	心理学研究科臨床心理学専攻博士課程 [※] 前期 開設(通信教育課程併設) 同 同 博士課程 [※] 後期 開設 ※社会福祉学研究科臨床心理学専攻より独立。
平成 20(2008)年 4 月	池袋キャンパス・名古屋キャンパス 開設 [※] ※各キャンパスで昼間部通学課程の新入生の受入れを開始。

東京福祉大学

平成 21(2009)年 4 月	心理学部心理学科※ 開設(通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科福祉心理専攻より移行。
平成 23(2011)年 4 月	教育学研究科臨床教育学専攻修士課程 開設 国際交流センター 開設
平成 25(2013)年 4 月	教育学研究科臨床教育学専攻を教育学専攻に名称変更 大学院社会福祉学研究科通信教育課程で認定社会福祉士研修プログラムスタート (※認定社会福祉士認証・認定機構が制定した「認定社会福祉士」の取得に定める科目の一部を大学院社会福祉学研究科通信教育課程で取得可能。)
平成 26(2014)年 4 月	王子キャンパス 開設 池袋キャンパスから心理学部を移転
平成 27(2015)年 4 月	情報システム運用センター 開設
平成 28(2016)年 4 月	(短期大学部 3 年制課程に加え、2 年制課程 開設)
平成 29(2017)年 4 月	教育学部教育学科 組織改編(通信教育課程併設) 教育学部教育学科及び教育学部教育学科日本語教育コースを教育学部教育学科学校教育専攻と教育学部教育学科国際教育専攻に変更。国際教育専攻には、国際教育コースと日本語教育コースを設置。

2. 本学の現況

・大学名 東京福祉大学

・所在地

伊勢崎キャンパス：群馬県伊勢崎市山王町2020番1

池袋キャンパス：東京都豊島区東池袋4丁目23番1号

王子キャンパス：東京都北区堀船2丁目1番11号

名古屋キャンパス：愛知県名古屋市中区丸の内2丁目13番32号

・学部構成

	学部・研究科	学科・専攻
学部	社会福祉学部	社会福祉学部 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉専攻 社会福祉コース(通学・通信) ・社会福祉専攻 介護福祉コース(通学) ・精神保健福祉専攻(通学) ・経営福祉専攻(通学・通信) 保育児童学科(通学・通信)
	教育学部	教育学科(通学・通信) <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育専攻 ・国際教育専攻 国際教育コース ・国際教育専攻 日本語教育コース
	心理学部	心理学科(通学・通信)
大学院研究科	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻 <ul style="list-style-type: none"> ・博士課程前期(通学・通信) ・博士課程後期(通学) 児童学専攻 <ul style="list-style-type: none"> ・修士課程(通学・通信)
	教育学研究科	教育学専攻 <ul style="list-style-type: none"> ・修士課程(通学・通信)
	心理学研究科	臨床心理学専攻 <ul style="list-style-type: none"> ・博士課程前期(通学・通信) ・博士課程後期(通学)

東京福祉大学

・学生数、教員数、職員数(平成29年5月1日現在)

(1) 学生数

[学部・通学課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

学部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率	
社会福祉学部	社会福祉学科	360	1,470	358	239	375	296	1,268	0.86
	保育児童学科	230	980	166	150	172	202	690	0.70
社会福祉学部計	590	2,450	524	389	547	498	1,958	0.80	
教育学部	280	1,180	271	232	292	330	1,125	0.95	
心理学部	200	830	247	163	194	188	792	0.95	
合計	1,070	4,460	1,042	784	1,033	1,016	3,875	0.87	

[学部・通信教育課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

学部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率	
社会福祉学部	社会福祉学科	520	2,705	141	122	392	520	1,175	0.43
	保育児童学科	100	880	58	34	51	102	245	0.28
社会福祉学部計	620	3,585	199	156	443	622	1,420	0.40	
教育学部	300	1,880	16	15	162	218	411	0.22	
心理学部	300	1,925	53	57	115	329	554	0.29	
合計	1,220	7,390	268	228	720	1,169	2,385	0.32	

[大学院研究科・通学課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(博士前期)	10	20	63	3.15
	社会福祉学専攻(博士後期)	3	9	20	2.22
	児童学専攻(修士)	10	20	4	0.20
社会福祉学研究科 計		23	49	87	1.77
教育学研究科	教育学専攻(修士)	10	20	35	1.75
教育学研究科 計		10	20	35	1.75
心理学研究科	臨床心理学専攻(博士前期)	10	20	21	1.05
	臨床心理学専攻(博士後期)	3	9	3	0.33
心理学研究科 計		13	29	24	0.83
合計		46	98	146	1.49

東京福祉大学

[大学院研究科・通信教育課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻(博士前期)	60	120	29	0.24
	児童学専攻(修士)	10	20	17	0.85
社会福祉学研究科 計		70	140	46	0.33
心理学研究科	臨床心理学専攻(博士前期)	20	40	38	0.95
心理学研究科 計		20	40	38	0.95
合計		90	180	84	0.47

(2) 教員数

[学部・通学課程]

学部・学科		専任教員数				計	助手
		教授	准教授	講師	助教		
社会福祉学部	社会福祉学科	23	11	7	4	45	0
	保育児童学科	11	4	13	4	32	0
社会福祉学部 計		34	15	20	8	77	2
教育学部	教育学科	15	16	5	0	36	0
教育学部 計		15	16	5	0	36	0
心理学部	心理学科	11	6	11	0	28	0
心理学部 計		11	6	11	0	28	0
合計		60	37	36	8	141	2

※大学院の教員は全員が学部の兼担である。

(3) 職員数

専任職員	非常勤職員等	計
314人	46人	360人

※非常勤職員等は、嘱託職員、派遣職員、パート・アルバイト職員など

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

「基準項目1-1を満たしている。」

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

東京福祉大学(以下、「本学」という。)の「建学の精神」は「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」であり、「国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えるとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通じた社会貢献事業を推進していく」と説明を付記している。

「大学の使命」は、「できなかつた子(生徒)をできる子(学生)にするのが教育」であり、「東京福祉大学は、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い大学として社会に貢献する」と説明を付記している。

各学部・学科・大学院研究科の「教育目的」には、各々の教育課程を履修することによって得ることのできる資格、就職できる分野など、学生の将来像を具体的に記載している。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-1】「東京福祉大学 学則」【資料F-3】①と同じ

【資料1-1-2】「東京福祉大学大学院 学則」【資料F-3】②と同じ

【資料1-1-3】「大学ホームページ」(建学の精神・使命・教育の目的)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料1-1-4】「GUIDE BOOK 2018(大学総合案内)」【資料F-2】①と同じ

【自己評価】

「建学の精神」には、本学が育てようとする国際的な広い視野を持ち、他者への愛情とフロンティア精神に溢れた人材像が端的に表現され、その説明には、社会に貢献する人材の育成とともに、社会貢献事業を通して大学も地域に貢献する責務を果たそうとする意思が表現されている。

それらを踏まえた「大学の使命」の説明には、「国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような」と具体的な将来像を明示し、本学に入学しようとする学生や保護者に、明確な目標を伝えている。

各学部・学科・大学院研究科の「教育目的」には、該当の教育課程を履修することによって得ることのできる資格や職業像を示している。

「建学の精神」「大学の使命」については、大学ホームページ、大学案内等の「理事長挨拶」「学長メッセージ」にも反映されており、本学に入学しようとする学生や保護者に、挑むべき課題(国家試験・公務員試験等への合格)や卒業後の将来像(人や社会に貢献する職業)を適切に伝えている。また、学生及び教職員に対しては入学式、オリエンテーション、その他学校行事等の機会を通じて周知を行っている。「建学の精神」「大学の使命」は、授業や社会貢献活動に反映され、その結果は、国家試験の合格者数や高い就職率などの指標で評価されている。以上のことから使命・目的及び教育目的の意味・内容は具体的かつ明確であると判断する。

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

本学は、平成22(2010)年度に受審した「大学機関別認証評価」(以下、「認証評価」という。)を経て、平成23(2011)年度に教学の運営に係る組織を整備している。その際、文章が長かった「建学の精神」「大学の使命」についても、簡潔かつ学生や保護者に伝わりやすい表現に改善している。「建学の精神」は「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」、「大学の使命」は「できなかった子(生徒)をできる子(学生)にするのが教育」とし、その説明をそれぞれに付記している。さらに、開学当初より「建学の精神」を象徴する簡潔な表現として、「理論と実践の統合(Academic&Practical)」を大学案内等の広報媒体に用いている。

また、各学部・学科・大学院研究科の人材養成等に係る目的を簡潔に文章化し、該当の教育課程が養成すべき人材・専門家を明確に示している。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-5】「東京福祉大学 学則」【資料F-3】と同じ

【資料1-1-6】「東京福祉大学大学院 学則」【資料F-3】と同じ

【資料1-1-7】「大学ホームページ」(建学の精神・使命・教育の目的)【資料1-1-3】と同じ
(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料1-1-8】「GUIDE BOOK 2018(大学総合案内)」【資料F-2】①と同じ

【自己評価】

使命・目的及び教育目的は簡潔に文章化されていると判断する。さらに、「建学の精神」を象徴する「理論と実践の統合(Academic&Practical)」というキーワードは、簡潔に大学の教育理念を表現していると判断する。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

「大学の使命」「教育目的」については、社会からの要請の変化、法令への適合、学内教学組織の変遷等を踏まえ、適切に維持・見直しを行っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

「基準項目1-2を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の個性・特色は、「I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の「3. 東京福祉大学の個性・特色」に示す10項目である。これに加えて「建学の精神」にある「国際的な視野」を養うための取り組みを近年重視しており、「留学生の受入れと国際交流」も本学の個性・特色となっている。

「GUIDE BOOK 2018(大学総合案内)」には、開学当時に打ち出された独自性・先駆性の高い取り組みを17年を経た今も変わることなく本学の個性・特色として広報している。また、「GPA制度」「オフィスアワーの設定」「単位認定条件」といった個性・特色については、履修要項、シラバス等に具体的に明示している。「地域でのボランティア活動や公開講座の実施」「現場実習と地域連携の強化」に関する内容は、学内広報誌「Voyage～大海へ～(2016. 12月号 地域連携推進専門部会)」で紹介している。特に地域ボランティア活動についてはボランティアチューターとして大学案内のほか、「東京福祉大学 伊勢崎市内関係小・中学校連携情報交換会(平成28(2016)年6月9日開催)」の配布資料でも紹介している。

地域と連携した市民向けの「公開講座」は、大学ホームページの「社会貢献活動」で紹介している。伊勢崎キャンパスでの公開講座の一部は、群馬県伊勢崎市の教育委員会と共同開催し、伊勢崎市の広報誌等でも紹介されている。名古屋キャンパスの公開講座「アカデミズムの泉」は、愛知県名古屋市の教育委員会と共同開催している。また、特別支援教育専門性向上公開講座を群馬県教育委員会の後援を受けて開催している。

本学で実施する公開講座を地域の方々に周知する手段として、ポスター、案内状等を作成して各自治体の専門施設・学校に配布している。開催時期には各自治体、教育委員会等のホームページにも掲載されており、本学の個性・特色はこうした形でも示されている。

「アカデミックアドバイザー制度」「オフィスアワーの設定」「単位認定要件として4分の3以上の授業出席の義務化」は、「国家試験対策及び就職率の指標化」と強く結びついており、結果的にアイデンティティとしての「就職に強い大学」につながっている。

大学案内には、「アカデミックアドバイザー支援専門部会」「キャリア教育専門部会」等の教学運営組織と「就職支援室」「教職課程支援室」「福祉専門職支援室」「教務課」等の事務組織が連携して対応する入学前から卒業後までの支援体制をわかりやすく示しており、大学ホームページでは「東京福祉大学の就職・キャリア支援」の全体イメージ図を掲載している。

「就職に強い大学」は、「毎日新聞出版サンデー毎日(平成28年7月31日号)」ほか、新聞や雑誌の「就職率ランキング」でも広報されている。

留学生の受入れと国際交流については、大学ホームページで「国際交流」として紹介している。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-1】「大学ホームページ」(就職・キャリア支援)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/qualification/index.html>)

【資料1-2-2】「GUIDE BOOK 2018(大学総合案内)」【資料F-2】①と同じ

【資料1-2-3】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く地域連携推進専門部会規程」

【資料1-2-4】「教育学部地域連携推進専門部会」資料

【資料1-2-5】「東京福祉大学 伊勢崎市内関係小・中学校連携情報交換会」資料

【資料1-2-6】「東京福祉大学 公開講座規程」

【資料1-2-7】「公開講座ポスター(伊勢崎、池袋・王子、名古屋)」

【資料1-2-8】「公開講座ポスター(特別支援教育)」

【資料1-2-9】「名古屋市教育委員会生涯学習課 平成28年度後期講座案内」

【資料1-2-10】「毎日新聞出版サンデー毎日(平成28年7月31日号)」(就職に強い大学)

【自己評価】

本学の個性・特色は、「建学の精神」「大学の使命」、各学部・学科・研究科の「教育目的」に示され、開学以来設定された具体的活動の多く(「アカデミックアドバイザー制度の実施」「双方向対話型授業とグループ討論の重視」「通信教育における双方向対話型授業の実践」「地域でのボランティア活動や公開講座の実施」「国家試験対策及び就職率の指標化」「アイデンティティとしての「就職に強い大学」「留学生の受入れと国際交流」)は大学ホームページや大学案内でも紹介されている。「GPA制度」「オフィスアワーの設定」「単位認定条件」については、履修要項やシラバスに詳細に説明が記載されている。「地域でのボランティア活動や公開講座の実施」「現場実習と地域連携の強化」の社会貢献に関する内容、「留学生の受入れと国際交流」については、大学ホームページ、大学案内等に掲載されており、大学の個性・特色の明示は適切であると判断する。

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

本学は、「教育基本法」及び「学校教育法」に従い、学校法人茶屋四郎次郎記念学園が設置した学校である。

平成22(2010)年6月の「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)」の公布を受け、各学部・学科・研究科の「教育目的」「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を定め、学則、大学ホームページ、履修要項等を通して学内外に公表している。また、「学校教育法施行規則(第172条の2)」に基づき、教育研究上の基礎的情報を大学ホームページにおいて公表している。法令全般の遵守については、法人事務局に設置した「法務室」が日々点検と見直しを行っており、法令への適合と遵守の意思を大学ホームページに「コンプライアンス宣言」として公表している。

「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」

<大学学部>

【全学方針】

東京福祉大学は、その建学の精神・教育理念に基づき、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、以下のように能力と行動力等を身に付け、所定の単位を修得し、GPA2.0以上を満たした学生に対して、卒業を認定し、学位を授与する。

1. 全学共通の教養科目を含む総合教育科目群の履修を通して、
 - ・実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や豊かな人間性を身に付ける。
 - ・特に、自己形成に必要な、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル(文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等)、情報処理能力、自己指導能力などの知識・技能・態度を身に付ける。
2. 専攻する学部・学科の特定の学問分野における履修を通して、
 - ・専門的な知識・技能を体系的に理解するとともに、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付ける。
 - ・特に、社会貢献に必要な、マネジメント能力、チームワーク、リーダーシップ、プレゼンテーション能力、コンプライアンス(法令遵守)、チャレンジ精神などの資質・能力を身に付ける。
3. 「講義」「演習」「実習」などを通して、専門職者として求められる課題解決能力、キャリアプランニング能力を身に付け、自己実現力を身に付ける。

【社会福祉学部 社会福祉学科】

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・現代社会の福祉ニーズに対応すべく、即戦力たりうる実践力を備えた社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、あるいは社会福祉関連施設等の管理・運営者として社会貢献ができる。

- ・ 広く国際的、文化的、社会的視野から、社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、諸種の実践のなかに浸透させることができる。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻】

- ・ 社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、社会福祉士、介護福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・ 社会福祉関連施設や社会サービスや事業所等の管理・運営・計画能力を身に付け、自らが起業できる力も身に付ける。
- ・ 社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、諸種の実践のなかに浸透させることができる。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻社会福祉コース】

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・ 社会福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・ 現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる社会福祉士の資質能力を身に付ける。
- ・ 社会福祉関連施設等の管理・運営者として計画力等マネジメント能力を身に付け、社会貢献ができる力を身に付ける。
- ・ 社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身に付ける。

【社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻介護福祉コース】

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・ 介護福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・ 現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる介護福祉士の資質能力及び実践力を身に付ける。
- ・ 介護福祉関連施設や社会サービス事業所等の管理・運営・計画能力を身に付け、自らが起業できる力も身に付ける。
- ・ 社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身に付ける。

【社会福祉学部 社会福祉学科 精神保健福祉専攻】

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・ 精神保健福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・ 現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる精神保健福祉士の資質能力を身に付ける。
- ・ 精神保健福祉関連施設等の管理・運営者として計画力等マネジメント能力を身に付け、社会貢献ができる力を身に付ける。
- ・ 社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身に付ける。

【社会福祉学部 社会福祉学科 経営福祉専攻】

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・社会福祉事業に関する専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・現代社会の福祉ニーズに対応すべく、社会状況を見通し、物事に進んで取り組み、組織の管理運営への積極性や確実な行動力などの資質能力を身に付ける。
- ・社会福祉関連施設等の経営・管理者として計画力等マネジメント能力を身に付け、社会貢献ができる力を身に付ける。
- ・社会福祉分野の起業家、経営者としての社会的責務・倫理を理解し、リーダーシップを身に付ける。

【社会福祉学部 保育児童学科】

保育児童学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・保育士、幼稚園教諭、保育教諭等になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・乳幼児保育の専門家として、的確な対象理解力と子どものニーズへの対応力を身に付ける。
- ・子どもを取り巻く現代社会の問題を理解し、的確かつ柔軟な思考力、実践力を備えた多様な保育ニーズに対応できる資質・能力を身に付ける。
- ・園経営、クラス運営などのマネジメント能力を身に付けるとともに、多様な人々とともに、目標に向けて協力する力を身に付ける。

【教育学部 教育学科】

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・教育に関する思想、歴史、法律、制度、方法等の基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・子どもの発達や心理に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・情報化・グローバル化社会の中で変動する教育現場に対応するため、幅広い視野から物事を判断する力を身に付ける。
- ・他者との対話を通して、考えを明確にし、思考を発展させることができる。
- ・教育現場における課題を自ら発見し、解決する力を身に付ける。
- ・実際の教育現場で活用できるディスカッションやプレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニングを基本とする双方向対話型の教育方法を身に付ける。

【教育学部 教育学科 学校教育専攻】

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・学校教育に関する思想、歴史、法律、制度、方法等の基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・子どもの発達や心理に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・情報化・グローバル化社会の中で変動する学校教育現場に対応するため、幅広い視野から物事を判断する力を身に付ける。

- ・他者との対話を通して、考えを明確にし、思考を発展させることができる。
- ・学校教育現場における課題を自ら発見し、解決する力を身に付ける。
- ・実際の学校教育現場で活用できるディスカッションやプレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニングを基本とする双方向対話型の教育方法を身に付ける。
- ・日本語や外国語、ICT (Information and Communication Technology) を活用して、多国籍児童とも円滑にコミュニケーションできる力を身に付ける。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻】

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ多国籍児童生徒にも対応できる多文化・国際理解に必要な知識を身に付ける。
- ・国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。
- ・国際教育の様々な場における複雑な問題を発見し、問題解決に向けた思考力を身に付ける。
- ・グローバル化社会の中、教育機関等多様な分野で日本と海外の橋渡しとなる日本語教育力と異文化コミュニケーション能力を身に付ける。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻 国際教育コース】

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ多国籍児童生徒にも対応できる多文化・国際理解に必要な知識を身に付ける。
- ・異文化相互理解を促進するため、比較文化的視点で日本文化を理解し発信する力を身に付ける。
- ・国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。
- ・国際教育の場における人間環境や国際保健に関係する複雑な問題を発見し、問題解決に向けた思考力を身に付ける。
- ・グローバル化社会の中、教育機関等多様な分野で日本と海外の橋渡しとなる日本語教育力と異文化コミュニケーション能力を身に付ける。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻 日本語教育コース】

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・日本語教育に関する思想、歴史、法律、制度、方法等の基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ多国籍児童生徒にも対応できる多文化・国際理解に必要な知識を身に付ける。
- ・国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。

- ・日本語教育の現場における複雑な問題を発見し、問題解決に向けた思考力を身に付ける。
- ・グローバル社会の中、教育機関等多様な分野で日本と海外の橋渡しとなる日本語教育力と異文化コミュニケーション能力を身に付ける。

【心理学部 心理学科】

心理学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・心理学に関する専門的な知識・技能を体系的に習得し、主体的に、専門的学問に取り組む力を身に付ける。
- ・現代社会が抱えるさまざまな問題を発見し、その解決に向けて心理学の観点から科学的にアプローチできる能力を身に付ける。
- ・ヒューマンサービス等、心理の関連分野において、心理学の知識を応用して実践的に活躍できる力を身に付ける。

<大学院>

【全学方針】

東京福祉大学大学院は、以下の能力を身に付け、所定の単位を修得し、学位論文の審査に合格した学生に対して、卒業を認定し、学位を授与する。

1. 高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を主体的に身に付ける。
2. 各研究科・専攻の人材養成に係わる目的を通して、人間、社会問題を理論的、科学的にとらえ、柔軟な思考力による問題発見、分析、解決のための知識、技術、価値倫理を身に付ける。
3. 「講義」「演習」「調査」などを通して、専門職者として求められる専門知識・技術を意欲的に修得し、学位論文に反映し、社会貢献できる力量を身に付ける。

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程前期(修士課程)】

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える指導者並びに研究者。

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程後期(博士課程)】

社会福祉学の新しい研究方法の開発と新しい社会福祉実践の理論と方法の構築に貢献できる研究者、さらに国内外の大学、研究所、国連などの国際機関で主に研究者として指導的役割を果たすことができる指導者並びに研究者。

【社会福祉学研究科 児童学専攻修士課程】

幼児教育や特別支援教育の現場、保育、病児・病後児保育や子育て支援の現場、児童福祉関連施設や行政の現場などで、実践的に幅広く活躍できる指導者並びに研究者。

【教育学研究科 教育学専攻修士課程】

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる指導者並びに研究者。

【心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程前期(修士課程)】

「こころ」の「やまい」や不適応症状の早期発見、早期治療、予防や教育的カウンセリングに精通し、「こころ」の問題や葛藤に苦しむ人々に、レベルの高い臨床心理技術と福祉の心を持って適切に対応できる高度専門職業人並びにその分野の研究者。

【心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程後期(博士課程)】

臨床心理学に関するより高度な研究と教育を体系的に実践し、臨床心理学実践に関わる指導者並びに臨床心理学の研究者。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-11】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」【資料F-1】と同じ

【資料1-2-12】「東京福祉大学 学則」【資料F-3】①と同じ

【資料1-2-13】「東京福祉大学大学院 学則」【資料F-3】②と同じ

【資料1-2-14】「大学ホームページ」(コンプライアンス宣言)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/compliance/compliance.html>)

【自己評価】

「学校教育法施行規則(第172条の2)」の改正に伴い「大学が公開すべき基礎情報」を大学ホームページにおいて公表している。大学ホームページに「コンプライアンス宣言」を公開し、運営の実際と学内諸規則との齟齬が生じた場合や法令の改正に直ちに対応できるように「法務室」を設置し、法令遵守に向けての学内諸規則の点検・見直しを日常的に行っている。以上のことから、大学運営における法令への適合は維持されていると判断する。

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

＜本学自身の変化への対応＞

本学は、開学以来規模を拡大し、現在、学部は1学部から3学部、大学院も3研究科に、キャンパスも1キャンパスから4キャンパスを有するに至っている。平成23(2011)年には大幅な組織改革を行い、2名の副学長に全学委員会を統括する役割を託している。さらに、平成26(2014)年には「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画(平成27年度～平成31年度5ヵ年計画)」(以下、「中長期計画」という。)を策定し、全学を俯瞰して組織相互の連携を管理・促進できるようになっている。「建学の精神」「大学の使命」に示された本学の教育・

研究の基本理念と個性・特色は、このような組織構築の努力を背景に今日も維持されており、その成果は、国家試験合格者数の全国ランキングや、高い就職率の維持にも現れている。

＜社会の変化への対応＞

[中長期計画]

本学をめぐる社会の変化、環境条件(学生の家庭の経済状況、少子化に伴う大学経営のあり方の変化、福祉政策の変化、関係法令の改正)の変化を踏まえて、「中長期計画」には、「教育目的」の実現のための具体的な方針が示されている。

[教育目的やカリキュラムの変更]

平成27(2015)年度には、「認定こども園法」の改正による平成27(2015)年4月からの新たな「幼保連携型認定こども園制度」の施行、「保育教諭」資格取得の特例に合わせ、社会福祉学部保育児童学科の「教育目的」に「保育教諭」を加えて、学則(第1章第1条人材育成等に係る目的)を変更している。心理学部の「教育目的」については、学生が心理の職域のみならず、近接領域である福祉・教育及び一般職に就職先を広げている現状を反映した変更を行っている。また、教育学部については、平成28(2016)年、グローバル化する社会の変化に合わせて「教育目的」「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に国際化の観点を入れた大幅な変更を加えている。社会の変化に合わせたカリキュラムの変更は、絶えず「カリキュラム編成専門部会」によって検討を行い、「学部教授会」又は「研究科委員会」を経て「教育研究評議会」で審議・見直しを行っている。

[留学生の受入れ]

少子高齢化の波を見越した平成21(2009)年の理事長談話に伴い、留学生を積極的に受け入れるようになった。我が国に生活が定着するように留学生日本語別科及び留学生支援室を平成24(2012)年秋に池袋キャンパス・名古屋キャンパス、平成26(2014)年夏に伊勢崎キャンパスに設置し、留学生の支援を推進している。その結果、平成28(2016)年度は留学生の中から、ソーシャルワーク実習(池袋キャンパス15名)、保育実習(池袋キャンパス2名)、介護等体験(池袋キャンパス2名)、教育実習(池袋キャンパス1名・伊勢崎キャンパス2名)の現場実習の経験実績が生まれ、徐々に就労の可能性も見えてきたところである。

こうした本学自身の変化、社会の変化を踏まえ、使命・目的及び教育目的の適切性を確認し、必要に応じた見直しを行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-15】「GUIDE BOOK 2018(大学総合案内)」【資料F-2】①と同じ

【資料1-2-16】「大学院案内 2017」【資料F-2】②と同じ

【資料1-2-17】「東京福祉大学 学則」【資料F-3】①と同じ

【資料1-2-18】「東京福祉大学大学院 学則」【資料F-3】②と同じ

【資料1-2-19】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」

【資料1-2-20】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 年次計画」

【自己評価】

平成12(2000)年の開学以降、大学の組織・規模は拡大し続け、大学を取り巻く社会も変化してきたが、「建学の精神」「大学の使命」で示された教育・研究の基本理念や本学の個性・特色は一貫して維持されている。これは、学長のリーダーシップの下、副学長を中心に教学組織が統括され、各組織から情報収集しながら、変化に柔軟に対応する仕組みが構築され、機能するようになったためであり、大学自身や社会の変化に対する対応は適切であると判断する。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学生数の変化、学内教学組織の変遷、及び社会の変化や法令の変化に伴い、適切に見直しを行っていく。

「就職に強い大学」という本学の特色を支える国家試験対策や教員採用試験対策は、在学する学生だけでなく、すでに卒業した学生や社会人にもニーズがあると考えられる。そのため、今後は、卒業生への国家試験や公務員・教員採用試験対策も行っていく。これらは各専門部会の年次計画にも現われている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

「基準項目1-3を満たしている。」

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

本学の「建学の精神」「大学の使命」は、大学ホームページや大学案内を通して学内外に広く周知している。各学部・学科・大学院研究科の「教育目的」に変更があった場合は、「学部教授会・研究科委員会」「教育研究評議会」「理事会」の審議・決定を経て、「学部教授会・研究科委員会」等を通して全教職員に周知している。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-3-1】「大学ホームページ」（建学の精神・使命・教育の目的）【資料1-1-3】と同じ
(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料1-3-2】「GUIDE BOOK 2018(大学総合案内)」【資料F-2】①と同じ

【自己評価】

「建学の精神」「大学の使命」に基づく、各学部・学科・大学院研究科の「教育目的」は、「学部教授会・研究科委員会」「教育研究評議会」「理事会」で審議され、役員、教職員の

理解と支持を得て決定している。「教育目的」は、全教職員に周知されており、役員、教職員の理解と支持は得られているものと判断する。

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

「建学の精神」「大学の使命」に基づく「教育目的」を学則に明記しており、大学ホームページ、大学案内等を通して学内外に発信している。また、法令改正や時代の変化を踏まえ、それらに変更の必要が生じた場合は、「学部教授会・研究科委員会」で協議を経て、「教育研究評議会」「理事会」での審議・決定を経て、改訂し、全学に周知を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-3-3】「大学ホームページ」（建学の精神・使命・教育の目的）【資料1-1-3】と同じ
(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料1-3-4】「GUIDE BOOK 2018(大学総合案内)」【資料F-2】①と同じ

【資料1-3-5】「東京福祉大学 学則」【資料F-3】①と同じ

【資料1-3-6】「東京福祉大学大学院 学則」【資料F-3】②と同じ

【自己評価】

「建学の精神」「大学の使命」に基づく、各学部・学科・大学院研究科の「教育目的」は、学内での意思決定を経て、大学ホームページ、大学案内、履修要項等に明記され、学内外へ適切に周知されていると判断する。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

【事実の説明】

平成26(2014)年11月の理事会(第8回)で決定した「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画(平成27年度～平成31年度5ヵ年計画)」の「第1章 長期ビジョン」に「建学の精神(第1節)」及び「大学の使命(第2節)」の実現に向けての決意と目標を示している。

3つの方針のうち、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」には、本学が育成しようとする人材の具体的な能力(国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル)を反映している。「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」には、「双方向対話型授業」を通して「思考力」「創造力」「問題発見・解決能力」を身につけるといふ本学の教育方法・教育理念を表現している。これら3つの方針は、「建学の精神」「大学の使命」及び各学部・学科・研究科の「教育目的」に基づいている。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-3-7】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」【資料1-2-19】と同じ

【資料1-3-8】「大学ホームページ」（建学の精神・使命・教育の目的）【資料1-1-3】と同じ
(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料1-3-9】「GUIDE BOOK 2018(大学総合案内)」【資料F-2】①と同じ

【自己評価】

「大学の使命」「教育目的」は、「中長期計画」及び3つの方針「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に反映されていると判断する。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学の教育研究組織は、「東京福祉大学 教学組織図(本稿19ページ)」に示したとおりであり、「大学の使命」「教育目的」を反映し、本学が目指す能力・資質を備えた人材を育成するため、教学組織の専任教員が「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図(本稿19ページ)」に示した各委員会・専門部会の構成員となり、学生の入学から就職までを支えている。

教養教育の授業科目の編成・実施に関する事項については「教養教育専門部会」、公務員試験・教員採用試験等の就職試験や社会福祉士・精神保健福祉士国家試験等の資格試験等のほか全学のキャリア教育に関する事項については「キャリア教育専門部会」、カリキュラムの編成全般に関する事項については「カリキュラム編成専門部会」が協議し、方針を示している。教育内容及び授業方法の改善に関する必要事項については「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」(以下、「FD専門部会」という。)が授業の質の維持と向上を目的とした具体的な取り組みを行っている。これらは、副学長を委員長とする「全学教務委員会」が統括し、各活動の推進・調整を行っている。

また、学生の安心・安全な生活を支えるために「全学学生支援委員会」「ハラスメント防止・対策専門部会」、ボランティア活動や実習活動を支えるために「地域連携推進専門部会」「福祉実習専門部会」「教育実習専門部会」を設置している。採用試験対策や就職支援においては「就職支援室」「福祉専門職支援室」「教職課程支援室」がその役割を担い、事務組織と教学組織が一体となって学生の夢の実現を支援している。各活動の推進・調整については、副学長を委員長とする「全学総務委員会」「全学教務委員会」が統括している。

このように、「大学の使命」「教育目的」の実現に向けては、学長のリーダーシップの下、副学長が全体を俯瞰し、緊密な連携の下にその任が遂行されるよう全学体制を整備している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料1-3-10】「東京福祉大学 教学組織図」(本稿19ページ)
- 【資料1-3-11】「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」(本稿19ページ)
- 【資料1-3-12】「東京福祉大学 教育研究評議会の委員会に関する規程」
- 【資料1-3-13】「東京福祉大学 全学総務委員会規程」
- 【資料1-3-14】「東京福祉大学 全学教務委員会規程」
- 【資料1-3-15】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教養教育専門部会規程」
- 【資料1-3-16】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くキャリア教育専門部会規程」
- 【資料1-3-17】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会規程」
- 【資料1-3-18】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメン

ト専門部会規程」

【資料1-3-19】「東京福祉大学 全学学生支援委員会規程」

【資料1-3-20】「東京福祉大学 全学総務委員会に置くハラスメント防止・対策専門部会規程」

【資料1-3-21】「東京福祉大学 全学総務委員会に置く地域連携推進専門部会規程」

【資料1-2-3】と同じ

【自己評価】

教育組織の専任教員が教学の運営に係る組織の構成員として実務を行い、「大学の使命」「教育目的」に掲げた人材の育成を支えている。また、教学組織と事務組織との連携により、入学から就職まで学生の学修と学生生活を支援する体制が整備されており、「大学の使命」「教育目的」の実現に向けた教育研究組織は整備され、適切に運営されていると判断する。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

「大学の使命」「教育目的」の有効性は、就職率や国家試験合格者数に現れているが、今後は、“学生が自分の希望する就職先に就職できたか”といった学生側の満足度にも着目した仕組みの構築が必要である。これまでの、「学生による授業評価」というフィードバックの仕組みに加えて、平成27(2015)年度から「学生満足度調査」も実施するようになっており、今後はこれらの仕組みを充実させていく。

【基準1の自己評価】

「建学の精神」に基づく「大学の使命」「教育目的」は、具体的かつ簡潔な文章で表現されている。また、「大学の使命」「教育目的」と整合した教育研究組織は適切に整備されており、本学自身や社会の変化に柔軟に対応し、法令が遵守されているかといった検証も法務室の業務として日常的に行われている。本学の個性・特色としての高い「国家試験合格者数」や「就職率」を支える基盤である「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業による教育方法」は、FD研修等によって現在も継承され、「建学の精神」である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材の育成」は実現されている。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

東京福祉大学(以下、「本学」という。)の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」は、「全学教務委員会」が中心となり、その内容について検討を行い、全学の承認を受け、次のとおり明確になっている。

「東京福祉大学のアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」

【大学学部】

東京福祉大学は、その建学の精神・教育理念に基づき、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力・行動力が備わった、社会福祉、教育、心理分野の専門職者の養成を目的としている。

そのために、実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性を身に付けることや本学の各学部・学科で養成する各分野の専門家に必要な専門的な知識・技能を体系的に理解するとともに、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付けさせることを重視している。

本学の入学者選抜では、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、AO(Admissions Office)入試をはじめ多様な入試方法を用意し、学習意欲・熱意、人間相手の仕事への適性を持つ方にぜひ入学の機会を提供したいと考え、以下のように本学の入学者受入れ方針を定めている。

1. 本学の教育理念、教育目標・内容・方法等を理解した上で入学を希望する者
2. 将来、社会福祉関係、保育関係、学校教育関係、心理学を生かした職業を目指し、チャレンジ精神や意欲がある者
3. 自分や他の人を大切にし、「やさしさ」「思いやり」「人間性」にあふれる熱意のある者
4. 東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていこうという意欲のある者

【大学院】

東京福祉大学大学院では、学生に対し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力の獲得をめざし、卒業までに確実に学生の学問的能力を高められるよう、「講義」「演習」などを通して、双方向対話型の教育を実践するとともに倫理規定に沿った「調査」を行っている。また、学生個人の学習に対する強い意欲や将来の目標への熱意、学問領域への関心があり、国際社会を生きる各分野のリーダーとして高潔な人格形成を目指している。

本大学院の入学者選抜試験では、こうした国際感覚や研究意欲があり、学び続けることができる能力を持った学生を選抜することに主眼を置いている。「読む力」「論理的思考力」「書く力」など、学問・研究に必要な基礎的な能力について、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、選抜試験を実施する。

本大学院では、次にあげるような学問・研究に必要な基礎的な能力と人間性がある人材を求めている。

1. 東京福祉大学院の実践的・効果的な教育を継続して学び、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力の獲得を目指そうとする意欲がある者
2. 各分野の学問的・実践的リーダー的な人材になりたいという強い熱意がある者
3. 教養を生かし、他人を大切にする「やさしさ」、「思いやり」及び「人間性」がある者

「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」は、「大学ホームページ」「GUIDE BOOK 2018(大学総合案内)」「募集要項」等を通して学内外に周知を行っており、「GUIDE BOOK 2018(大学総合案内)」「募集要項」等は、全国の高等学校へも送付している。さらに受験希望者対象の「オープンキャンパス」においても「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」の周知を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-1】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」

【資料2-1-2】 「GUIDE BOOK 2018(大学総合案内)」 【資料F-2】 ①と同じ

【資料2-1-3】 「大学ホームページ」(アドミッション・ポリシー)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料2-1-4】 「昼間部通学課程募集要項 2017年度」 【資料F-4】 ①と同じ

【自己評価】

「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」は明確に定められており、学内外への周知も適切に行われていると判断する。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

本学の入学試験は、A0入試、外国人留学生A0入試、推薦入試、Special奨学生入試(一般教科型)、一般入試(2科目型・文系2科目型・3科目型・得意科目1科目型・センター試験利用型)、特別選抜入試(社会人・帰国生徒・外国人留学生)の試験方法で実施している。いずれの試験方法においても「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に沿って、単に知識の有無を問う問題だけでなく、思考力、判断力、表現力等の受験者の持っている潜在的可能性を評価できるような記述式の問題を中心としている。なお、各試験方法の特徴は次のとおりである。

<A0入試>

A0入試では、本学の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に深く理解を示し、本学で能力を伸ばす意欲のある者を求めており、出願にあたりオープンキャンパスに参加することを条件とし、試験科目として、事前に課せられる課題レポートに基づく発表とグループ討論を取り入れている。

<外国人留学生A0入試>

外国人留学生A0入試においても、本学の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に適合する者を求めており、面接試験においても、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に基づき、対話型の授業を通し能力を伸ばせる可能性のある人材を選抜できるよう、受験者間の討論を取り入れている。

<推薦入試>

推薦入試は、公募制学校推薦(福祉系学校推薦を含む)、指定校推薦と自己推薦があり、全て推薦・出願要件に「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に適合することを明記している。自己推薦においては、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に適合し、①志望分野に関心・意欲がある者で、ボランティア活動で実績があると認められる者、②志望分野に関心・意欲がある者で、高等学校生活において所属する体育会系・文化系クラブ、又は個人的に所属する団体等で全国大会・県大会・コンクール等において優秀な成績をおさめた者、③志望分野に関心・意欲がある者で、①②以外で個人的にめざましい業績のある者、のいずれかに該当することが出願要件となっている。

<一般入試・Special奨学生入試(一般教科型)>

一般入試では、本学独自の学科試験のほか、大学入試センター試験を利用した選抜も行われている。Special奨学生入試(一般教科型)は、一般入試同様、本学独自の学科試験であり、合格者のうち成績優秀者を奨学生として採用する入試である。一般入試・Special奨学生入試(一般教科型)ともに、本学独自の試験問題作成にあたって、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に基づく作問方針に留意し、問題が作成されている。

＜特別選抜試験＞

特別選抜試験は、社会人、帰国生徒、外国人留学生を対象とする試験であるが、本学の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に適合する者が共通の出願資格となっている。

また、他の大学・短期大学・専門学校卒業者等を対象とした編入学試験も実施しており、ここでも面接時において、本学の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に適合する人物であるか審査を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-5】 「GUIDE BOOK 2018(大学総合案内)」 【資料F-2】 ①と同じ

【資料2-1-6】 「大学ホームページ」(入試情報)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/admissions/index.html>)

【資料2-1-7】 「東京福祉大学 入学者選抜規程」

【自己評価】

「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に基づき、試験方法ごとに学生の受入れ方法は工夫され、入学試験は適切に実施されている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

本学の入学者数は、近年、全体的に減少傾向にあり、平成28(2016)年度入学状況においては、入学者数が定員を大きく下回る「定員割れ」の状態であった。この状況を改善するため、平成29(2017)年度入学生の募集においては、従来の広報活動に加えて新たに次のような複数の対策を講じている。

＜入学定員の変更＞

より実情に即した定員配分にするため、出願状況が比較的好調な社会福祉学部社会福祉学科と特に定員充足率の低い社会福祉学部保育児童学科及び教育学部教育学科の学科間で定員の増減を行い、平成29(2017)年度より社会福祉学部社会福祉学科を定員270名から360名に増員、社会福祉学部保育児童学科を300名から230名に減員、教育学部教育学科を300名から280名に減員、それぞれ変更している。

＜教育学部・心理学部における組織改編＞

教育学部教育学科及び心理学部心理学科において、一層魅力ある教育内容の充実を図るため、平成29(2017)年度より各学科内に新たに専攻・コースを編成・設置することとし、広報を行っている。教育学部教育学科については、よりグローバルに教育に貢献する人材育成を目指す「国際教育専攻(新設の国際教育コース及び既設の日本語教育コースの2コース制)」及び従来の教員養成課程を「学校教育専攻」とした2専攻体制としている。心理学部心理学科については、希望の資格や将来の進路ごとにカリキュラムを設定し、「総合心

理学コース」「発達・教育心理学コース」「臨床心理学コース」「犯罪心理学コース」「福祉心理学コース」「社会・ビジネス心理学コース」の6コース制としている。

<入試改革>

一般入試において、従来の入試方法に加え、受験生が自らの得意分野・科目のみでチャレンジできる新たな入試方法を導入するなど、多様な入試方法を用意することで受験生がより受験し易くなるような入試改革を実施している。

<奨学金制度の拡充>

経済的な学費支援策として、本学独自の奨学金制度について、従来の奨学金制度に加え、新たに平成29(2017)年度入学者を対象にした「入学前予約型奨学金制度」及び「Special奨学生入試」を設け、高校生に広報し選抜を実施している。

「入学前予約型奨学金制度」は、受験前に申請、世帯収入を基準に受給予約者を決定し、決定後に改めて入試を受験することができる制度であり、受給者は年間授業料の半額が4年間免除になり、給付型のため奨学金の返還を不要としている。また、「Special奨学生入試」では、AO入試、推薦入試、一般教科型入試の各成績上位者を対象にSpecial奨学生を決定し、受給者は4年間の授業料及び施設設備費を全額免除とし、給付型のため奨学金は返還不要としている。

<広報の改善>

広報活動の改善策として、主に次の2点について新たな試みを実施している。

インターネットを利用した広報として、大学ホームページに新たに対象を受験生に特化した「受験生応援サイト」を開設し、学部学科情報、入試情報、イベント情報等を分かりやすく受験生に提供している。また、昨今、大多数の高校生が使用しているスマートフォン上で最も見やすくなるよう、大学ホームページの表示形式自体を改良している。

また、保護者に向けた広報として本学を紹介する冊子「保護者のための東京福祉大学だより」を定期的に作成し、配布している。

近年の入学定員に対する入学者の割合(定員充足率)について見てみると、平成25(2013)年度～平成28(2016)年度までの4年間においては、大学全体で、平成25(2013)年度102.7%、平成26(2014)年度95.0%、平成27(2015)年度89.3%、平成28(2016)年度74.7%と毎年減少し続けており、平成26(2014)年度以降は毎年入学定員を下回る、所謂「定員割れ」の状態にあった。学部学科別に見ても、社会福祉学部社会福祉学科は116.3%(平成25年度)～90.4%(平成28年度)、社会福祉学部保育児童学科は76.9%(平成25年度)～51.7%(平成28年度)、教育学部教育学科は108.7%(平成25年度)～77.0%(平成28年度)、心理学部心理学科は126.7%(平成25年度)～84.5%(平成28年度)と、各学科とも大幅な減少が続いていた。また、同じく平成25(2013)年度～平成28(2016)年度までの入学者実数についても、心理学部心理学科においては毎年小幅な増減で一定数を維持していたが、その他の社会福祉学部社会福祉学科、社会福祉学部保育児童学科及び教育学部教育学科では大幅に減少しており、特に保育児童学科においては平成25(2013)年度と比べ100名以上減少している状況であった。

しかし、前述したとおり、この状況を改善するための多面的な対策を講じ努力した結果、平成29(2017)年度入学者の定員に対する割合は、社会福祉学部社会福祉学科99.4%(前年90.4%)、社会福祉学部保育児童学科72.2%(前年51.7%)、教育学部教育学科96.8%(前年

77.0%)、心理学部心理学科123.5%(前年84.5%)と、いずれの学部学科においても大幅に増加・回復させることができ、大学全体でも97.4%(前年74.7%)と、ほぼ入学定員を充足している。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-8】 「過去5年間の入学定員充足率」

【資料2-1-9】 「教育学部教育学科改編リーフレット」

【資料2-1-10】 「心理学部心理学科改編リーフレット」

【資料2-1-11】 「昼間部通学課程募集要項 2017年度」 【資料F-4】 ①と同じ

【資料2-1-12】 「東京福祉大学学費サポート2017リーフレット」

【資料2-1-13】 「大学ホームページ」(受験生応援サイト)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/>)

【資料2-1-14】 「保護者のための東京福祉大学だより(第1号・第2号・第3号)」

【自己評価】

平成 29(2017)年度入学生を確保すべく、平成 28(2016)年度は学生募集・広報活動において様々な対策を講じた結果、前年と比較し全学的に大幅に入学者が増え、大学全体としては、ほぼ定員どおりの入学状況に回復している。しかし、社会福祉学部保育児童学科においては定員を大きく下回っているなど、まだ学科間のバラつきがあるため、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持できるよう改善努力を継続していく。

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を明確に定め、あらゆる方法を利用して周知を図っている。本学の入学試験は「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に基づき適切に実施されており、今後も「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」の積極的な周知と入学試験を適切に実施するために試験内容の検討・改善に継続的に取り組んでいく。

入学者数については、前述のとおり、平成 28(2016)年度に様々な広報・学生募集対策を実施した結果、平成 29(2017)年度入学者を大幅に増加させることができたところではあるが、社会福祉学部保育児童学科においては未だ定員より大幅に少なく、また、今後も全学的に安定して入学者を確保できるよう、平成 29(2017)年度以降も引き続き検証と改善の努力を続けていく。

まずは現在の高校生や保護者の進学に対する考え方、視点、希望動向等、ニーズを正確に把握した上で、それを基に本学の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」がより受け止められやすくなるような取り組みを進めていく。そのために、本学独自及び外部業者による各種調査等を実施、分析し、最大限広報活動に活用していく。

また、平成 28(2016)年度より始めた「入学前予約型奨学金制度」及び「Special 奨学生入試」を含めた本学独自の奨学金制度を引き続き実施し、経済的に進学を躊躇していた受験者層の取り込みも図っていくとともに、近年では高校生の進路決定に保護者の意見が大きく影響していると言われていたため、引き続き保護者へのアプローチも拡大していく。

近年の高校生はなによりも「スマートフォン」を使い情報収集を行うことがあたりまえになっているため、大学ホームページだけでなく「スマートフォン」向けの情報発信についてもさらに強化していく。

平成30(2018)年度より社会福祉学部保育児童学科を保育児童学部として独立改組する手続きを進行中である。これにより、地域の保育施設との連携促進により、保育者養成校としての充実とイメージ強化を図っていく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」は、「教育の目的」を踏まえて、全学と学部・学科・専攻ごとにその方針を明確にしている。また、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に基づいて編成された授業内容・シラバス内容は大学ホームページを通して学内外に公表を行っている。

「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」

東京福祉大学は、その建学の精神・教育理念に基づき、国際的な視野を持ち激動の世界で活躍できる、柔軟で合理的な思考力と行動力が備わった、社会、福祉、教育、心理分野の専門職者の養成を目的とする。今後、これらの専門職に求められる最先端の社会科学、行動科学、生物科学、経済科学などの知識に精通し、しかも、これらの科学的知識・技術を現実の社会に応用できる人材の育成をするため、以下の方針に基づいて教育課程編成し実施する。

1. 人間の日常生活に求められる他者への思いやり、社会生活に求められる教養、倫理、基本的コミュニケーション能力を身につけるため、全学共通カリキュラムとして、総合教育科目を設置する。
2. 学部・学科の専門的な知識、技術、価値・倫理を修得するため、専門教育科目を設置する。
3. 自己の専攻分野を超えて、関連領域の専門科目を学び、幅広い知識、技術、価値倫理を修得するため、資格課程科目を設置する。
4. 柔軟な思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力を身につけるために、

双方向対話型の授業を実施する。

5. 教養科目及びキャリア支援教育科目の履修を通して、入学から卒業まで継続的にキャリア開発、専門職者育成に取り組む。

【社会福祉学部 社会福祉学科】

豊かな人間性の育成や基礎学力を身につけるための科目を充実させ、また国家試験合格、就職試験に生かせるキャリア教育に力を入れたカリキュラムを構成する。

<社会福祉専攻>

グローバル化の進展とともに、わが国はさまざまな問題に直面している。社会福祉士は多様化する現代社会において潤滑油として働く国家資格である。授業科目配置は、総合教育科目と専門教育科目とが緊密に連携している。実習は通年型又は集中型のプログラムで行い、並行して少人数クラスの演習に参加する。総じて、問題を抱える人たちの相談援助活動を担う豊かな感性と幅広い知識を習得する。あるいは社会福祉の知識・技術に加えて、社会福祉関連施設等の管理・運営に必要なマネジメント力を習得する。

<精神保健福祉専攻>

われわれの生きる時代は「脳の世紀」とも、あるいは「心の世紀」とも呼ばれる。精神保健福祉士は医療と福祉の両方にまたがるユニークな専門職である。本専攻では、科目履修しだいで、精神保健福祉士に加えて、社会福祉士の資格も合わせて取得することが可能である。実習は通年型又は集中型のプログラムで行い、病院、施設、地域と多岐にわたる。総じて、心を病む人たちと近親者の相談援助活動を担う確かな知識と柔軟な技術を習得する。

<経営福祉専攻>

少子高齢化、多様な福祉ニーズへの対応など、わが国はさまざまな問題に直面し、社会福祉施設や企業等においても解決すべき問題が山積みとなっている。本専攻では、社会福祉関連施設・機関、病院、企業等の管理・運営者として、地域の実情に即した福祉人材の配置や企画運営力を習得する。そのため、専門教育科目を中心に、合理的・健全な運営を行うために必要なマネジメント力を習得するとともに、社会福祉士受験資格取得も目指せるカリキュラムを編成し、経営福祉の知識・技術・価値倫理を習得する。

【社会福祉学部 保育児童学科】

保育児童学科は、保育専門職者の育成が主目的であって、乳幼児の保育実践力に加えて、子どもを取り囲む環境の改善、地域における子育て支援活動、保護者の育児相談などにも対応できる人材の育成を目指している。専門基礎として保育児童学概論、保育児童基礎演習、卒業研究に相当する保育児童専門演習などを配置し、理論と実技を統合しながら学習できるようカリキュラム編成している。保育士資格以外に社会福祉士受験資格、幼稚園教諭、小学校教諭の免許状等取得可能な科目を配置し、子ども、家庭、地域という広い範囲の社会システムに焦点をあてながら、保育の専門家養成を想定している。

【教育学部 教育学科 学校教育専攻】

学科の教育目標を達成するために学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づいた科目群を系統的に配置し、本学が培ってきた“アクティブ・ラーニング”の基本である双方向対話型の教育方法を実践する中で、教養教育科目、教職基礎科目、教科専門科目、実習・演習科目とキャリア支援科目とを有機的に関連させながら科目編成を行う。幅広い教養教育と実践的な職業教育を実現することで、本学部の教育目的を達成する。

- ・初年次教育においては、教養基礎演習をはじめとする総合教育科目で教養を身に付けつつ、教員になるために必要な基礎知識・求められる資質、能力について習得する。
- ・キャリア支援教育を初年次から4年次まで段階的に配置し、教員採用試験合格に向けた科目編成を行う。具体的にはキャリア基礎科目を1、2年次に配置し、教員採用試験の基本情報を初年次より学ぶ。また、キャリア開発科目を3、4年次に配置し、教員採用試験に向けた具体的対策が段階的に可能な科目編成を行う。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻 国際教育コース】

国際教育専攻国際教育コースでは、グローバルな教育人材育成のために、教育内容を、多文化・国際理解領域、比較文化的日本文化理解領域、人間環境と国際保健領域、言語理解領域、異文化理解教育・日本語教育の5つの領域に分けカリキュラム編成を行う。

- ・1番目の多文化・国際理解領域では、国際教育の現場で必要となる多文化理解を促進する領域(多文化理解入門、多文化コミュニケーション等)と国際理解を促進する領域(国際社会と日本、国際社会理解入門、海外留学入門、国際理解実習等)に分け科目編成を行う。また海外の協定大学との交換留学制度を活用することで実践的な国際理解が可能な科目編成とする。
- ・2番目の比較文化的日本文化理解領域では、他の地域文化との関連性から考察する比較文化的視点に配慮しながら科目構成を行う(東アジアの中の日本文化、比較日本文化論、比較文化学演習など)。
- ・3番目の人間環境と国際保健領域では、環境・保健の視点から国際教育を考察する科目編成を行う(人間環境学入門、国際保健学入門)。
- ・4番目の言語理解領域では、国際教育における言語理解を言語学的観点から考察する科目編成を行う(社会言語学、対照言語学、第二言語習得理論等)。
- ・5番目の日本語教育・異文化教育の領域では、グローバル時代の教育現場で必要となる異文化理解教育と日本語教育の実践力育成のための科目編成を行う(異文化コミュニケーション教育、日本語教育の理論と方法等)。

【教育学部 教育学科 国際教育専攻 日本語教育コース】

国際教育専攻日本語教育コースでは、教育内容を「日本語教育のための教員養成について」で提言されている以下の3つの領域に分けカリキュラム編成を行う。それらは、1. 「言語に関わる領域」、2. 「教育に関わる領域」、3. 「社会・文化に関わる領域」である。

- ・日本語を言語として専門的に教えるためには言語としての日本語と言語学全体の知識

が必要なため、1の言語領域は日本語の言語学的構造を学ぶ「日本語の構造」領域(日本語学、日本語学演習)と言語学の理論(言語学概論、社会言語学、第二言語習得理論、等)を学ぶ「言語と社会」領域に分け科目編成を行う。

- ・現代はグローバル化とともに異文化理解も重要なため、2の教育領域は、「日本語教育」領域(日本語教授法、等)と「異文化教育」領域(異文化接触と文化学習、異文化コミュニケーション教育、等)に分け科目編成を行う。
- ・3の社会・文化領域は、「日本の社会・文化」と名付け、日本文化の特殊性に焦点を置く(日本文化研究、日本文学と文化、など)とともに、他の地域文化との関連性から考察する比較文化的視点に特に配慮しながら科目構成を行う(東アジアの中の日本文化、比較日本文化論、比較文化学演習など)。

【心理学部 心理学科】

- ・「心の仕組み」を学ぶ科目、「心の問題」を紐解く実践的な科目、「心のケア」について学ぶ科目等を通して、科学としての心理学、応用としての心理学を深く学ぶ。
- ・専門展開科目において、心理学の各分野の理解を深めると共に社会福祉、精神保健福祉、教育などの心理学に密接した分野でのヒューマンサービスを学び、各現場で応用するための力を身につける。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-1】 「大学ホームページ」(カリキュラム・ポリシー)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【資料2-2-2】 「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」

【資料2-2-3】 「2017 履修要項」 【資料F-5】 ①②③と同じ

【資料2-2-4】 「2017 大学院要覧」 【資料F-5】 ④と同じ

【資料2-2-5】 「東京福祉大学 学則 別表」 【資料F-3】 ①と同じ

【資料2-2-6】 「2017 履修登録「履修の手引き」 通信教育課程」 【資料F-5】 ⑥⑦⑧⑨と同じ

【資料2-2-7】 「東京福祉大学 通信教育課程に関する規程」

【自己評価】

「教育の目的」を踏まえた、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」は明確になっており、大学ホームページ、大学案内、履修要項等に示され学内外に適切に周知されていると判断する。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に従い、各研究科、学部、学科、専攻、コースにおいて、各学修目標との整合性を図りながら、「シラバス作成の基

本方針」 「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に沿ったカリキュラム編成と、授業内容の体系的な教育プログラムとシラバスの作成を行っている。シラバスには、各授業科目の学修目標、講義概要、成績評価方法と評価基準、各回の授業展開と授業内容とその授業に関わる学習課題として事前学習・事後学習の内容を明示し、また、履修順序に基づいた科目番号を付番(コース・ナンバリング)している。このナンバリングシステムの導入によって教育課程の体系的編成が明示されている。全授業科目のシラバスは冊子の形で全教員と全学生へ配布しているほか、大学ホームページにも掲載し、学外からも閲覧できるようになっている。

教育学部教育学科では、平成27(2015)年2月19日に文部科学省より日本語教育コースのカリキュラム編成と授業内容に対しての是正意見があったことから、「教育の目的」「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「日本語教育教員養成課程のカリキュラム」「日本語教育コースの教育内容とシラバス」の内容の整合性の点検と検討を行い、カリキュラム編成と授業内容の修正を行っている。また、通信教育課程の教育学部教育学科日本語教育コースにおいても同様の修正作業を行っている。この修正作業の途中で、文部科学省より平成28(2016)年2月19日に「日本語教育コースのカリキュラム変更に伴う経過措置や読み替え規定が存在しない点に関する是正意見」及び「キャンパス間での授業内容の統一・連携等に関する仕組みが構築されていない点に関する改善意見」があった。本件は、平成27(2015)年度にも一度是正意見があったため、今回は警告という形での通知であったため、これを受け緊急的に全学的な教育課程の改善を実施している。なお、具体的な改善内容は「経過措置、読み替え規定の学則への位置づけ」、「旧課程の履修者に対応した適切な規定の学則への位置づけ」である。

また、教育学部教育学科ではグローバル時代に、より対応した教育課程にするため、平成29(2017)年度より教育学科を学校教育専攻と国際教育専攻の2専攻に分け教育課程を再編成している。さらに国際教育専攻は、国際教育コースと日本語教育コースの2コース制として教育課程を再編成している。

キャンパス間の授業内容の統一と連携の仕組みとして、平成27(2015)年度の準備期間を経て、平成28(2016)年度より同一科目シラバスの講義概要と学習目標を共通化する親シラバス制度を導入・開始している。また、学期(セメスター)の終わりに「同一科目担当者連絡会」を開催し、担当科目及び授業の反省と次年度に向けた改善点について話し合い、より望ましいシラバスへの改善に努めている。

平成28(2016)年9月2日の「設置計画履行状況等調査」においては、教育課程の体系化に関して次の2つの意見が提示されている。

[意見1]

1つ目は、「シラバス作成のためのガイドライン」において「授業形態」「講義概要」「学習目標」は各科目において共通化されているが、さらに一定の水準を保つための組織的対応や仕組みについて工夫する必要性がある点についてであった。この意見に対して「成績評価の方法」のあり方について、全てのキャンパスにおいて教育水準の維持を図る必要があり、次の2つの改善策を全学的に実施している。

<改善策1>

「シラバス作成のためのガイドライン」の「(Ⅱ)．親シラバス制度」「(Ⅳ)．シラバス作成記入例」について「成績評価の方法」を「成績評価の規準と評定の方法」と改め、「成績評価の規準と評定の方法」では、目標に準拠した評価を行うことを明確にしている。具体的に「何ができるようになったか」「何を学んだか」「どのように学んだか」等を評価・評定の統一観点として客観性を重視することとし、シラバスの項目内に「成績評価の規準と評定の方法」を具体的に記述することとした。このほか、論文(レポート)、試験、実技、口頭試問、受講態度、参加姿勢等を考慮し、同一科目における評定割合を統一している。シラバスは「シラバス作成のためのガイドライン」に基づいて作成することを徹底しており、学期(セメスター)ごとに同一科目の担当者会議を開催し、会議で協議された事項は次年度のシラバス作成に反映することとしている。昨年度(平成28年度)は、同一科目の担当者協議を11月・12月に開催し、その協議内容は「同一科目協議会報告書」として報告している。

<改善策2>

各学期(セメスター)の終わりに「担当科目実施報告書」を科目担当教員に配付し、それを基に同一科目担当者で協議を行い、その結果を各科目の責任者がまとめて、シラバスに反映させる。特に「成績評価」は「担当科目実施報告書」に欄を設け、記述することにより、「成績評価」に関して一定の水準が担保されているかの検証が可能となり、「成績評価」の適正化と全てのキャンパスの教育水準が維持されることとなった。

[意見2]

2点目は、通信教育課程の学生が自学自習する上において、学習がスムーズに進められるような案内等の必要性に関する点である。これについては、通信教育課程の学生が単位分の学習を効率的に自学自習できるように、通学課程(事前学習、対面授業、事後学習)に準じて「シラバスの有効な使い方」を作成し、学習の進め方、履修方法についての具体的な方向性を示し、不安なく学習ができるように、平成28(2016)年10月に学生用ホームページに掲載している。また、「第9回 通信教育委員会(平成28年9月15日開催)」において、通信教育課程の学修に係る事項を継続して協議していくために新たに「通信教育教務専門部会」(通学課程に設置している全学教務委員会の機能をもつ、通信教育の専門部会)を設置し、通信教育課程の学生の自学自習が進むようにシラバス、教材等の検討・改善を行っている。

上述のとおり「設置計画履行状況等調査」での2点の教育課程の体系化に関する意見に対して具体的な対策を行うとともに、「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に沿ったカリキュラム編成を行っている。カリキュラム編成専門部会を中心として、授業内容の適切性について、継続的な点検と見直しを実施し、平成27(2015)年度にナンバリングシステムを反映した「カリキュラムマップ」「カリキュラムツリー」の素案を策定している。「カリキュラムマップ」には、各学科・専攻・コースを構成する全科目の科目概要・学習目標のほか「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」の該当項目番号を明示している。各科目の科目概要・学習目標は、平成27(2015)年度に導入した科目概要と学習目標を共通化する親シラバス制度に基づき、各キャンパスにおける同一科目間の整合性と教育の

機会均等を推進している。平成28(2016)年度には「カリキュラムマップ」と履修系統図を意味する「カリキュラムツリー」を策定し、教育課程の体系化と透明化を図っている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料2-2-8】 「大学ホームページ」(シラバス)
(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/syllabus.html>)
- 【資料2-2-9】 「2017 シラバス」 【資料F-12】 ①～⑧と同じ
- 【資料2-2-10】 「平成29年度シラバスの内容確認について」(平成29年1月26日付)
- 【資料2-2-11】 「シラバス作成のためのガイドライン」
- 【資料2-2-12】 「大学ホームページ」(教育プログラム)
(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/academic/index.html>)
(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/graduateschool/index.html>)
- 【資料2-2-13】 「大学ホームページ」(教育システム)
(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/system.html>)
- 【資料2-2-14】 「大学ホームページ」(通信教育課程)
(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/correspondence/index.html>)
- 【資料2-2-15】 「東京福祉大学 学則」 【資料F-3】 ①と同じ
- 【資料2-2-16】 「東京福祉大学 通信教育課程に関する規程」【資料2-2-7】 と同じ
- 【資料2-2-17】 「東京福祉大学 教育課程及び履修方法に関する規程」
- 【資料2-2-18】 「東京福祉大学 通信教育課程における教育課程及び履修方法に関する細則」
- 【資料2-2-19】 「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」 【資料2-2-2】 と同じ
- 【資料2-2-20】 「東京福祉大学 全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会規程」
【資料1-3-17】 と同じ
- 【資料2-2-21】 「東京福祉大学 通信教育委員会に置く通信教育教務専門部会規程」
- 【資料2-2-22】 「担当科目実施報告書」
- 【資料2-2-23】 「同一科目担当者協議会報告書」
- 【資料2-2-24】 「東京福祉大学 カリキュラムマップ」
- 【資料2-2-25】 「学部・学科・コース別 カリキュラムツリー」

【自己評価】

全授業科目のシラバスは、全教員・全学生に春期・秋期別に冊子配布されているほか、大学ホームページにも公表されている。「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に沿って教育課程は体系的に編成され、シラバスには授業科目内容等のほか、科目の履修順序に基づいた科目番号(コース・ナンバリング)が付番され、このナンバリングシステムによって教育課程の体系化が進められている。

また、平成28(2016)年度より同一科目シラバスの科目概要と学習目標を共通化する「親シラバス制」の導入が始まり、同一科目におけるキャンパス間の不一致の問題などが是正され、教育の機会均等のための方策が全学的に進行している。同年(平成28(2016)年)から

は「成績評価の規準と評定の方法」も親シラバスで共通化することとなり、学修目標の達成度の規準化とともに評定の方法を共通化することで同一科目におけるキャンパス間の教育水準が維持されている。これにより教育の機会均衡が一層促進化されており、教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発は行われていると判断する。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の体系化と透明化は、「カリキュラムマップ」「親シラバス」を毎年確認・評価することで推進していく。また、各学期(セメスター)の終わりに「担当科目実施報告書」の提出を義務付け、「同一科目担当者連絡会」を継続的に実施していくことでキャンパス間の同一科目において教育水準が維持されているか継続して確認を行っていく。今後は「同一科目担当者連絡会」に加え、カリキュラムツリーに基づいた科目間の担当者協議を実施し、科目間でのシラバス調整を可能とすることで教育課程の体系化の更なる整備を行っていく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

学修及び授業の支援については「全学教務委員会」が中心となり、教員と職員が協働で調整を図りながら全学的に遂行している。各学期(セメスター)のはじめに行っているオリエンテーションでの履修指導においては、アカデミックアドバイザーと教務課職員が連携して履修登録に関する質問に対応するなど履修指導を行っており、履修登録も教員と教務課職員が確認を取りながら円滑かつ適切に進めている。

本学の教員は、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」に基づき、授業時間外に学生が教員の研究室等において、学習上の疑問点などについて、個人的な相談や指導を受けることができるようオフィスアワーを設けている。オフィスアワーは原則として週3時間以上を設定することとなっており、シラバスにオフィスアワーの場所、曜日及び時間帯を明示するとともに、研究室前に詳細を掲示して学生に周知している。平成28(2016)年度から教員は担当授業科目を超えて学生のキャリア開発支援に役立つ指導を行うことを推奨しており、研究室前にはそうした内容も掲示して学生の積極的な相談を促している。

授業編成に関しては、全学年次を通じて、科目名称は学部により異なるが「キャリア開発教育科目」として「キャリア基礎演習」「キャリア開発演習」等の科目をカリキュラムに組み込んでいる。これらの科目は、1-2年次では、大学での勉学に必要な基礎教養と広範な一般知識を身に付けるための講義、3年次以降は各専門分野の専門知識及び資質・能力を身に付けさせるための講義で編成している。

「演習・実習科目」の学習効果を高めるため、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育アシスタント(TA・SA)制度に関する規程」に基づいて、教育アシスタント(TA・SA)を効果的に採用している。教育アシスタント(TA・SA)の学生は、授業を担当する教員の指導・助言のもと、授業の事前準備、学生からの質問対応、演習・実習等の教育業務の支援等を行っており教育効果を高めることに有効となっている。また、教育アシスタント(TA・SA)は、教育者を目指す学生の教育実践を行う場でもあり、経験や資質向上の機会ともなっている。

通信教育課程では、平成28(2016)年9月に「オンデマンド型スクーリング」サイトを開設し、一部の授業のインターネット配信を開始している。また、同サイトから履修情報の確認、各種事務手続き等もできるようになっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-3-1】 「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」 【資料2-2-2】 と同じ

【資料2-3-2】 「2017 シラバス」 【資料F-12】 ①～⑧と同じ

【資料2-3-3】 「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育アシスタント(TA・SA)制度に関する規程」

【資料2-3-4】 「授業出席記録」

【資料2-3-5】 「授業出席状況報告書」

【資料2-3-6】 「学生指導報告書(授業出席状況等)」

【資料2-3-7】 「Web履修システム(『TUSW-C. E. Web』)利用方法」(学生に配布した案内)

【資料2-3-8】 「アカデミックアドバイザー年間業務一覧」

【資料2-3-9】 「平成28年度 アカデミックアドバイザー調査アンケート」

【自己評価】

本学の学修及び授業の支援は、アカデミックアドバイザー、全学教務委員会、教務課等の事務組織が連携して行う体制が整備されている。また、授業を担当する教員は各授業の学習時間のほか、週3時間以上のオフィスアワーを設けて、学生への学修支援を行うこととなっている。授業運営においては授業の事前準備等を含め、TA(Teaching Assistant)等は積極的に活用されており、教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援は充実していると判断する。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

アカデミックアドバイザーの業務を支援するために、平成27(2015)年度に「アカデミックアドバイザー支援専門部会」を設置している。「アカデミックアドバイザー支援専門部

会」は、学生の単位取得状況や学習到達度等、アカデミックアドバイザーの指導システムを体系化する役割を果たしている。平成 28(2016)年度は「アカデミックアドバイザー年間業務一覧」を作成し、平成 29(2017)年度は「アカデミックアドバイザー年間業務一覧」の見直しと修正を実施する予定となっている。また、平成 28(2016)年度より「アカデミックアドバイザーに関するアンケート」を実施している。

通信教育課程では、平成 29(2017)年 5 月 1 日現在、「社会調査法」「精神保健福祉援助技術論」「精神保健学」「社会保障論 I」の 4 科目をオンデマンド型スクーリングで提供している。平成 29(2017)年度には「高齢者福祉論」「児童・家庭福祉論」「社会福祉原論」「保健医療」の 4 科目の開設が予定されており、今後、さらにオンデマンド型スクーリングで提供する科目を増やしていく予定である。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【事実の説明】

本学における授業科目の履修は、文部科学省令「大学設置基準」に定められた単位制に基づいて実施している。卒業・修了認定等の基準は「東京福祉大学 学則」及び「東京福祉大学大学院 学則」に明確になっており、学部生の履修については「本学を卒業するためには原則として4年以上在学し、社会福祉学部においては128単位以上を、教育学部、心理学部においては124単位以上を修得しなければならない。なお、他学部の科目を履修し、取得した単位を卒業要件単位(社会福祉学部128単位、教育学部124単位、心理学部124単位)に算入することができる。ただし、GPA(Grade Point Average)の通算が2.0以上でなければ卒業を認定することはできないものとする。」と定め、卒業・修了認定にあたっては、各学部教授会・各研究科委員会の「卒業・修了判定会議」において審議を行っている。

本学のGPA制度は、各科目とも5段階(A・B+・B・C・F)で成績評価をし、それぞれに対して4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、1単位当たりの平均GPAを算出している。単位修得はCでも可能だが、卒業のためには通算のGPAが2.0以上であることが必要であり、3学期(1年半)連続してGPAが2.0未満の学生に対しては、退学を勧告することとなっている。ただし、突然退学勧告がなされるのではなく、学部長などから学生に学習指導・生活指導を行い、それでも学力不振が続いた場合に退学を勧告することとなっている。

単位認定については学則に基づき「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」「東京福祉大学 試験及び学業成績判定に関する内規」「東京福祉大学 通信教育課程における試験及び学業成績判定に関する内規」に明確に定めている。履修要項には、成績評価、単位認定、卒業・修了認定等に関する詳細を明記しており、オリエンテーションでは全学生に口頭で説明を行っている。本学では単位認定の前提要件

として、原則として授業時間数の4分の3以上(15回中12回以上、30回中23回以上)の出席を満たすことを要件としており、欠席防止の対策として、各授業科目の教員は授業を2回以上欠席した学生の「学生指導報告書(授業出席状況等)」を作成し、教務課に提出することになっている。教務課は欠席した学生の「学生指導報告書(授業出席状況等)」を担当するアカデミックアドバイザーに配布し、アカデミックアドバイザーは欠席した学生から欠席の理由を確認し、必要かつ適切な指導を行っている。その指導内容は一週間以内に「学生指導報告書(授業出席状況等)」に記載し、教務課を経て、学部長(学科長)に報告することとなっている。また、アカデミックアドバイザーは担当する学生全員の授業出席記録を教務課から受け取り、学生の授業出席状況を確認するとともに必要に応じた指導を行っている。以上のことから、本学では単位認定要件を満たすための適切で速やかな指導体制が確立している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料2-4-1】「東京福祉大学 学則」【資料F-3】①と同じ
- 【資料2-4-2】「東京福祉大学大学院 学則」【資料F-3】②と同じ
- 【資料2-4-3】「東京福祉大学 学位規程」
- 【資料2-4-4】「2017 履修要項」【資料F-5】①②③と同じ
- 【資料2-4-5】「2017 大学院要覧」【資料F-5】④と同じ
- 【資料2-4-6】「2017 履修の手引き ABCD 通信教育課程」【資料F-5】⑤と同じ
- 【資料2-4-7】「東京福祉大学 通信教育課程に関する規程」【資料2-2-7】と同じ
- 【資料2-4-8】「東京福祉大学 試験及び学業成績判定に関する内規」
- 【資料2-4-9】「東京福祉大学 通信教育課程における試験及び学業成績判定に関する内規」
- 【資料2-4-10】「東京福祉大学 学部教授会規程」
- 【資料2-4-11】「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」
- 【資料2-4-12】「学生指導報告書(授業出席状況等)」【資料2-3-6】と同じ
- 【資料2-4-13】「授業出席記録」【資料2-3-4】と同じ
- 【資料2-4-14】「授業出席状況管理 業務マニュアル(H26.12作成)」

【自己評価】

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確化されており、学則ほか関係する諸規程、履修要項等に示されている。卒業・修了認定の審査手続きについても、その手続きは明確になっており、厳正に適用されていると判断する。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は履修要項に詳細に記載しているが、今後、「東京福祉大学 試験及び学業成績判定に関する内規」に基づいた試験及び学業成績判定方法も履修要項に記載することを検討している。厳正でより一層一貫した成績評価システムの構築を目指すとともに、シラバスの単位認定の基準についての記載方法に関しても、定期的な点検と改善を実施していく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

本学は、平成12(2000)年の開学時から、学生への現場実習支援と就職活動支援に対する意識が高く、開学当初から「就職支援室(設置当時の名称は「就職指導室」)」を設置している。平成14(2002)年に「福祉専門職支援室(設置当時の名称は「実習指導室」、その後「福祉実習指導室」と改称し、さらに名称を変更し現名称)」を設置し、平成22(2010)年1月には「教職課程支援室(設置当時の名称は「教員養成サポートセンター」)」を設置し、進路・就職・実習の専門分野における全学的な支援を行っている。教務課に属する「就職支援室」「福祉専門職支援室」「教職課程支援室」の各支援室と、「全学教務委員会」の下部組織である「福祉実習専門部会」「教育実習専門部会」「教養教育専門部会」「キャリア教育専門部会」とが相互に連携して支援計画を策定・実施している。また、実習・就職に関わる支援については、その実施状況も詳細に確認している。

学生が各種実習に行く際は事前・事後の指導のほか、実習先への巡回(以下、「実習巡回」という。)指導も実施している。実習巡回・帰校指導は、基本的に各専門分野の専任教員が行い、担当する支援室に報告書を提出している。学生への個別指導は、担当する支援室、アカデミックアドバイザー、実習巡回指導にあたる教員が密に連携をとり、学科レベルでの支援活動の徹底を図っている。

学生一人ひとりが納得のいく進路を選択し、社会に貢献できるような人材に育つよう、1年次から4年次までのカリキュラムの流れの中で、科目名称は学部により異なるが「キャリア基礎演習科目」「キャリア開発演習科目」を中心としたキャリアガイダンスを展開している。「キャリア基礎演習科目」「キャリア開発演習科目」の具体的内容として、低学年次は「学習に対する基本的姿勢、公共心(良識)、表現力、自己分析能力、当該学科の専門分野の理解等を身につける」、高学年次になるに従って「職業に関する多様な選択肢の理解をさせ、自己の冷静な分析(適性)によって職業についての認識を深める」よう配慮している。アカデミックアドバイザーの主導のもと、学外から卒業生及び一般企業の方を招聘して社会的・職業的自立に関する支援を行っている。公務員・教員等の採用試験、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士等の国家試験等を受験希望する学生を対象とした受験対策講座を開講しているほか、就職面接を想定した模擬面接の実施、学外企業・施設の人事採用担当者を招いての就職相談会の開催等、きめ細やかなサポート体制の強化充実を図っている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-5-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」【資料 2-1-1】と同じ
- 【資料 2-5-2】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く福祉実習専門部会規程」
- 【資料 2-5-3】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教育実習専門部会規程」
- 【資料 2-5-4】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教養教育専門部会規程」
【資料 1-3-15】と同じ
- 【資料 2-5-5】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くキャリア教育専門部会規程」
【資料 1-3-16】と同じ
- 【資料 2-5-6】「福祉実習専門部会議事録(平成 28 年度 全 10 回)」
- 【資料 2-5-7】「教育実習専門部会議事録(平成 28 年度 全 5 回)」
- 【資料 2-5-8】「教養教育専門部会議事録(平成 28 年度 全 6 回)」
- 【資料 2-5-9】「キャリア教育専門部会議事録(平成 28 年度) 全 5 回」
- 【資料 2-5-10】「2017 シラバス」【資料 F-12】①～⑧と同じ
- 【資料 2-5-11】「教育実習(初等)の手引き[小学校教諭一種免許状]」
- 【資料 2-5-12】「教育実習(初等)の手引き[小学校教諭二種免許状]」
- 【資料 2-5-13】「幼稚園教育実習の手引き[幼稚園教諭一種免許状]」
- 【資料 2-5-14】「幼稚園教育実習の手引き[幼稚園教諭二種免許状]」
- 【資料 2-5-15】「教育実習の手引き[高校一種・中学一種・特別支援一種]」
- 【資料 2-5-16】「養護実習・看護臨床実習の手引き[養護教諭一種免許状]」
- 【資料 2-5-17】「教育実習の手引き[幼稚園・小学校教諭免許状]」通信教育部
- 【資料 2-5-18】「教育実習の手引き[教育実習(中等)・特別支援教育実習]」通信教育部
- 【資料 2-5-19】「養護実習・看護臨床実習の手引き[養護教諭一種免許状]」通信教育部
- 【資料 2-5-20】「教育実習の手引き」[教職員用]
- 【資料 2-5-21】「ソーシャルワーク実習の手引き」
- 【資料 2-5-22】「精神保健福祉援助実習の手引き」
- 【資料 2-5-23】「介護実習の手引き」
- 【資料 2-5-24】「保育実習の手引き」
- 【資料 2-5-25】「保育実習の手引き」[実習施設用]
- 【資料 2-5-26】「福祉・保育実習の手引き」通信教育部
- 【資料 2-5-27】「平成 29 年度版 巡回指導の指針(SW・精神保健福祉援助実習)」
- 【資料 2-5-28】「平成 29 年度版 巡回指導の指針 参考資料編」
- 【資料 2-5-29】「就職の手引き 平成 30 年 3 月卒業予定者用」
- 【資料 2-5-30】「就職の手引き-教員編-教員を目指す人へ- 平成 30 年 3 月卒業予定者用」
- 【資料 2-5-31】「進路登録カード」
- 【資料 2-5-32】「過去の就職率の推移 平成 27 年～平成 29 年」
- 【資料 2-5-33】「公務員合格者数の推移 平成 27 年～平成 29 年」
- 【資料 2-5-34】「国家試験合格者数の推移 平成 27 年～平成 29 年」
- 【資料 2-5-35】「一般企業合格者数の推移 平成 27 年～平成 29 年」
- 【資料 2-5-36】「平成 28 年度 福祉実習巡回ワークショップ プログラム」
- 【資料 2-5-37】「平成 28 年度 東京福祉大学 福祉実習連絡協議会(日程・プログラム)」
- 【資料 2-5-38】「東京福祉大学 実習コンピテンスの概要」

【自己評価】

本学独自の教育方法、充実したキャリア教育、国家試験対策等の成果は、高い就職率と多くの国家試験合格者数にも表れており、読売新聞社が発行する「就職に強い大学」特集等において、平成17(2005)年7月から11年連続して文系大学の中で「就職に強い大学 全国一位」として評価されている。

就職関係のデータ管理について、現在は卒業時の個々の学生の住所、実習先や就職先をデータベースで管理しており、就職支援室、教職課程支援室、福祉専門職支援室で情報共有している。

本学は教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備されていると判断する。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は整備されており、就職支援室、教職課程支援室、福祉専門職支援室の各支援室は「中長期計画」に沿って業務を遂行している。

就職支援室は、「卒業生には安定した就職」、「学生の志望キャリアを尊重した進路指導」、「一般職・公務員等あらたな就職先の開拓」をテーマとして目標を掲げている。近年、一般企業への就職希望者が増加傾向にあり、学内において一般企業の人事採用担当者を招いた「合同企業説明会」の開催を計画している。また、留学生の社会的・職業的自立に関する指導のために、留学生支援室を中心とした進学・授業相談や日常の幅広い生活支援のほか、卒業後の就職・進路に関わる指導・支援等に関しても適切な支援が行えるよう、公共職業安定所等の「外国人雇用促進センター」の紹介経験者を採用する等、就職・進路指導・支援等に関わる豊富な経験を持つ人材を登用し、留学生に特化した就職支援体制の整備と強化を行っていく。また、就職関係のデータベース管理についても、同窓会と連携し、卒業生自身の支援や卒業生の就職先へ就職を継承していけるようなシステム構築の検討を行っていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学では、学期(セメスター)制を取り入れており、授業科目の履修は文部科学省令「大学設置基準」に定める単位制を導入している。単位認定の前提条件として、原則、授業実

時数の4分の3以上(15回中12回以上、30回中23回以上)の出席を満たし、試験の上、平素の成績(以下、「GP(Grade Point)」という。)を含め総合的に評価して、合格と判定された場合に認定している。科目レベルの教育目的の達成状況は学期(セメスター)ごとのGP(Grade Point)によって把握することができ、GP(Grade Point)の把握と学期(セメスター)ごとに実施している「学生による授業評価アンケート」の結果を基に「カリキュラム編成専門部会」が、シラバスの点検を行い「教育目的」を達成するためのカリキュラム編成と教育内容の工夫・開発を行っている。

アカデミックアドバイザーは、各学期(セメスター)の終了後、GP(Grade Point)、実習施設・実習校、授業出席状況、学生生活における特記事項等を記入する「在学生個別状況調査票」を作成することになっており、学生の教育目的の達成状況を定期的に点検できる体制と仕組みを整備している。また、成績不良学生への対策として教育目的の達成状況の把握と改善に向けた迅速、かつ適切な指導体制を整備しており、各学期(セメスター)の終了時に直近又は通算のGPA(Grade Point Average)が2.0未満の学生に対し、アカデミックアドバイザーが行った指導の内容とその後の経過を「成績不良指導報告書」として各学部長(学科長)を経て教務課に提出することになっている。具体的には、アカデミックアドバイザーが当該学生と個別面談を行い、授業中の態度、予習・復習状況、アルバイト実施状況等を確認し、本人に成績不良に陥った原因を振り返らせ、生活態度の改善や将来の展望等を考えさせることにより、自主的かつ意欲的に学習に組み込むよう促す等の指導を行っている。

本学の特色である「暗記力よりも柔軟な思考力や創造力、問題発見・解決能力を育成する教育」を受けるための準備訓練として、本学への入学予定者に対して入学事前学習課題として学部・学科ごとにディスカッションやレポート作成等を課している。本学の教育で重視している事項をテーマとし、このテーマを把握・分析・思考し、論理的に解答を導き出す基礎訓練を行っている。提出された解答は、本学専任教員が分担して、本学の教育目的を配慮しながら入学に向けた教育的助言も含め添削・返却している。また、この学習方法は「国語力」「思考力」「課題探究能力」等の基礎学力の向上に役立つ取り組みとなっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-6-1】「大学ホームページ」(就職・キャリア支援)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/qualification/index.html>)

【資料2-6-2】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会規程」

【資料1-3-17】と同じ

【資料2-6-3】「カリキュラム編成専門部会 年次計画(現在の活動内容)」

【資料2-6-4】「個別状況調査票」

【資料2-6-5】「成績不良者指導報告書」

【資料2-6-6】「成績不良指導報告書 業務マニュアル(H26.12作成)」

【資料2-6-7】「入学事前学習の課題について」

【自己評価】

学生の単位取得状況、就職率・国家試験合格者数等から教育目的は達成できており、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発も適切であると判断する。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

本学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善のため、「学生による授業評価アンケート」を導入・実施している。この「学生による授業評価アンケート」は、各学期(セメスター)の終わりに、授業科目ごとに、教員の授業の進め方、授業内容、教材内容のほか、教育内容の適切性など、多項目に質問を配した「授業評価質問票(A)(B)」を使用して受講学生が評価するものである。授業科目の評価が極端に低い専任教員については、学部長(学科長)が個別にヒアリング・指導を行い、次学期(セメスター)での授業方法の改善につなげるようにしている。学部長(学科長)の指導内容は「教員指導報告書」として、全学教務委員会の委員長である副学長に報告することとなっている。

この「学生による授業評価アンケート」のほか、「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」(以下、「FD専門部会」という。)による授業見学も継続的に実施しており、その評価結果は教育内容・方法及び学修指導等の改善と向上に向けて教員にフィードバックしている。また、本学の教育方法の特色である学生主体のディスカッションや発表等を取り入れた双方向対話型授業の徹底と学修指導内容等の改善を目的として、全教員参加による授業の相互参観を期間を設けて実施している。この教員相互による授業見学の実施後は、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」第9条(具体的授業方法)を踏まえて「授業見学報告書」を提出し、教員相互に授業・学修指導方法の具体的な改善に役立てている。

なお、「学生による授業評価アンケート」の集計結果は、本学附属図書館で閲覧が可能となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-6-8】「授業評価質問票(A)(B)」※学生による授業評価アンケート

【資料2-6-9】「授業評価質問票(A)(B) 通信教育課程」※学生による授業評価アンケート

【資料2-6-10】「平成27年度 秋期授業評価平均値一覧」

【資料2-6-11】「平成28年度 春期授業評価平均値一覧」

【資料2-6-12】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」【資料1-3-18】と同じ

【資料2-6-13】「大学ホームページ」(東京福祉大学について)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/about/index.html>)

【資料2-6-14】「平成28年度 授業見学について」「授業見学報告書」

【資料2-6-15】「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」【資料2-2-2】と同じ

【資料2-6-16】「教員指導報告書」

【自己評価】

「学生による授業評価アンケート」及び「授業見学」等の評価結果は、FD 専門部会による FD 研修会等を通じて授業方法・内容等の改善・向上に活かされており、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバックは適切に行われていると判断する。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

「学生による授業評価アンケート」は、「数値による評価」と「自由記述」の2種類で構成されている。「数値による評価」は本学附属図書館で閲覧が可能となっているが、学生が自由に記述した「自由記述」意見については開示していないため、今後、開示の必要性とその方法を含めて検討を行っていく。また、「教育目的」の達成状況をより具体的に把握するため、学生による「授業評価」の質問項目の具体的な見直しを検討していく。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

「基準項目 2-7 を満たしている。」

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

本学では、学生が大学生活を円滑に、有意義にそして安全に送れるよう、学内の規則、諸手続きの方法、課外活動等、学生生活の全般的な理解を目的とした「学生生活の手引き(冊子)」を入学時に入学生全員に配布し、オリエンテーションにおいて、その詳細について説明を行っている。

通信教育課程の学生を除く通学課程の学生(院生も含む)に専任教員からなるアカデミックアドバイザーを配置し、学生支援に関する次の業務を担当している。

①学業・学修に関する支援

成績の不振な学生に対して、本人への面接指導、保証人及び授業科目担当教員、教務課職員との連絡調整等の個別的な対応を行う。

②キャリア形成に関する支援

就職未内定者に対して、面接指導及び「就職支援室」との連絡調整など個別的な対応を行う。

③その他

その他、健康、生活、経済に関わるような問題については、それぞれ「保健相談室」「学生相談室」「教務課」「教職課程支援室」「福祉専門職支援室」と連携し、専門的な支援が展開できるよう調整を行う。

また、全学的な学生支援については、「全学学生支援委員会」が学生生活の安定のための具体的な方策を審議・実施しており、ハラスメント等については「全学総務委員会」に

「ハラスメント防止・対策専門部会」を設置して防止と対策を行っている。各キャンパスの「教務課」では、学習に関する相談のほか、課外活動、奨学金、アルバイト等、学生生活全般に関する総合窓口業務を行っている。なお、学生生活の安定のための具体的支援の現状は次のとおりである。

①「課外活動支援による学生生活の安定」

本学公認の課外活動団体(以下、「公認サークル」という。)は、伊勢崎キャンパス39団体(体育系18団体・文化系21団体)、池袋キャンパス16団体(体育系7団体・文化系9団体)、王子キャンパス6団体(体育系3団体・文化系3団体)、名古屋キャンパス2団体(体育系1団体・文化系1団体)があり、多くの公認サークルは外部団体(福祉関係NPO法人、地域の障害児・者の団体など)と連携しながら活動している。公認サークルの全てに教員を顧問として配置し、学生の相談に応じるとともにサークルの活動支援を行っている。特に、東日本大震災をきっかけとして発足した学生ボランティアサークルについては、その性質上、外部団体との広いネットワークが発生することから、その分野に精通した教員が直接指導するようにしている。

②「アカデミックサービスの充実による学生生活の安定」

本学では、学生の学業や学生生活に関する相談を受ける学業相談員としてアカデミックアドバイザー制度を導入している。授業科目を担当する教員から教務課へ授業を2回以上休んだ学生の報告が行われ、教務課よりアカデミックアドバイザーにその状況が伝えられている。アカデミックアドバイザーは当該学生と面談を行い状況の確認と適切な指導を行い、その指導結果は教務課を通じて学部長(学科長)に報告されている。また、毎月の授業出席状況がアカデミックアドバイザーに報告され、授業の欠席回数の多い学生への指導を行っている。

授業科目を担当する教員は、授業時間以外に週3時間以上のオフィスアワーを設け、学生からの授業科目に関する学修相談に応じている。

また、実習や就職面の支援については、福祉専門職支援室、教職課程支援室、就職支援室が、アカデミックアドバイザーと連携しながら個々の希望や目標に向けた支援を行っている。

③「福利厚生による学生生活の安定」

学生の健康面やメンタル面については、保健相談室、学生相談室を設置し、相談に乗る体制ができています。池袋キャンパス・王子キャンパス・名古屋キャンパスは立地上、校舎周辺の食堂や売店を利用することができるが、伊勢崎キャンパス周辺には食堂や売店が無いのでキャンパス内にカフェテリアと軽食喫茶を設置している。また、伊勢崎キャンパスは最寄り駅から離れているため、これまで大学スクールバスを運行していたが、平成27(2015)年4月からは、大学が費用を負担し準備する特殊定期券を利用することによって、一般乗合(路線)バスを、スクールバスとして自己負担なしで利用できるようにし、バスの運行時刻についても授業時間を考慮の上、これまでの大学スクールバスの運行時刻と一般乗合(路線)バスとの運行時刻を合わせた形で増便し、利便性の向上を図っている。

スポーツデイや全キャンパス合同の行事等の際には、広く整備されたグラウンドのある伊勢崎キャンパスに池袋キャンパス・王子キャンパスの学生が集まるため、各キャンパス

から伊勢崎キャンパスの往復に無料送迎バスを手配するなど学生への交通費の負担軽減も行っている。

学内奨学金制度として、①入試成績の上位若干名で、特に優秀な成績をおさめたと認められた場合、年間授業料の半額(AO・推薦入試は全額免除有)が免除される「入試特待生奨学金制度」、②経済的理由等により納付が著しく困難であり、かつ、学業が特に優秀と認められた場合、又はその他特別の事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部に相当する額の奨学金が支給される「学内奨学金制度」、③学業が特に優秀と認められた場合、又はその他特別の事情があると認められる場合は授業料の全部もしくは一部に相当する額の奨学金が給付される「同窓会奨学金」のほか、東日本大震災で被災した学生への支援として、授業料を減免する制度がある。また、独立行政法人日本学生支援機構等の公的奨学金や修学資金の貸付等を利用する場合は、その申請方法を説明し、手続きを行う等、きめ細やかな対応で学生生活を支援している。

④アルバイト対策

学生の授業出席状況を基に、欠席、遅刻の多い学生を中心にアカデミックアドバイザーによる個別面談と指導等を行っている。そこでは、学生の細かな変化に着目し、特に日常生活の不調や学業不振がアルバイトを理由とする場合、学生を取り巻く労働環境が正しいものかどうか、学生相談室、全学学生支援委員会、教務課等と連携し、いわゆる「ブラックバイト」に巻き込まれることのないよう、予防啓発を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-7-1】 「大学ホームページ」(学生生活支援)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/assistance.html>)

【資料2-7-2】 「大学ホームページ」(コンプライアンス宣言)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/compliance/compliance.html>)

【資料2-7-3】 「大学ホームページ」(キャンパス情報)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/campus/index.html>)

【資料2-7-4】 「大学ホームページ」(就職・キャリア支援)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/qualification/index.html>)

【資料2-7-5】 「学生生活の手引き」 【資料F-5】 ⑪⑫⑬と同じ

【資料2-7-6】 「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生の課外活動団体の公認等に関する規程」

【資料2-7-7】 「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 公認団体等の助成金に関する細則」

【資料2-7-8】 「東京福祉大学 東日本大震災に伴う授業料等の減免に関する内規」

【資料2-7-9】 「東京福祉大学大学院 東日本大震災に伴う授業料等の減免に関する内規」

【資料2-7-10】 「東京福祉大学 学内奨学金規程」

【資料2-7-11】 「東京福祉大学大学院 学内奨学金規程」

【資料2-7-12】 「東京福祉大学 全学総務委員会に置くハラスメント防止・対策専門部会規程」 【資料1-3-20】 と同じ

【資料2-7-13】 「東京福祉大学 全学教務委員会に置くアカデミックアドバイザー支援専

門部会規程」

【資料2-7-14】 「アカデミックアドバイザー年間業務一覧」 【資料2-3-9】 と同じ

【資料2-7-15】 「授業出席記録」 【資料2-3-4】 と同じ

【自己評価】

学生生活の安定のための支援体制は整備され、適切に機能していると判断する。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

学生生活全般に関する学生の意見・要望は、アカデミックアドバイザー、教務課、福祉専門職支援室、教職課程支援室、就職支援室、保健相談室、学生相談室等が一次窓口となっている。また、平成26(2014)年・平成28(2016)年の過去2回、全学学生支援委員会による「学生生活満足度調査」を実施し、その結果は、理事長、学長、学部長(学科長)、各委員会の委員長、部会長、事務局各課所属長等を通じて全教職員へ報告を行っている。全学学生支援委員会は「学生生活満足度調査」であった意見・要望の把握と分析と対応策の検討を全学的な見地で行っている。なお、ハラスメント等の対策については、ハラスメント防止・対策専門部会を直接の相談窓口とすることで相談者のプライバシーを保護している。

学生生活における最重要課題である学修内容に関する意見・要望については、学期(セメスター)の終わりに実施している「学生による授業評価アンケート」によって把握することができ、そこでの意見・要望を教員の資質向上とカリキュラムの編成・内容の充実に活用している。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-7-16】 「大学ホームページ」(学生生活支援)【資料2-7-1】 と同じ

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/assistance.html>)

【資料2-7-17】 「大学ホームページ」(コンプライアンス宣言)【資料2-7-2】 と同じ

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/compliance/compliance.html>)

【資料2-7-18】 「大学ホームページ」(キャンパス情報)【資料2-7-3】 と同じ

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/campus/index.html>)

【資料2-7-19】 「大学ホームページ」(就職・キャリア支援)【資料2-7-4】 と同じ

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/qualification/index.html>)

【資料2-7-20】 「平成26年度 東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生生活満足度調査実施報告書」

【資料2-7-21】 「平成28年度 東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生生活満足度調査実施報告書」

【自己評価】

学生生活全般に関する学生からの意見・要望については、アカデミックアドバイザーをはじめ、学内の学生と関わる全ての組織体制において把握されており、個々の案件については、全学学生支援委員会ほか、関係する部署が具体的対応策の検討を行っている。

学生生活における最重要課題である学修に関しては「学生による授業評価アンケート」の集計結果と意見・要望がFD研修会等の教員の資質向上と教育方法の改善に活用されている。このように学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析を行う仕組みは確立しており、学生生活の改善と向上に活かされていると判断する。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

学修や生活、就職活動に困難を感じる学生を早期に発見し、支援していくためにアカデミックアドバイザーは重要な役割を担っているが、授業や実習巡回、委員会活動の合間に担当する全ての学生との面談時間を設けることはアカデミックアドバイザーにとって大変な負担となっている。こうしたアカデミックアドバイザーの負担を軽減し、適切な学生支援を行うためにも、アカデミックアドバイザー、教務課、福祉専門職支援室、就職支援室、教職課程支援室、保健相談室、学生相談室等が適切に連携し、個々の機能を補い合いながら学修や就職、学生生活に困難を感じる学生を早期に発見し、さらに学生サービスの維持と向上を図っていく。

アカデミックアドバイザーの支援と学生支援の更なる向上を目的として平成27(2015)年に「アカデミックアドバイザー支援専門部会」を設置し、現在、「アカデミックアドバイザー年間業務」を基にした活動マニュアルの策定を計画している。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

「基準項目2-8を満たしている。」

(2) 2-8の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

本学の専任教員数は141名であり、大学設置基準(103名)の1.37倍の専任教員数を擁し、全体の教育課程の運営に支障のない体制を確保している。

教養教育に関わる開講授業科目数の策定、開講授業科目の選定、教養教育の授業実施の総括、教員の学科目登録の管理、教養教育の授業科目の編成・実施等に関しては「教養教育専門部会」が運営管理を行っており、社会動向を踏まえて授業科目の改善を行っている。

専門教育に関しては、厚生労働省指定の資格課程や教職課程を考慮した教員を確保・配置している。必要に応じて専門教育の専任教員が教養教育の授業科目を担当することもある。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-8-1】 「大学ホームページ」(スタッフ・教員一覧)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/professor.html>)

【資料2-8-2】 「大学ホームページ」(就職・キャリア支援)【資料2-6-1】 と同じ

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/qualification/index.html>)

【自己評価】

大学設置基準を充足する教員数は確保されており、教養教育及び専門教育の授業運営は適切に行われている。本学の教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置は適切であると判断する。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

【事実の説明】

教員の採用・昇任等は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」「東京福祉大学 教員任用規程」「東京福祉大学 教員任用規程に関する内規」「東京福祉大学 学部・研究科 人事委員会規程」等に基づいて実施している。

教員の資質・能力向上への取り組みとして、新年度前の3月に「全学教務委員会」が主体となり、新任教員を含む全教員を対象とした「全学教員研修会」を開催している。この全学教員研修会では「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいたモデル授業とFD研修(授業の展開方法、学生への動機付け、成績評価、課題の出し方等)のほか、アカデミックアドバイザーを担当する教員への特別研修も行っている。非常勤教員には同様の研修を別日程で実施しており、専任・非常勤に関わらず、本学の授業方法を徹底して教授している。FD活動の企画・実施は「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」(以下、「FD専門部会」という。)が担っており、FD専門部会による教員の資質・能力向上のためのFD研修を年間を通して実施するとともに次のような授業見学も実施している。

①自由授業見学

随時、特に事前の連絡などせずに希望する授業を見学する。担当教員の講義の展開の様子などだけでなく、学生のありのままの状態などを知る手掛かりとなることがある。

②FD専門部会が期間とテーマを設定して行う授業見学

全教員が一斉に行う。実施にあたってのテーマはその都度異なるが、根幹にあるものは、「できない学生をいかにできるようにするか」という本学の建学の精神の具現化である。それに向けて、どのように対応したらよいか全員が研修する。

③FD専門部会による授業見学

学生評価などを基に、課題があると考えられる授業の改善を目的に行う。

【エビデンス・資料編】

- 【資料2-8-3】 「東京福祉大学 学部・研究科人事委員会規程」
- 【資料2-8-4】 「東京福祉大学 教員任用規程」
- 【資料2-8-5】 「東京福祉大学 教員任用規程に関する内規」
- 【資料2-8-6】 「東京福祉大学 教育学部教員の任用等に関する内規」
- 【資料2-8-7】 「東京福祉大学 教育学部教員の任用等に関する申し合わせ」
- 【資料2-8-8】 「東京福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科教員資格審査基準に関する内規」
- 【資料2-8-9】 「東京福祉大学 社会福祉士養成科目及び精神保健福祉士養成科目の担当教員の採用基準内規」
- 【資料2-8-10】 「東京福祉大学 保育士養成科目の担当教員の採用基準内規」
- 【資料2-8-11】 「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」 【資料2-2-2】 と同じ

【自己評価】

教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)に関わる学内諸規則は整備され、教員の資質・能力向上への取り組みとして新年度前に行っている全学教員研修会をはじめ、年間通じてFD活動が計画的かつ継続的に実施されている。教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組みは適切であると判断する。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

本学における教養教育は、専門教育の基礎を養うことだけでなく幅広い視野を持つ良識ある市民としての素養を涵養し、世界に貢献できる人材育成を目指している。教養教育の実施体制として、平成23(2011)年4月に「全学教務委員会」の下に「教養教育専門部会」を設置し、次の事項について具体的な審議・検討を行っている。

- ・教養教育における開講授業科目数の策定に関する事項
- ・教養教育における開講授業科目の選定に関する事項
- ・教養教育の授業実施の総括に関する事項
- ・教員の学科目登録の管理に関する事項
- ・その他教養教育の授業科目の編成・実施に関する事項

すでに「多文化コミュニケーション」(平成24年度)、「韓国の文化と言語Ⅱ」(平成25年度)を新設し、新たに、①「多文化理解入門」の設置、②「文章表現Ⅱ」「文章表現Ⅲ」の設置、③「アメリカの文化と言語Ⅱ」の内容の変更を行っている。これは本学の「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」にある、「全学共通の教養科目を含む総合教育科目群の履修を通して、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル(文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等)、情報処理能力など社会に求められる教養を身につける」ことを、これまで以上に徹底化することを目的としている。

【エビデンス・資料編】

【資料2-8-12】「東京福祉大学 全学教務委員会規程」【資料1-3-14】と同じ

【資料2-8-13】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教養教育専門部会規程」
【資料1-3-15】と同じ

【資料2-8-14】「履修要項」【資料F-5】①②③と同じ

【自己評価】

本学の教養教育科目は、学生が人間的素養を身につけることができるよう自然科学・人文科学・健康科学・語学の科目がバランスよく配置されている。

教養教育科目の科目編成と科目内容については、「教養教育専門部会」による検討が重ねられ、各学部教授会を経て実施されており、教養教育実施のための体制は整備されていると判断する。

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

専門教育・教養教育のさらなる充実に向けて、計画的な教員採用と配置、教育体制の効果的充実を目指していく。また、学生のニーズや社会的要請に応えるべく、教育内容の改善と教員の資質・能力の向上に全学的に取り組んでいく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

「基準項目 2-9 を満たしている。」

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

本学は、群馬県伊勢崎市の伊勢崎キャンパス(校地59,705㎡・校舎20,585㎡)、東京都豊島区の池袋キャンパス(校地277㎡・校舎15,137㎡)、東京都北区の王子キャンパス(校地1,855㎡・校舎6,524㎡)、愛知県名古屋市の名古屋キャンパス(校地8,748㎡・校舎3,394㎡)の4キャンパス(校地70,585㎡・校舎45,640㎡)を有している。各キャンパスには、講義棟、研究・研修棟、事務室、図書館、学生の福利厚生関係施設等を適切に設置し、教育と研究に適した環境を整備している。

平成26(2014)年4月に東京都北区に王子キャンパスを開設している。翌年(平成27(2015)年)3月には王子キャンパス2号館(4,078㎡)が完成し、池袋キャンパスの心理学部を移転している。王子キャンパスには、心理学の知見獲得に必要な、講義室、実験室、演習室、自習室、学生ラウンジ等が充足すると同時に、学生生活を全体的に支援する体制を整備している。

池袋キャンパスでは、校舎集約化の一環として、平成27(2015)年8月に旧代々木ゼミナール池袋校(4,214㎡)を賃借して整備し、9号館として利用を始めている。この9号館の開設により、隣接する8号館・図書館を含め、池袋キャンパスの主要な校舎が集約し、学生の利便性は向上している。池袋キャンパスでは、このほか、平成27(2015)年8月に4号館に理科実験実習室、平成28(2016)年4月に本館3Fに多目的実習室を新設し、教育環境の整備を行っている。

伊勢崎キャンパスから1時間ほどのところには、一度に約100名が宿泊・研修可能な「赤城山研修センター」を有しており、毎年度実施している新入生を対象とした2泊3日の宿泊研修等に活用されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-9-1】 「大学ホームページ」(キャンパス情報)【資料2-7-3】と同じ
(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/jukennavi/campus/index.html>)

【自己評価】

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境は適切に整備・管理されており、教育・研究に有効に活用されていると判断する。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

授業を行うにあたり、教員の指導が行き届くように、講義科目・内容に応じて学生数を管理しており、特に、実験、演習、実習等の科目は少人数で運営している。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-9-2】 「授業科目別学生数一覧表」

【自己評価】

授業を行う学生数については、学生からの意見や要望、教員から授業運営についての意見を踏まえ、全学教務委員会及び教務課が中心となって適宜見直しを行っている。現状、過大授業はなく、授業を行う学生数は適切に管理されていると判断する。

(3) 2-9の改善・向上方策(将来計画)

教育・研究機関としての教育施設・設備を充実させるとともに、安全と学生生活の充実に配慮した学校環境の整備を今後も進めていく。特に、池袋キャンパスの分散した校舎の集約化については、喫緊の課題として継続して取り組んでいく。伊勢崎キャンパスでは、体育館の耐震問題への対応として新体育館の建設を進めており、平成29(2017)年8月に竣工を予定している。

また、各キャンパスの緊急時の避難経路の確保と学内周知の徹底、及び避難訓練等の適切な実施を行い、学生の心身の安全確保を最大の目標として全学的な対応を行っていく。

[基準2の自己評価]

本学の3つの方針「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」「教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」は明確に示されている。この3つの方針に沿って、学生の受入れ、教育課程の編成、教育方法、学修・授業支援、就職支援、学生生活支援、卒業・修了の認定等、学生の入学から卒業・就職に至るまで、一貫性のある教育活動が行われている。

学生生活の安定のための支援については全学学生支援委員会と教務課、就職支援についてはアカデミックアドバイザーと就職支援室が中心となり、就職ガイダンスや各種研修会、個別就職相談、学内企業説明会等を実施している。パーソナルサービスについては、「学生相談室」「保健相談室」を設置し、専門相談員による支援を行っている。

教育環境については、教育と研究に必要な施設・設備は適切に整備・運用されている。王子キャンパスにおいては、平成27(2015)年3月に2号館が竣工したことで教育環境の快適性がさらに向上している。現在、池袋キャンパスでは分散した校舎の集約化を鋭意進めている。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

「基準項目3-1を満たしている。」

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

学校法人茶屋四郎次郎記念学園(以下、「本法人」という。)は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とし、東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部を設置・運営している。

事務組織、職制、職務分掌等については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」を定め、業務の能率的、かつ円滑な運営を行っている。

東京福祉大学(以下、「本学」という。)の「建学の精神」である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成」と、「大学の使命」である「できなかった子(生徒)をできる子(学生)にする教育」を実現するために、全学と各学部・学科及び各大学院研究科の「教育目的」を定め、「教育基本法及び学校教育法に則り、社会経済的背景における人間の行動・地域社会及び社会制度等に関する諸科学を総合的に教授、研究し、高潔なる人格と豊かな理想・感情を培い、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の理論と技術を体得させることによって優秀な社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の専門家を養成することを目的とし、広く社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の増進に直接寄与する」という使命を果たすべく人材の育成に努め、福祉・心理・教育・保育などの領域で活躍する人材を輩出している。

私学を取巻く厳しい社会環境の変化に迅速に対応し、教育機関としての社会的使命と目的を果たし着実に発展していくために、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画(平成27年度～平成31年度5ヵ年計画)」(以下、「中長期計画」という。)を策定し、「建学の精神と大学の使命の実現」「本学をめぐる環境条件の変化への対応」「中期長計画の重点目標」を長期ビジョンとして掲げ、「教育・研究に関する中期目標」及び「経営・管理と財務」に対するこれからの取り組みを示している。さらに中長期計画に基づく具体的な活動内容等を「年次計画」に落とし込み、中長期計画の実現に向けた具体的な取り組みを行っている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料3-1-1】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」 【資料F-1】 と同じ
- 【資料3-1-2】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」 【資料2-1-1】 と同じ
- 【資料3-1-3】 「東京福祉大学 学則」 【資料F-3】 ①と同じ
- 【資料3-1-4】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」 【資料1-2-19】 と同じ
- 【資料3-1-5】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 年次計画」 【資料1-2-20】 と同じ
- 【資料3-1-6】 「大学ホームページ」(建学の精神・使命・教育の目的)
【資料1-1-3】 と同じ
(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/philosophy.html>)

【自己評価】

「建学の精神」「大学の使命」の実現に向けて、経営の規律と誠実性は維持されている。また、私学を取巻く厳しい環境の変化に迅速に対応するため、平成27(2015)年度から「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 年次計画」を策定し、その実現に向けた取り組みを継続している。このように使命・目的の実現への継続的努力は行われていると判断する。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

【事実の説明】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為(第3条 目的)」に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、「教育基本法」「学校教育法」への遵守を示している。また、学校教育において遵守すべき「私立学校法」「大学設置基準」等の関係法令については、改正状況とその内容を確認し、高等教育機関として求められている学内の管理運営体制や関係諸規則について適切な対応を適宜実施している。法令等に基づき「就業規則」「事務組織規則」等の学内諸規則を適切に整備しており、全ての教職員は法令及び学内諸規則を遵守しながら業務を遂行している。

不正行為等については、平成23(2011)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を行っている。

「研究活動に関する不正防止」については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成26年2月15日改正)」に基づき、平成26(2014)年10月1日に「東京福祉大学 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」「東京福祉大学 科学研究における行動規範」の改訂を行うとともに、「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等の組織体制」を新たに整備制定し、全学教職員の参加する「全体ミーティング」及び教員を対象とする「研究倫理研修会」等において教職員への周知と徹底を行っている。こうした研究活動に関する不正防止に係わる学内諸規則は教職員がいつでも閲覧できるようサーバ共有フォルダで開示している。

平成25(2013)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」を制定し、理事長の指示に基づいて、職員の中から選任された監査担当者による「業務監査(業務執行手続における各種規程等の遵守に関する監査)」「会計監査(予算執行手続、財産管理における各種規程等の遵守に関する監査)」を年4回以上実施しており、監査結果は「内部監査報告書」として理事長に報告されている。また、外部監事による監査も「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」に基づいて適切に実施している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料3-1-7】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」
- 【資料3-1-8】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」
- 【資料3-1-9】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 非常勤教職員就業規則」
- 【資料3-1-10】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」
- 【資料3-1-11】 「東京福祉大学 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」
- 【資料3-1-12】 「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」
- 【資料3-1-13】 「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」
- 【資料3-1-14】 「東京福祉大学 科学研究における行動規範」
- 【資料3-1-15】 「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」
- 【資料3-1-16】 「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等体制図」
- 【資料3-1-17】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」
- 【資料3-1-18】 「内部監査実施報告書」

【自己評価】

高等教育機関として求められる管理運営体制や関係諸規則は整備され、大学運営は適切に行われている。学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令は遵守されていると判断する。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

人権侵害やハラスメント等の予防と対策について、「就業規則」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 セクシュアル・ハラスメントの防止及び措置に関する指針」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 セクシュアル・ハラスメント等の防止及び排除のための措置に関する規程」等に基づいて、全教職員への注意喚起を行っている。

セクシュアル・ハラスメント等の防止については、平成24(2012)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 セクシュアル・ハラスメント等の防止及び排除のための措置に関する規程」を改訂するとともに、「セクシュアル・ハラスメント等対策専門部会」を設置し、「セクシュアル・ハラスメント等の防止及び措置のための施策立案」「関連諸規則の整備並びに情報収集、広報啓発活動等の積極的推進」「苦情相談の受入れ窓口となり、苦情相談にかかわる問題の事実関係の確認及び当該苦情相談にかかわる当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決する」「苦情相談の受理、事実関係の確認及びそ

の対応と措置」等、セクシュアル・ハラスメント等の防止と対策に取り組んできたが、今般問題となっているアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、その他のハラスメントにその対象を拡大し、平成28(2016)年12月からは「ハラスメント防止・対策専門部会」としてハラスメント全般の防止と対策を行っている。

また、学生への指導・周知として、まず、入学時のオリエンテーションにおいて「学生生活の手引き」の冊子を配布して、学生生活全般に関する説明のほか、人権及びハラスメント等の防止、情報の取り扱い、薬物乱用の防止等、人権、安全への配慮についての注意・啓発を行っている。

学内施設内における防災と災害対策については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 防火管理規程」に基づいて実施しており、火災・水害・震災等のほか、大学に関わるリスク全般について、「全学総務委員会に置く危機管理対策作業部会」が、想定されるリスクの確認と具体的な予防対策を講じている。各キャンパスでは、毎年、防災訓練を実施しているほか、防災マップ・避難誘導マップを校舎内の学生の目に付く場所に掲示している。

学生・教職員の健康の確保と安全な学内環境の形成については、「労働安全衛生法」「東京福祉大学 安全衛生管理規程」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター規程」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 衛生委員会規程」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター運営委員会規程」等に基づいて、衛生委員会と保健管理センター運営委員会が中心となり健康・安全の維持・管理を行っている。具体的には、インフルエンザ等の感染症や熱中症等の予防等に関するポスター等の掲示と学内啓発、衛生委員会による学内安全パトロールの実施と危険個所の改善を行っている。毎年、教職員を対象に安全衛生教育も実施しており、地元消防署の協力のもとAED(自動体外式除細動器)の使用方の講習等も実施している。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料3-1-19】「学生生活の手引き」 【資料F-5】 ①②③と同じ
- 【資料3-1-20】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 危機管理規則」
- 【資料3-1-21】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 防火管理規程」
- 【資料3-1-22】「東京福祉大学 安全衛生管理規程」
- 【資料3-1-23】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター規程」
- 【資料3-1-24】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 衛生委員会規程」
- 【資料3-1-25】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター運営委員会規程」
- 【資料3-1-26】「東京福祉大学 災害時非難経路図」

【自己評価】

環境保全、人権、安全への配慮については、必要な諸規則及びその実施体制は整備され、適切に機能していると判断する。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

本学の教育情報・財務情報は、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22(2010)年6月15日公布：平成22年文部科学省令第15号)」に基づき、大学ホームページ等において公表している。財務情報は学内所定の掲示板に掲示しているほか、本学の利害関係者から財務関係書類の閲覧請求があった場合には、財務課において文書閲覧できるようにしている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-27】「大学ホームページ」(基本情報の公開)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/publicinformation/index.html>)

【自己評価】

教育情報・財務情報については、平成22(2010)年6月15日公布の「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(文部科学省令第15号)」を受け、大学ホームページ等を通じて適切に公表されている。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

本学では、平成27(2015)年に中長期計画を法人と教学の共同で策定し、この中長期計画に基づいて年次計画を策定している。年度終了後には、年次計画の達成状況を項目別に点検し、翌年度以降の年次計画に反映して中長期計画の実現を目指していく。また、本学が公的な教育機関として社会に対する説明責任を果し、その教育の質を保証し、さらに向上させていくために、社会に公表すべき情報を明確にし、教育情報を適切に開示していく。

3-2 理事会の機能

《3-2の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」(以下、「寄附行為」という。)に、本法人の役員は、理事9人、監事2人と定めている。各役員を選任にあたり、理事は「学長」「評議員のうちから評議員会において選任した者4人」「学識経験者のうち理事会において選任した者4人」としている。監事は「この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」と定めている。

理事会は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」に、「定例理事会は、1年度につき6回開催し、うち2回は毎年5月及び3月に開催する。また、必要に応じて臨時理事会を開催することができる。」と定め、概ね2か月に一度、定例理事会を開催している。

また、理事長が必要と認めるときには臨時理事会を開催している。5月の定例理事会においては、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議のほか、監事から前年度の監査報告を行っており、毎年年度末3月の理事会では、その年度の収支補正予算案及び翌年度の事業計画案及び予算案等に係る重要事項の審議を行っている。

平成28(2016)年度は7回の理事会を開催しており、理事会は私立学校法及び寄附行為に基づいて適切に運営されており、議事録には出席理事全員の記名と押印を記録している。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-1】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」 【資料F-1】 と同じ

【資料3-2-2】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」

【資料3-2-3】 「理事会 開催状況」 【資料F-10】 ③と同じ

【資料3-2-4】 「理事会 議事録」

【自己評価】

寄附行為に基づいて理事は選任され、その定数も維持されている。理事会は年6回の定例理事会(5月・3月の2回は定期開催)のほか、理事長が必要と認めるときには臨時理事会が召集されている。

平成28(2016)年度は、7回の理事会が開催されており、戦略的な意思決定ができる体制は整備され、適切に機能していると判断する。

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

私立大学を取巻く経営環境は年々厳しさを増してきており、最高意思決定機関である理事会には、適切な運営と意思決定が求められている。理事は本法人の教職員のほか、政界、法曹界等の学識経験者で構成されており、幅広い意見を踏まえた意思決定が行われている。今後も、理事会の適切な運営を継続していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

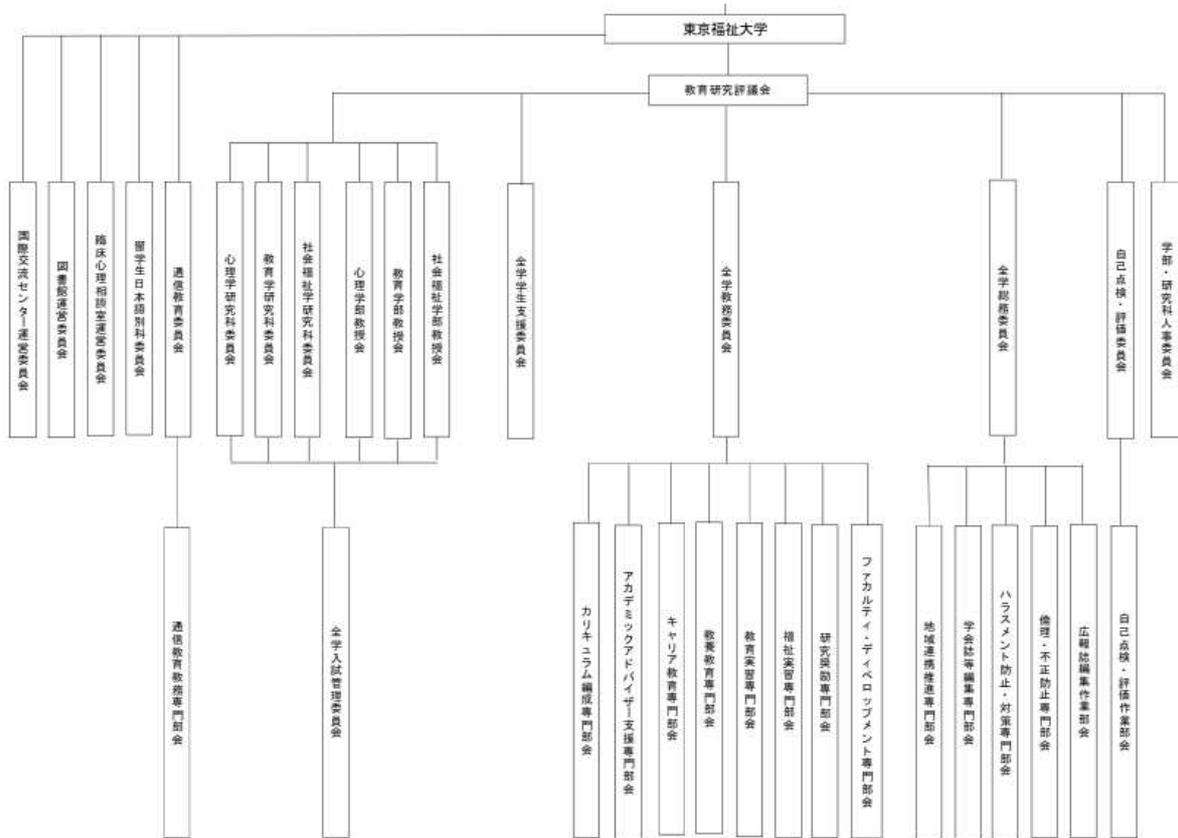
【事実の説明】

教育・研究運営に関する組織は「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」に示すとおりであり、学長の下に「教育研究評議会」を設置し、教学に関する重要事項の審議を行っている。教育研究評議会は、学長、副学長、研究科長、学部長、通信教育部長、各研究科

及び各学部から選出された教授、事務局長、事務局各課所属長、その他学長が指名する教職員をメンバーとし、学長の諮問機関として機能している。

また、教授会(本学においては「学部教授会・研究科委員会」という。以下同じ。)は、学長が掲げる教育に関する事項(「教育課程の編成等に関すること」「入学、退学、転入学、休学、停学、復学、除籍、進級、卒業及びその他学生の身分に関すること」「評価、試験及び学位の授与に関すること」「教育・研究の推進及び教員の学術論文等に関すること」「ファカルティ・ディベロップメント、研修等に関すること」「教育研究評議会から諮問を受けたこと」、その他「教育に関する重要事項で学部教授会・研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの)の決定に際して教育に関する専門的な観点から審議・協議し、学長に対して意見を述べている。平成28(2016)年度は、社会福祉学部12回、教育学部13回、心理学部14回、社会福祉学研究科11回、教育学研究科11回、心理学研究科11回の教授会を開催している。

「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」



【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】 「東京福祉大学 学部教授会規程」 【資料2-4-10】 と同じ

【資料3-3-2】 「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」 【資料2-4-11】 と同じ

【自己評価】

学長の指導の下、学内の教育・運営体制は適切に整備されており、権限と責任の明確化

や機能性は確保されている。学長の諮問機関である「教育研究評議会」は、学長自らが議長となり、副学長、研究科長、学部長、通信教育部長、各研究科及び各学部から選出された教授、事務局長、事務局各課所属長、その他学長が指名する教職員がメンバーとして教学に関する重要事項の審議を行っている。また、学長の意思や全学的な方針は「教育研究評議会」のメンバーを通して学内へ周知されている。このように大学の意思決定組織、権限と責任の明確性及びその機能性は整備され、大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップを発揮する仕組みが整備されていると判断する。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思は、「学部教授会・研究科委員会」「教育研究評議会」の意見を踏まえ、最終的に学長が決定している。その決定内容は、適切に学内へ周知されている。

学長の諮問機関として教学の重要事項を審議する「教育研究評議会」は、学長自らが議長となり、そのリーダーシップを発揮している。また、「教育研究評議会」の下には特定事項について検討を行う「全学教務委員会」「全学総務委員会」等の学部横断の専門委員会が設けられており、「教育研究評議会」から委嘱された事項について、具体的に審議し、実行している。今後も「建学の精神」を踏まえて、教育研究の質の向上を図り、課題探求能力の育成と責任ある授業運営により学生の卒業時の質を確保し、また、研究の高度化、地域への貢献に努め、大学としての社会的責任を全うしていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為(第11条 理事長の職務)」に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。学長は「東京福祉大学 組織運営規則」に「学長は、理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うにあたり、教授会等の意見を慎重に参酌するものとする。」と定めており、理事長及び学長の責務と役割は明確になっている。

法人を代表する理事長と教学を代表する学長、副学長、研究科長、学部長、学科長及び幹部事務職員の情報共有と意見交換の場として「法人・教学連絡会」を設置し、法人と教

学のコミュニケーションを図っている。また、理事長及び内部理事は教職員から選任されており、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションは図られ、意思決定は円滑に行われている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-4-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」【資料F-1】と同じ

【資料3-4-2】「東京福祉大学 学部教授会規程」【資料2-4-10】と同じ

【資料3-4-3】「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」【資料2-4-11】と同じ

【自己評価】

理事長及び学長の責務と役割は明確になっており、法人を代表する理事長と教学を代表する学長、副学長、研究科長、学部長、学科長及び幹部事務職員の情報共有と意見交換の場として「法人・教学連絡会」が設置され、法人と教学のコミュニケーションが図られている。理事長及び学内理事は教職員より選任されており、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションは図られ、意思決定は円滑に行われていると判断する。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

監事は寄附行為第7条に基づき、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任しており、寄附行為第15条に定める職務「①この法人の業務を監査すること」「②この法人の財産の状況を監査すること」「③この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事及び評議員会に提出すること」「④監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣(都道府県知事)に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」「⑤前①～④の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること」「⑥この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」を遂行している。

具体的には、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」「学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)」等に準拠し、会計業務が予算統制制度に基づき執行されているかを監査しており、期中の会計監査では取引記録等の妥当性の検証、期末の会計監査では資産の実在性、負債の網羅性、基本金の合目的性、予算の資金収支及び消費収支の妥当性等をそれぞれ検証し、期末の財政状態を確認している。

毎会計年度、監事は「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会・評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果の報告を行っている。法人の債務超過や学生数の減少その他法人の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を「監査報告書」に記載し、報告を行っている。また、平成16(2004)年の私立学校法の改正に伴う監事の機能強化を踏まえ、監事は全ての理事会・評議員会に出席している。

評議員会に関しては寄附行為第19条から第25条に定めており、本法人の評議員の定数は28人とし、その内訳は「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者8人」「この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上のものうちから、理事会において選任した者3人」「学識経験者のうちから、理事会において選任した者17人」とし、任期は各3年としている。理事長は寄附行為第21条に定める事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならず、平成28(2016)年度は2回の評議員会を召集・開催している。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-4-4】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」 【資料F-1】 と同じ

【資料3-4-5】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」 【資料3-1-17】 と同じ

【資料3-4-6】 「評議員名簿」 【資料F-10】 ②と同じ

【資料3-4-7】 「評議員会 開催状況」 【資料F-10】 ④と同じ

【資料3-4-8】 「評議員会 議事録」

【自己評価】

監事及び評議員は寄附行為に基づいて適切に選任され、業務を遂行している。監事は監査報告を行うだけでなく、全ての理事会・評議員会に出席し、本法人が直面している課題について監事の所見を述べるなどしている。評議員会の役割は法令及び寄附行為を遵守したものであり、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは有効に機能していると判断する。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【事実の説明】

理事長は理事会のほか、法人を代表する理事長と教学を代表する学長、副学長、研究科長、学部長、学科長及び幹部事務職員の情報共有と意見交換の場である「法人・教学連絡会」に出席して、法人の運営に適切なリーダーシップを発揮している。また、理事長は「新年仕事始めの会」「創立記念式典」等の式典・行事をはじめ、全教職員の集まる全体ミーティング等において、経営方針や本学の進むべき方向を全教職員に示している。また、日常業務に関しては常務理事に授権することで迅速な意思決定を確保している。

学長は「教育研究評議会」「自己点検・評価委員会」では、学長自らが議長・委員長を務めリーダーシップを発揮している。また、学内の各種委員会・専門部会についても学長より直接任命された者が出席しており、学長自らが出席していなくとも、学長の意思を適切に伝達する仕組みを整備している。また、学長は大学を代表する理事として「理事会」にも出席し、教学部門と法人部門との連携において重要な責務を持ち、理事会運営においてもそのリーダーシップを発揮している。

ボトムアップについては、理事長の法人運営方針に基づき、法人部門及び教学部門の関係部署、関係委員会等でさまざまな施策が立案され、関連諸規則に定める手続きによって決裁権限者の承認を受け適切に執行されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-4-9】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」【資料F-1】と同じ

【自己評価】

理事長は「新年仕事始めの会」「創立記念式典」等の式典・行事をはじめ、全教職員の集まる全体ミーティング等において、経営方針や本学の進むべき方向を全教職員に示している。この理事長の示す法人の運営方針に基づき、法人及び大学の関係部署、関係委員会等でさまざまな施策が立案され、関連諸規則に定める手続きによって決裁権限者の承認を受け、適切に執行されている。本学ではリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が行われていると判断する。

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、理事会や各種会議・委員会等を通じて法人部門及び教学部門のコミュニケーションは円滑に行われており、相互のチェックも有効に機能している。今後も法人部門と教学部門で情報を共有し、一層円滑な運営を行っていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

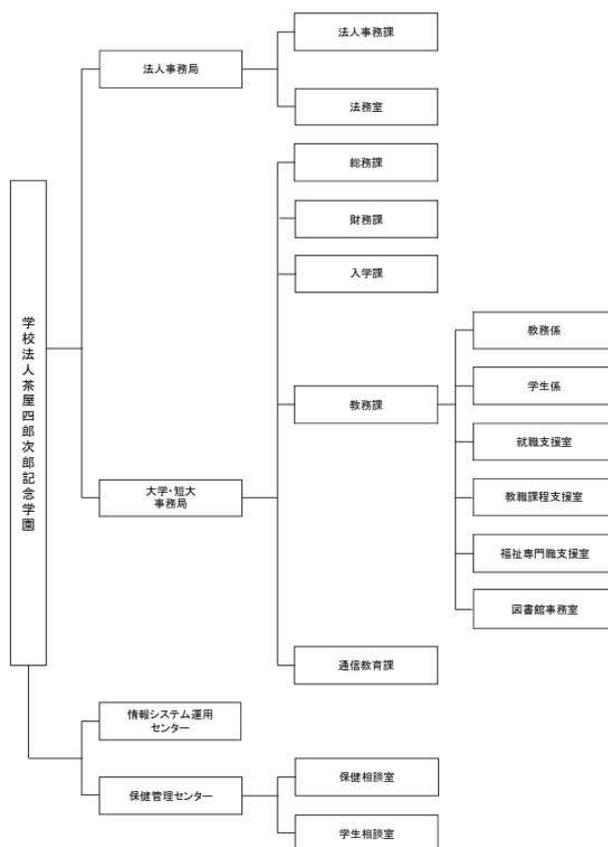
(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

法人事務組織の業務分掌は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」に示すとおりである。法人及び大学の業務を行うため法人事務局及び大学・短大事務局を設置し、法人事務局に法人事務課及び法務室、大学・短大事務局に総務課、財務課、入学課、教務課、通信教育課、情報システム運用センター及び保健管理センターを設置し、業務分掌に定める業務を所管している。現在(平成29年5月1日時点)、法人・大学合わせた専任職員は360人(嘱託含む)在職しており、各部署には業務を円滑に遂行するために必要な人員が適切に配置されている。

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織図」



【エビデンス集・資料編】

【資料3-5-1】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」 【資料2-1-1】 と同じ

【自己評価】

「建学の精神」「大学の使命」「教育目的」を実現するための事務組織は適切に整備され、その業務分掌も明確に定められている。各事務組織には業務を円滑に遂行するために必要かつ適切な人員が配置され、業務は円滑に遂行されていると判断する。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 課長等連絡会規程」に基づき、各課の所掌事務にかかわる懸案事項の協議及び相互調整を諮ることを目的として、原則、毎月2回、事務局長・事務局長補佐・事務局各課所属長をメンバーとする「課長等連絡会」を開催し、事務局各課の情報共有化を図っている。

事務職員の採用、昇任・異動については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」に基づいて実施している。事務職員の採用においては、退職者の補充、各部署の業務の遂行状況、年齢構成や職務経験を踏まえて採用計画を策定し、新規学卒者及び職務経験者の計画的な採用を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-5-2】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 課長等連絡会規程」

【資料3-5-3】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」 【資料3-1-8】 と同じ

【自己評価】

事務局長・事務局長補佐・事務局各課所属長をメンバーとする「課長等連絡会」が定期的に開催されている。この「課長等連絡会」によって、事務局各課の所掌事務に関わる懸案事項の協議及び相互調整が諮られ、業務執行の管理体制は整備され、適切に機能している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

法人及び大学に勤務する職員の資質向上のため、平成25(2013)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」を整備・施行している。平成29(2017)年4月からのSDの義務化(「大学設置基準の一部を改正する省令(平成28年文部科学省令第18号)」に伴い、更なる職員の管理運営・教育研究等の資質向上のための支援について、平成28(2016)年11月に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部におけるスタッフ・ディベロップメントの実施方針・計画」を作成し、その組織的な取組みを明確にしている。職員の資質・能力向上の機会としては、現場におけるOJTがその中心となるが、「日本私立大学協会」「日本私立学校振興・共済事業団」「私学経営研究会」ほか、各種団体等の主催する研修会・セミナー等に、当該業務に関わる職員を適宜参加させ、職務遂行に必要となる資質・能力向上の機会を提供している。また、平成24(2012)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」を制定し、教職員が本学大学院に進学する場合には、授業料を奨学金として減免する等、費用面での負担軽減等の支援も行っている。

毎週木曜日の全体ミーティングでは、全学的に共有すべき連絡・報告のほか、SD・FD研修も行っており、この模様は全てのキャンパスに映像配信され、全教職員に共有されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-5-4】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」

【資料3-5-5】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」

【資料3-5-6】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部におけるスタッフ・ディベロップメントの実施方針・計画」

【自己評価】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」に基づいた管理運営・教育研究の資質・能力向上のための組織的な支援が行われている。また、職員が本学の大学院に進学する場合には、学内進学奨学金を給付する制度「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」に基づいて費用面での支援を行っており、

職員の資質・能力向上の機会の用意は適切であると判断する。

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上については、着任時の「新任職員研修会」をはじめ、全体ミーティング等における学内研修会のほか、職務に応じた外部研修会への参加の機会を用意している。今後も、外部講習会等に職員を積極的に参加させ、職員の資質・能力向上に取り組んでいく。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

「基準項目 3-6 を満たしている。」

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画(平成27年度～平成31年度5ヵ年計画)」(以下、「中長期計画」という。)の中で、財務基盤の強化として、収入面の改善・強化、支出面の圧縮を掲げている。

収入面の改善・強化の取り組みとしては、入学定員確保による学生生徒等納付金の安定的収入、補助金の安定的確保、寄付金等の多角化による受入拡大を掲げている。

支出面の圧縮の取り組みとしては、業務効率化による人件費比率の圧縮、校舎の集約と自己所有の推進による賃借料の比率の圧縮と設備使用料の削減、予算編成方法の見直しによる戦略的な資源配分への適正化、事前予算統制による支出管理の厳格化を掲げている。

収入の大部分を占める学生生徒等納付金の安定的収入は法人全体の重要課題であり、入学定員確保に向けた広報活動を積極的に行っている。

支出面では、平成26(2014)年度において法人全体で52.5%であった人件費比率を、平成28(2016)年度では49.5%と削減することができた。平成27(2015)年度には新しい会計処理システムを導入し、予算部署や業務内容ごとの実績管理が可能となり、戦略的な資源配分を可能とする予算編成の見直しを行っているところである。

【自己評価】

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画(平成27年度～平成31年度5ヵ年計画)」に財政基盤の強化についての計画を掲げ、計画実現に向けた財務運営が行われており、中長期的な計画に基づく適切な財務運営は確立していると判断する。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

法人全体の過去5年間(平成24年度から平成28年度)の資金収支において、次年度繰越支払資金は、平成24(2012)年度の44億9千万円から平成28(2016)年度の48億7千万円へと3億8千万円の増加となっている。現状、特定資産、有価証券の保有はない為、この次年度繰越支払資金が現金預金額となり運用資産となっている。王子キャンパスの建設に伴い、借入金による資金調達を行っているため、運用資産と負債に関する財務比率が低くなっているが、借入金は長期・低利のため安定資金となっており、運用資産も決して多いとはいえないが、増加、維持されていることから、安定した財政基盤が確立されていると言える。

本学は平成12(2000)年の開学以来、大学院の開設(平成15年度)、保育児童学科の開設(平成17年度)、併設する東京福祉大学短期大学の開設(平成18年度)、教育学部の開設(平成19年度)、心理学部の開設(平成21年度)のほか、定員増などの拡充整備を行い、入学志願者増に向けて教育内容や施設設備の充実のほか、入学試験制度の改善等にも積極的に取り組んできた。しかし、平成24(2012)年度に心理学部が完成年度を迎えたことにより、今後、大きく学生数が増加する見込みはなく、社会的に大学進学者数の減少が加速している昨今、安定した財政基盤を確立させるためには、基本となる収入の大部分を占める学生生徒等納付金の確保が重要であり、入学定員確保に向けたさらなる方策の検討が必要となっている。

平成24(2012)年度は消費収支計算書による法人全体の消費収入支出超過額(平成27年度以降は事業活動収支計算書による当年度収支差額)は収入超過であったが、平成25(2013)年度以降は王子キャンパスの開設を始めとした施設設備への投資が増えたため支出超過となっている。基本金組入前当年度収支差額(平成26年度以前は帰属収支差額)は、過去5年間のうち平成25(2013)年度以外はプラス値となっている。

日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断資料に基づく経営状態の区分」では「A3」の正常状態の判定となっている。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料3-6-1】 「平成28年度 資金収支計算書」
- 【資料3-6-2】 「平成28年度 事業活動収支計算書」
- 【資料3-6-3】 「平成28年度 貸借対照表」
- 【資料3-6-4】 「平成28年度 財産目録」

【自己評価】

現状では、安定した学生生徒等納付金が得られており、設備投資による支出超過は見られるものの、安定した財政基盤の確立と収支バランスは確保されていると判断する。

(3) 3-6の改善・向上方策(将来計画)

安定した学納金収入を確保し、計画的な支出管理を行うことで、基本金組入前当年度収支差額はプラス値を保つことができる見込みであるが、設備投資により事業活動収支計算書による当年度収支差額はマイナスとなることも見込まれる。計画的に設備投資を進めることにより、当年度収支差額も安定した収入超過への転化が望まれる。

本学の学生生徒等納付金比率(経常収入に占める学生生徒等納付金収入の割合)は、平成28(2016)年度で90.3%であるため、学生確保に係る重要性が非常に高い。通学課程、通信

教育課程ともに入学定員確保に取り組み、学納金収入の安定を図るとともに、経営基盤をより盤石にし、充実した学校経営を行うためには、外部資金獲得の重要性も十分認識しているが、現状では事業収入や資産運用収入が充分得られておらず、今後、外部資金の確保(補助金の安定的な確保、さらなる各種補助金の確保、寄付金等)の受入多角化について検討していく。また、人件費、管理経費の抑制を図る観点から、予算編成方法の見直しを進め、戦略的な資源配分への取り組みも行っていく。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

「基準項目 3-7 を満たしている。」

(2) 3-7の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

本学の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」に準拠し、迅速かつ正確な処理を行っている。平成27(2015)年度からは新学校法人会計基準に準拠した会計処理を行っている。経理担当者は文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等の主催する経理担当者向けの外部研修会に積極的に参加し、会計処理を適切に行うよう努めている。

予算編成の見直しを進め戦略的な資源配分を可能とすべく、平成27(2015)年度に会計処理システムを変更し、予算部署や業務内容ごとの実績管理を可能とし、戦略的な資源配分を可能とする予算編成の見直しを行っているところである。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-7-1】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」

【自己評価】

経理担当者は積極的に学校法人会計や実務に関わる研修会に参加し、会計処理の適正な実施は行われていると判断する。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、独立監査人の公認会計士2名と監査契約を締結し、公認会計士及び補助者数名による会計監査を定期的を実施している。また、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」に基づいて、監事2名による監事監査も定期的に実施しており、決算前には公認会計士から監事への監査・決算状況の説明が行われ、必要に応じて公認会計士及び監事と協議連携し、会計処理の監査を実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-7-2】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」 【資料3-1-17】 と同じ

【資料3-7-3】 「監査報告書」 【資料F-11】 ⑥⑦⑧⑨⑩と同じ

【自己評価】

公認会計士及び監事による監査体制は整備されており、会計監査は厳正に実施されていると判断する。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

経理担当者の会計処理に関わる業務向上を図るとともに、公認会計士及び監査による厳正な会計監査を今後も継続して実施していく。

〔基準3の自己評価〕

私立学校法第1条では、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と定められているように、私立学校は自主性が尊重されるとともに、公共性が求められており、そのためには学校法人が適切な組織・運営等により様々な課題に対応していくことが不可欠となっている。本学においても、「私立学校法」「大学設置基準」ほか関係諸法令を遵守し、私立大学として「建学の精神」を基本に、高等教育機関として求められる管理運営体制や学内諸規則を適切に整備するとともに、最高意思決定機関である「理事会」、教学部門の「教育研究評議会」「学部教授会・研究科委員会」、「法人・教学連絡会」等を通じて、法人と教学部門の各組織は円滑に連携し、理事長及び学長のリーダーシップの下に適切かつ機能的に大学運営は行われている。財務状況については、現状、安定した授業料等納付金を得られており、設備投資による支出超過は見られるものの、財務基盤・収支バランスは保たれており、基準3「経営・管理と財務」は満たしていると判断する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

東京福祉大学(以下、「本学」という。)は、「学校教育法(第109条自己点検・評価及び認証評価制度)」に基づき、学則に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育、研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と定め、大学運営、教育、研究活動等の状況について自主的・自律的な点検・評価を実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-1】「東京福祉大学 学則」 【資料F-3】①と同じ

【資料4-1-2】「東京福祉大学 自己点検・評価委員会規程」

【自己評価】

学則及び自己点検・評価委員会規程に基づき、学内に自己点検・評価の体制を整備して、定期的に自己点検・評価を行っており、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価が行われていると判断する。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

本学の自己点検・評価体制として、「東京福祉大学 自己点検・評価委員会規程」を定め、学長を委員長とし、副学長、研究科長、学部長、各学部及び各研究科から推薦された専任教員、事務局長、事務局各課所属長、その他学長が指名する教職員で構成する「自己点検・評価委員会」を設置している。自己点検・評価委員会の下には、自己点検・評価作業を機能的・効率的に実施するために、副学長及び事務局長補佐を部会長とし、各学部・事務局各部署より選任された教職員をメンバーとする「自己点検・評価報告書作成部会」を設置し、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画(平成27年度～平成31年度5ヵ年計画)」(以下、「中長期計画」という。)及び「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 年次計画(以下、「年次計画」という。))の進捗状況を踏まえ、第三者評価機関(公益財団法人日本高等教育評価機構)の定める評価基準に準じた自己点検・評価を実施し、その結果を「自己点検・評価報告書」として公表している。平成29(2017)年度の「大学機関別認証評価」(以下、

「認証評価」という。)の受審に向け、平成28(2016)年度には、学長の諮問機関としてプロジェクトチームを設置し、自己点検・評価報告書作成部会の作成した自己点検・評価報告書について、客観的視点で検証を行い、自己点検・評価の適切性を確認している。

自己点検・評価報告書作成部会及び学長の諮問機関であるプロジェクトチームによって改善事項として指摘した課題については、自己点検・評価委員会、教授会(学部教授会・研究会委員会)において課題に対する具体的な対策・協議を行い、重要事項については教育研究評議会及び理事会の審議・承認を経て、改善を実施している。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-3】「東京福祉大学 学則」【資料F-3】①と同じ

【資料4-1-4】「東京福祉大学 自己点検・評価委員会規程」【資料4-1-2】と同じ

【資料4-1-5】「自己点検・評価報告書作成部会 メンバー表」

【資料4-1-6】「自己点検・評価委員会 議事録」

【資料4-1-7】「自己点検・評価報告書作成部会 議事録」

【資料4-1-8】「大学ホームページ」(自己評価)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/selfassessment.html>)

【自己評価】

自己点検・評価の体制として、学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」を設置している。自己点検・評価委員会の下には、点検・評価作業を機能的・効率的に実施するために、副学長及び事務局長補佐を部会長とする「自己点検・評価報告書作成部会」を設置し、機能的・効率的に自己点検・評価を実施している。平成28(2016)年度には、学長の諮問機関としてプロジェクトチームを設置し、自己点検・評価の適切性について客観的視点で検証を行っている。自己点検・評価体制は整備され、自己点検・評価の適切性は満たされていると判断する。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

本学ではこれまで、平成22(2010)年度、平成24(2012)年度、平成25(2013)年度、平成27(2015)年度、平成28(2016)年度の計5回、自己点検・評価を実施し、その結果は自己点検・評価報告書として大学ホームページにて公表している。平成22(2010)年度及び平成25(2013)年度の自己点検・評価は、第三者評価機関(公益財団法人日本高等教育評価機構)による認証評価の受審に伴うものである。平成22(2010)年度に受審した認証評価では、学内組織の整備と運営方法に課題があると指摘があり「保留」の判定となったが、平成23(2011)年以降、学内組織の整備と運営方法の改善を推進することで、平成25(2013)年度の再評価においては「適合」の判定をいただいている。本学は原則として3年の周期で自己点検・評価を実施することとしているが、平成27(2015)年度からは毎年度、自己点検・評価を実施しており、その結果を「自己点検・評価報告書」として大学ホームページに公表している。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-9】 「大学ホームページ」(自己評価)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/selfassessment.html>)

【自己評価】

本学では、これまで計5回の自己点検・評価を実施し、その結果を「自己点検・評価報告書」として大学ホームページに公表している。このうち、平成22(2010)年度及び平成25(2013)年度の2回の自己点検・評価は、第三者評価機関(公益財団法人日本高等教育評価機構)による認証評価の受審に伴うものである。

本学では原則3年の周期をもって自己点検・評価を実施し、その結果を公表することとしているが、平成27(2015)年度からは、毎年度、自己点検・評価を実施し、その結果を「自己点検・評価報告書」として公表しており、自己点検・評価の周期等の適切性は満たされていると判断する。

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

本学の自己点検・評価の体制と適切性は活動を重ねるごとに充実しており、今日では自己点検・評価は全学挙げて取り組むものであるといった意識が学内に定着している。今後も、自己点検・評価活動の効率性や大学運営へのフィードバック・適切性について評価・分析を行い、必要に応じて見直しを行っていく。

大学に対する社会の要請は、社会の変化とともに多様化してきており「建学の精神」「大学の使命」「教育目的」を達成するためには、不断の検証・改善が必要である。また、自己点検・評価の結果を社会に問うことにより、教育研究等の質の維持・向上に努めることが求められており、自己点検・評価の実施体制及び周期等の適切性を確認し、必要に応じた見直しを実施していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

平成12(2000)年の開学より、これまで5回の自己点検・評価を実施し、そのうちの2回は第三者評価機関(公益財団法人日本高等教育評価機構)の認証評価の受審に伴うものであった。平成22(2010)年度の認証評価の結果は「保留」であったが、その後、平成25(2013)年度の再評価では「適合」の評価判定を受け、その旨を公表している。

自己点検・評価は、エビデンスがあることを前提としており、理事長からも全体ミーティング等において自己点検・評価の重要性は、エビデンスに基づくことであることを全教職員に周知している。平成28(2016)年度から「中長期計画」に基づいて、各学部、学科、研究科、委員会、専門部会及び事務局各課が作成している「年次計画」から、自己点検・評価の対象とすべき事項や将来計画等を「年次計画進捗状況 第三者評価対応基礎資料」として報告することとしている。これにより、各学部、学科、研究科、委員会、専門部会及び事務局各課の活動情報がより具体的に自己点検・評価の結果に反映されるようになっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-1】 「大学ホームページ」(自己評価)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/selfassessment.html>)

【資料4-2-2】 「東京福祉大学 自己点検・評価委員会規程」 【資料4-1-2】 と同じ

【自己評価】

本学では、自己点検・評価を実施するにあたりデータ及び資料等のエビデンスがあることを必須としている。自己点検・評価の結果は、学長、副学長、研究科長、学部長、各学部及び各研究科から推薦された専任教員、事務局長、事務局各課所属長、その他学長が指名する教職員で構成する自己点検・評価委員会において報告と確認が行われており、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が実施されていると判断する。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

法人事務局及び大学・短大事務局が主導となり、事務局各課が協力して現状把握のために十分な調査・データの収集と分析を行っている。データは、第三者評価機関(公益財団法人日本高等教育評価機構)の定める認証基準に準ずるものとし、学校基本調査など公的調査で提出したデータ資料との整合性を担保している。基本的にデータの基準日は毎年度5月1日時点のものとし、資料等については、その時点において最新のものを収集している。収集したデータ、資料等、その整合性を点検し、大学ホームページや大学案内等、外部に公表する情報に齟齬があった場合は、直ちに修正を行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-3】 「大学ホームページ」(自己評価)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/selfassessment.html>)

【自己評価】

自己点検・評価に全学で協力することについては、自己点検・評価委員会及び全体ミーティングにおいて共通理解されている。現状把握においては、「自己点検・評価報告書作成部会」の求めに応じて事務局各課が中心となり協力してエビデンスとなるデータ編及び

資料編の収集・分析を行っており、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析は実行されていると判断する。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」として、「自己点検・評価委員会」「教育研究評議会」「理事会」の確認・承認を経て大学ホームページに公表し、学内外から閲覧できるようになっている。また、自己点検・評価の結果の概要については、「全体ミーティング」等において、理事長及び学長から全教職員へ説明と周知が行われている。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-4】 「大学ホームページ」（自己評価）

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/introduction/selfassessment.html>)

【資料4-2-5】 「年次計画進捗状況 第三者評価対応基礎資料」

【自己評価】

自己点検・評価の結果は、各学部、学科、研究科、委員会、専門部会及び事務局各課の「年次計画進捗状況 第三者評価対応基礎資料」により、実際の活動との整合性が図られ、より透明性が増したものとなっている。自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」として学内で報告されるとともに、大学ホームページに公表し、学内外の誰もが閲覧できるようになっている。以上から自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表は適切に実行されていると判断する。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行うにあたり、本学にはIR(Institutional Research)機能を有する特定の部署がないため、収集したデータの種類や形式がまだ整っていない。情報の一元管理と情報の整理・共有が行えるよう学内体制の整備をさらに検討していく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

【事実の説明】

平成26(2014)年に「中長期計画」を策定し、本学が目指すべき目標を定めている。この「中長期計画」を基に、年度ごとの具体的な実施計画である「年次計画」を策定している。

「年次計画」は年度途中と年度末にその進捗状況を確認・評価し、次年度「年次計画」に反映している。また、本学では「学生による授業評価アンケート」「教員相互による授業見学」の評価結果を教育方法、学修指導等の改善に向けてフィードバックしている。平成28(2016)年度からは「年次計画」の進捗状況を「年次計画進捗状況 第三者評価対応基礎資料」として簡潔にまとめて報告することとしており、この「年次計画」の進捗状況及び自己点検・評価の結果を踏まえ、改善すべき課題について各責任部署において具体的な対応を次年度以降の年次計画に盛り込むというPDCAサイクルの仕組みが確立し、機能している。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」【資料1-2-19】と同じ

【資料4-3-2】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 年次計画」【資料1-2-20】と同じ

【資料4-3-3】「年次計画進捗状況 第三者評価対応基礎資料」【資料4-2-5】と同じ

【自己評価】

「年次計画」の進捗状況と自己点検・評価の結果は、学内に適切にフィードバックされ教育方法、学修指導等の改善等に活かされている。目標設定、実行計画の策定・実施、点検・評価、改善といった自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みは確立しており機能性は満たされていると判断する。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果は、組織及び学内諸規則の整備をはじめ、本学の目指すべき目標の実現に向けて活かされてきた。今後、さらに学内の共通理解を深めて行くとともに、教育環境施設・設備等の費用支出を伴う改善案件については「中長期計画」「年次計画」を踏まえ、計画的な整備を推進していく。

【基準4の自己評価】

本学は、エビデンスに基づき、透明性の高い自己点検・評価を行っており、そのための実施体制と学内の協力体制が整備されている。自己点検・評価では「中長期計画」「年次計画」の達成状況を確認し、その結果は「建学の精神」「大学の使命」「教育目的」の維持・達成のためにフィードバックされている。改善を要する課題については、理事長及び学長から、各学部、学科、研究科、事務局各課に改善のための具体的指示が命じられ、速やかに改善が実施されている。自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」として公表を行っている。以上のことから、本学の自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性は満たされていると判断する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

「Ⅰ 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」で述べた本学の特色のうち、「基準 A. 地域貢献の充実」、「基準 B. 留学生の受入れと国際交流の推進」、「基準 C. 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援」の3項目を大学の独自基準とし、各基準につき評価の視点を立て、現在の活動状況を調査し、自己点検・評価を行った。

基準 A. 地域貢献の充実

A-1 地域貢献の有効性

＜A-1の視点＞

A-1-① 地域貢献の有効性

(1) A-1の自己判定

「基準項目A-1を満たしている。」

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域貢献の有効性

【事実の説明】

現在実施している地域貢献の具体的内容は、「ぐんま地域大学連携モデル事業への参加」「各キャンパスのある自治体との連携・協定による活動(審議委員の派遣等)」「学生のボランティア派遣」「市民向け公開講座」「専門性向上公開講座」「高大連携公開講座」「留学生を中心とした学生の地域自治体行事への参加」であり、これらは「地域連携推進専門部会」が取りまとめ、行事の前後で全体ミーティングにて周知と報告を行っている。「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画(平成27年度～平成31年度5ヵ年計画)」(以下、「中長期計画」という。)には、地域貢献を推進する大学の意思が反映され、「地域連携推進専門部会」の「平成28(2016)年度 年次計画」にも記載している。

＜ぐんま地域・大学連携モデル事業への参加＞

ぐんま地域・大学連携協議会に参加し、そこが主催するモデル事業には毎年応募者がいる。平成27(2015)年度には1件が採択され、研究発表を行った。伊勢崎市の審議会委員として14審議会に教員を派遣し、自治体の活動への協力を行っている。

＜体験型学生派遣の推進＞

平成20(2008)年度に、本学は伊勢崎キャンパスのある群馬県伊勢崎市と協定を締結し、伊勢崎市の教育委員会との覚書を交わしている。これをきっかけに、教育学部では、「教育学部地域連携推進委員会」を設置し、伊勢崎市の小中学校への学生派遣に、学部として組織的に取り組むことになり「ボランティアチューター」として夏休みの補習を手伝う「勉強塾チューター」のほか、「通常(学習)チューター」「保健室チューター」の派遣を行っており、平成27(2015)年度までのボランティアチューターの派遣実績は、のべ1,370名になる。年に1回、本学に伊勢崎市内の小中学校の管理職が集まる「東京福祉大学 伊勢崎市内関係小中学校 連携情報交換会」が開催されており、互いに恩恵を受けあう「Win-Win」の関係を目指した情報交換を行っている。

研究室単位の取り組みを合わせれば、学生ボランティアの派遣は、伊勢崎市の教職ボランティアだけではなく、他地域においても、また、社会福祉や心理の分野でも行われている。その中で組織的に発展したものとしては、平成23(2011)年の東日本大震災後に組織された震災ボランティアがある。震災ボランティアは、社会福祉学部の学生が中心となって、岩手県大槌町の「こども支援プロジェクト」を含み、被災地の泥出しやレクリエーション活動などに50名ほどが参加している。また、障害のある子どもの教育に関心を持つ学生が継続的に行っているボランティアとして、埼玉県立本庄特別支援学校や群馬県伊勢崎市の伊勢崎特別支援学校におけるボランティアがあり、埼玉県立本庄特別支援学校へは、特別支援教育が制度化された平成19(2007)年から行事ボランティア(社会見学、運動会、文化祭)、通常の学習ボランティアの派遣を行っている。

<公開講座>

地域への貢献として「公開講座」にも取り組んでいる。開学当初より伊勢崎キャンパスで市民を対象とした公開講座を開講しており、現在では本学独自の講座のほか、伊勢崎市の教育委員会生涯教育課、高齢政策課等と連携して12講座を開講している。この公開講座には、平成27(2015)年度は837名、平成28(2016)年度には704名と多くの市民が参加している。市民向け無料公開講座は、名古屋キャンパスでも実施しており、名古屋市生涯学習推進センターとの連携で7講座を開講している。平成28(2016)年度からは、池袋・王子キャンパスでも公開講座を開講している。平成19(2007)年度から特別支援教育の専門性向上のための公開講座を設けており、外部講師を招いて地域の専門家に質の高い講座を提供している。平成28(2016)年度は2日間で6講座を開講し、県外からの参加者も含めべ110名の参加があった。高等学校との連携による公開講座(高大連携公開講座)にも近年力を入れており、近隣の高等学校からの要請により、本学から講師を派遣している。さらに、教員免許状更新講座は毎年夏に伊勢崎と池袋キャンパスで実施し、加えて東京都の来園事業に応じた講師派遣による保育講座も行っている。

<留学生を中心とした学生の自治体主催行事への参加>

近年、本学ではアジア・東ヨーロッパからの留学生の受入れに力を入れており、特に教育学部ではその人数が増えている。すでに名古屋キャンパスでは積極的に留学生を地域行事に参加させており、平成28(2016)年度には愛知県名古屋市の「タイ祭り」に模擬店を出展するなどして参加している。池袋キャンパスでは、平成27(2015)年度に東京都豊島区の「豊島区ふくし健康まつり」に大学として参加し、留学生が出店をして出身国の料理を市民にふるまっている。この実績が評価され、翌年も出店参加している。留学生にとっても地元市民との交流するよい機会となっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料A-1-1】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く地域連携推進専門部会規程」

【資料1-2-3】と同じ

【資料A-1-2】「東京福祉大学 公開講座規程」【資料1-2-6】と同じ

【資料A-1-3】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」【資料1-2-19】と同じ

【資料A-1-4】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 年次計画」【資料1-2-20】と同じ

【自己評価】

地域への貢献を目的として伊勢崎キャンパスで始まった市民向け公開講座は、講座数が年々増加するだけでなく自治体との共催の形が増えてきている。また、キャンパスも名古屋キャンパス及び池袋・王子キャンパスにも広がっている。

学生のボランティア活動や体験活動は、群馬県伊勢崎市での「ボランティアチューター」を始めとして、特別支援学校へのボランティア派遣や、池袋でも北区との協定による教職ボランティア派遣に広がっている。自治体主催のお祭りへの参加も定着しつつあり、地域貢献活動は充実・発展していると判断する。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

地域貢献の分野は幅広く、本学の「地域連携推進専門部会」は活動の取りまとめの機関として存在し、各活動はそれぞれの担当者が運営している。「中長期計画」では、「各キャンパスがそれぞれ地域に根ざした地域貢献活動ができるよう、組織体制を整備する」としているが、そのためには、キャンパスが存在する地域の自治体との協定を広げ、相互交流を拡大していくことが必要である。群馬県伊勢崎市との協定に続き、平成26(2014)年度には、東京都北区教育委員会との協定が成立したが、今後は、池袋キャンパスのある東京都豊島区及び名古屋キャンパスのある愛知県名古屋市との協定を目指していく。学生による地域の催しへの参加・出店等、地道な活動を行いながら、その可能性を探っていく。

留学生の地域就労については、留学生支援室もその目標に挙げてきたところである。「中長期計画」(第2章第4節 学生支援)及び(第2章第6節 国際交流の推進)には留学生を積極的に地域貢献に活用していく本学の意思を示している。留学生が卒業後にどのような地域でどのような資格をもって活躍していくのかは「留学生支援室」を中心に追跡調査し、本学の教育の成果が役立っているか確認することも検討している。

〔基準 A の自己評価〕

伊勢崎キャンパスから始まった市民向けの公開講座はこの17年間で12講座に増え、本学主催の講座に加えて協定を結んでいる伊勢崎市との共催講座は半数を超え、市民に向けて本学の知的資源を惜しみなく提供している。3年目を迎えた名古屋キャンパスの公開講座も、名古屋市教育委員会との共催を得て、年々参加者が増えて地域に定着しつつある。さらに、今年度から始まった池袋・王子キャンパス公開講座も、さらに数が増えていく見通しである。その他、平成29(2017)年度は教育団体との共催による公開講座も予定されており、公開講座を通じた地域貢献は着実に拡大傾向にある。

平成20(2008)年度の伊勢崎市との協定を発端に、市内関係小中学校へのボランティア派遣も途切れることなく継続している。実習前体験型学習として、学生の育成及び教職への採用にも大いに役立っている。池袋・王子キャンパスでの教職ボランティアや実習の受入れも、昨年度の北区教育委員会との協定を足がかりに、少しずつ拡大傾向にある。留学生の教職実習も一部実現し、今後の発展が期待される。

基準 A「地域貢献の充実」は、確実に進んでいると判断する。

基準 B. 留学生の受入れと国際交流の推進**B-1 留学生の受入れと国際交流の推進****《B-1の視点》****B-1-① 留学生の受入れと留学生数増加の実績****B-1-② 留学生の受入れ態勢の整備状況****B-1-③ 国際交流の推進****(1) B-1の自己判定**

「基準項目B-1を満たしている。」

(2) B-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**B-1-① 留学生の受入れと留学生数増加の実績****B-1-② 留学生の受入れ態勢の整備状況****【事実の説明】**

第2の独自基準は、留学生の受入れと国際交流の推進である。「I 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色」で述べたとおり、平成21(2009)年に当時の理事長より、今後の法人の課題のひとつとして「留学生の受入れと国際交流の推進」が提唱されて以来、本学でも留学生の確保に積極的に取り組んでいる。過去5年間の留学生数は次表のとおりであり、平成24(2012)年度に東日本大震災の影響で留学生は減少したものの、翌年から増加に転じ、特に平成27(2015)年度は1,322名、平成28(2016)年度は1,774名、平成29(2017)年度は1,792名と大幅に増加している。

過去5年間の私費留学生数の推移(各年度5月1日時点)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
学士課程	139	162	248	387	629
留学生日本語別科	191	370	1,015	1,297	1,059
修士課程	13	12	57	84	93
博士課程	0	0	2	6	11
合計	343	544	1,322	1,774	1,792

留学生の増加に伴い、受入・支援体制も整備が進み、平成24(2012)年度より、留学生の学修支援・生活支援を担当する「留学生支援室」を設置し、平成26(2014)年度からは、学修支援については「学修支援室」に、生活支援については「留学生支援室」に各々分室し、留学生の支援を行っている。また、平成25(2013)年度からは、入学課に留学生の募集を担当する「留学生募集グループ」を設置して人員の強化をはかり、留学生の確保を積極的に行っている。全学組織としては、著しく学生数が増加している留学生日本語別科において、平成26(2014)年9月より入学定員を350名から1,200名に変更している。

留学生の受入れへの取り組みについては、「中長期計画」の複数項目に記載され、国際交流の推進と連動して実行することとなっている。

また、「建学の精神」にある「国際的な広い視野」を身につけた人材の育成という観点から、留学生の増加に合わせ、留学生日本語別科の留学生と日本人の学生との交流活動も推進している。毎年実施している留学生日本語別科生の赤城山宿泊研修には、日本人の学生スタッフが参加しており、この留学生日本語別科生の赤城山宿泊研修に先立って、事前のオリエンテーションや事前学習時に日本人の学生が留学生日本語別科の教室に来て、留学生との事前交流を行っている。さらに、ランチ交流会(留学生日本語別科の学生と日本人の学生とが食事をしながら歓談して、七夕飾りを作る。)、授業体験(日本人の学生が留学生日本語別科の授業に参加する。)など、キャンパス別に日本人の学生と交流が図れるプログラムを企画・実施している。

平成26(2014)年からは、本学の国際化の担い手として、学内で様々な国際交流活動を推進してもらうことを目的とした奨学生を東欧から受入れ、日本人の学生との文化交流を行うコミュニケーションアワーや、昼休みのラウンジ活動などを展開している。

【エビデンス集・資料編】

【資料B-1-1】「留学生のための大学ガイド 2017」【資料F-2】と同じ

【資料B-1-2】「留学生募集要項」【資料F-4】⑦⑧⑨と同じ

【資料B-1-3】「大学ホームページ」(留学生募集)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/abroad/index.html>)

【自己評価】

「留学生の受入れ」は、平成26(2014)年度にさらに充実・強化されており、留学生数は増加しており、受入れ態勢は整備されていると判断する。

B-1-③ 国際交流の推進

【事実の説明】

国際交流の推進については、平成23(2011)年度に設置された「国際交流センター」を中心に、主に次の活動を行っている。

①海外の大学への本学学生の短期留学・短期研修

ハーバード大学(米)、フォーダム大学(米)は「アメリカ夏期短期研修」という約1か月間のプログラムで訪問する。各大学の寮に滞在し、アメリカの福祉・心理・教育系大学院の教授の講義を通訳つきで受講するほか、福祉・医療・教育関連施設の見学もプログラムに含まれており、この短期研修で受講した講義と施設見学は、本学の単位としても認定している。

ダナン大学(越)、ドンガ大学(越)、貿易大学(越)、ハノイ工業大学(越)、フエ外国語大学(越)は「ベトナム冬期短期留学」という11日間のプログラムで訪問する。各大学の学生との交流や文化体験を中心とする留学である。

京東大学(韓)は「韓国秋期短期留学」という8日間のプログラムで訪問する。京東大学の学生との交流や文化体験、韓国語学習、福祉施設訪問を中心とするプログラムで、この短期留学で受講した講義と施設見学は、本学の単位としても認定している。

②海外からの短期留学生の受入れ

京東大学(韓)からの短期留学生も隔年で受入れている。また、台湾の提携日本語学校「櫻前線日本語教育文化事業」と協力して、平成28(2016)年2月に短期留学生を受入れている。平成28(2016)年4月18日～27日には中国の大学教員及び福祉施設運営者、福祉施設運営法人の理事長等の福祉研修を受入れている。また、平成28(2017)年6月14日～7月31日には、カンボジアメコン大学との学術交流協定に基づき、学生サポート業務体験を赤城山研修センターにて実施している。

③海外の大学等との協定

韓国・中国・ベトナム・台湾・カンボジア・モンゴルの大学等39校と協定を締結している。また、平成27(2015)年度4月から台湾首府大学、平成28(2016)年度10月から青島濱海学院、瀋陽師範大学、国立高雄第一科技大学、平成29年(2017)年度4月から黄河科技学院との交換留学協定に基づいて交換留学生を受入れている。

平成27(2015)年12月11日、中華人民共和国無錫市の高齢者福祉の増進に寄与する内容の合作意向書を無錫市民生局と本学間にて締結した。

『江蘇省2014年度高齢者人口情報と高齢化事業発展状況報告』によると、無錫市の高齢化率は24%を占め、中国国内で3位になっており、無錫市は積極的に高齢化対策を推進している。本学は当該合作意向書に基づき、無錫市の高齢者福祉政策充実に向けての助言や、無錫市における福祉人材育成への協力を行っている。

平成23(2011)年度に設置された「国際交流センター」については、平成25(2013)年に「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 国際交流センター規程」「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 国際交流センター運営委員会規程」を整備し、定期的に活動を行っている。国際交流の推進についても「中長期計画」に示されている。留学生への教育プログラムの作成、留学生支援室による生活サポート、進学・就労支援、国際交流センターや運営委員会の充実、短期留学の充実、留学生と日本人学生の交流、教員の国際学会への参加・研究発表の推進などがその内容である。

本学の短期留学・短期研修は、開学当時の使命にある「国際的な広い視野」を身につけた人材の育成に寄与している。海外からの短期留学生の受入れの際も、本学学生との交流も取り入れたプログラムを実行している。

【エビデンス集・資料編】

【資料B-1-4】 「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 国際交流センター規程」

【資料B-1-5】 「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 国際交流センター運営委員会規程」

【資料B-1-6】 「国際交流センター運営委員会 議事録(2015)」

【資料B-1-7】 「大学ホームページ」(国際交流)

(<http://www.tokyo-fukushi.ac.jp/international/index.html>)

【資料B-1-8】 「アメリカ夏期短期研修リーフレット」

【資料B-1-9】 「ベトナム冬期短期留学リーフレット」

【資料B-1-10】 「韓国秋期短期留学リーフレット」

【自己評価】

「国際交流の推進」は国際交流センターを中心に確実に履行されていると判断する。

(3) B-1の改善・向上方策（将来計画）

今後、国際交流の推進によって海外からの留学生の増加が見込まれるが、留学生には特に学修・生活面を含めたサポート体制を充実して行く。

[基準Bの自己評価]

基準Bは留学生の受入れ及び国際交流の推進ともに、着実に履行され満たされている。

基準 C. 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援

C-1 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援

《C-1の視点》

C-1-① 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援

(1) C-1の自己判定

「基準項目Cを満たしている。」

(2) C-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

C-1-① 社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための充実した支援

【事実の説明】

- ・ 国家試験専門の専任教員を中心とした国家試験対策

本学は平成 12(2000)年の開学以来、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験等の福祉系国家資格の取得を重点目標として取り組み、毎年、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験の合格者数は全国で常にトップクラスにランクされる輝かしい成績を残している。

本学では、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験の受験生を対象に、選択必修科目として3年次、4年次に社会福祉士・精神保健福祉士養成演習Ⅰ(3年次)・Ⅱ(4年次)を開講している。この科目にはこの養成演習のみを担当する3名の専任教員を中心として配置している。また、4年次の長期休暇中には夏期講習、冬期講習を実施しており、受験生全体のレベルアップを図っている。さらに平成 28(2016)年度からは過去問題と、国家試験関連科目の担当教員が作成したオリジナル問題による「校内模擬試験」を毎月実施しており、さらなる知識の定着を促している。また、オフィスアワーを設定し、学生の個別の質問や相談にも対応しているほか、学生の自主的な勉強会へのアドバイスも行うなど、幅広く国家試験対策を行っている。

加えて、アカデミックアドバイザーは養成演習Ⅰ・Ⅱの出席状況や校内模試の参加状況等を情報共有しており、個別指導に役立てている。

また、養成演習のみを担当する3名の専任教員以外の教員も、毎年の国家試験終了後には各出題科目の解答・解説を分担して作成し、まとめた「学内テキスト」を翌年度の4年生に配布しているほか、国家試験に関連する担当科目内での国家試験への意識付け、個別の質問や相談への対応、自主ゼミの支援など全学的に国家試験への支援を行っている。

- ・ 独自の実習プログラムを活かした知識定着への取り組み

本学の「建学の精神」にある「理論的・科学的能力と実践的能力の統合」の実践として、社会福祉士・精神保健福祉士の受験を希望する学生は、原則として2回の現場実習(計320時間。精神保健福祉士は310時間)を必修としている。これは、法定の実習時間(180時間。精神保健福祉士は210時間)を大幅に超えるカリキュラムとなっている。こうした十分な実習時間を設けることにより、実践的能力を高められ、授業で学んだ理論的・科学的能力の定着と更なる向上が国家試験合格の効果的な学習を生み出している。

さらに平成 28(2016)年度からは、各実習開始前に、ソーシャルワークや制度の基礎的な知識を確認するための「福祉実習コンピテンズ確認テスト」を合格点が取れるまで実施し、実習前の一定水準の知識の確保を図っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料C-1-1】 校内模擬試験

【資料C-1-2】 学内テキスト

【資料C-1-3】 福祉実習コンピテンス確認テスト

【資料C-1-4】 シラバス 【資料F-12】 ①②③④と同じ

【自己評価】

充実した国家試験対策や実習支援の結果、社会福祉士・精神保健福祉士国家試験の合格者数は全国で常にトップクラスにランクされる輝かしい成績を残しており、本学の社会福祉士・精神保健福祉士資格取得のための支援は充実していると判断する。

(3) C-1の改善・向上方策（将来計画）

・受験期の学習支援の充実

3年次から国家試験に向けた養成演習を実施しているが、今後、授業のほか、多様な学生の個別状況に対応するために、養成演習担当教員とアカデミックアドバイザーの間での、学生の個別状況や模試成績等のデータの共有・分析を行う仕組みを整備し、授業内容、個別指導の強化を行っていく。さらには、国家試験についての勉強方法の相談や参考書などが閲覧できるスペースの設置、学生が気軽に相談に乗れる職員やTAの配置といった、個別支援の充実を併せて検討していく。

多くの学生は実習が終わった4年次になって本格的な受験勉強を始めるが、1・2年生で学んだことを復習するために、社会福祉士・精神保健福祉士養成演習と並行して、特に多くの学生が苦手とする科目については、短期間の科目別集中講義を開設し、基礎的な概念や用語の理解を図っていく。また、昨年度(平成28年度)から、実際の国家試験に即した時間や内容をイメージするために「校内模擬試験」を実施し、「試験慣れ」することによって、最後の時間まで問題を解き続ける持続力も養っていく。

一方で、大学の授業だけで国家試験の合格に必要な勉強時間を満たすことは難しく、国家試験を受験する学生については、「国家試験学習記録」を配布して毎日の学習時間や学習内容を記録させ、定期的に養成演習の担当教員やアカデミックアドバイザーがチェックをして、学習のアドバイスを行う仕組みを整備していく。特に、受験勉強につまずいている学生に対しては、簡単な課題を与えて達成感を味わってもらう取り組みを継続することによって、受験勉強への意欲を高めていく。

・「できなかった子」への対応

出生数は年間100万人を割り込み、平成32(2020)年からさらに少子化が強まり、特に18歳人口が減少していくことが確認されている。マクロ的には大学に希望者全員が入学できる「全入時代」が招来したということであり、留学生や社会人などと共に、学力が十分でない「できなかった子(生徒)」が大学に入学するケースが増えると予想されている。

「できなかった子」とは、本来的に学習能力が劣っているということではなく、諸々の要因から「学習で達成感や成就感を味わったことが少ない」ことや「進んで学ぼうとする

意欲が低い」ために、学力が伸びない子を指している。この子たちの学習意欲と学力を引き上げ、「できなかった子(生徒)をできる子(学生)にする」のが本学の「使命」となっている。具体的には社会福祉士・精神保健福祉士等の国家資格の取得を通じて、本人の将来に自信と展望を持たせることを意図しており、本学に入学した学生が国家試験を突破するまでの「キャリアパス」を提供することが求められている。これを実現するためには中期的な展望が必要であり、PDCA サイクルを活用しながら実現していく必要がある。

・「できなかった子」の解消策

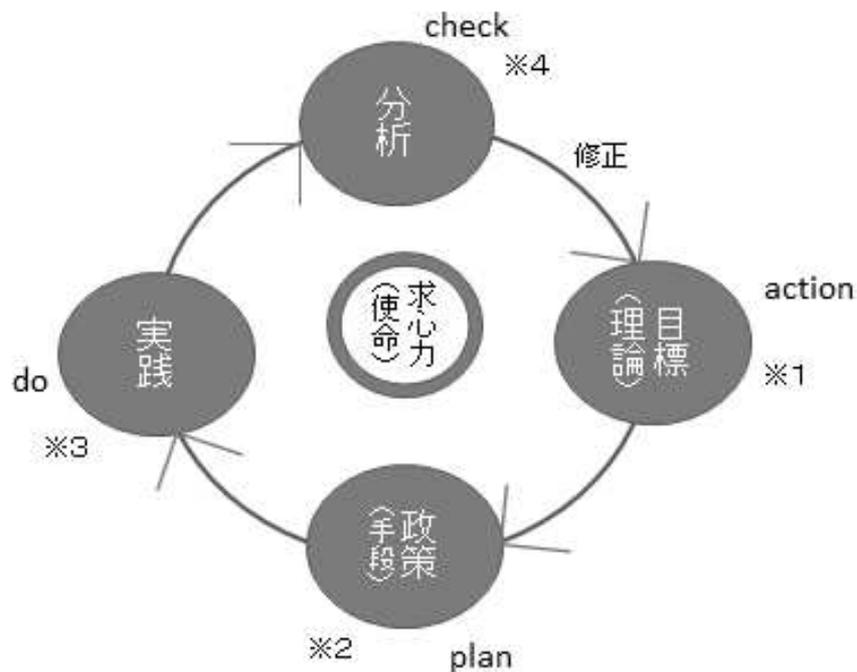
現在、「教養課程」と「専門課程」に分けて「できなかった子」の解消策を検討しており、「教養課程」においては次の2点を重要としている。まず、中央教育審議会が示した授業内容に関わる問題である「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」の三能力を強化・育成することである。これは、生き方を見つめ直して自己を成長させるということであり、そのためには現場を体験させて職業意識を醸成することが大事ということである。このために「教養課程」では知識を前提とした実習よりも福祉現場の空気を肌で実感させることの方が重要と考え、長時間の実習プログラムのほか、さらに実習前にもボランティアや現場体験などをカリキュラムに組み込むことを検討していく。次に、教育環境の整備である。受験生同士の交流やグループ学習の機会を持つことが大切であり、スタディルームの常設・開放とスタッフの相談・指導機能の強化を図り、学生一人ひとりのアイデンティティを確認し、学びの意欲や将来へのモチベーションを高めていく。こうした重層的な支援体制を組むことで教養課程が終わるときには「できなかった子」を解消させていく。

入学生の中にはAO入試や推薦入試による合格者もあり、学力水準は必ずしも均等ではない。そうした学力水準の異なる学生に合わせた支援を行うことで、教養課程が終わるところには全ての学生を「できる子」に押し上げていく。ここがいわば国家試験突破口であり、教養課程において、現在、必修科目として全学生を対象としている「教養基礎演習Ⅰ」と「教養基礎演習Ⅱ」を学力水準に合わせて提供していくことや、リベラルアーツの観点から、統計学・数学・社会学・医学・心理学の科目を含めた、福祉に関する専門的な学修の基礎となる教養科目の選択・履修の促進を検討していく。

・「できなかった子」と専門課程

「専門課程」では、国家試験への意識も高まり、また、学修の進度によって意欲を持って受験勉強に励むことができるよう、国家試験の受験対策として標準モデルとして「2年間コース」を、4年次になって集中的に受験勉強を開始する学生に対しては速成モデルとして「1年間コース」の導入を検討しており、今年度(平成29年度)中に計画案をまとめ、来年度からPDCAを活用して評価を確認していく。

・ 本学の使命と PDCA



※1 「できなかった子をできる子にする」という本学の使命は社会福祉士、精神保健福祉士などの国家資格の取得を通じて、受験生本人の将来に自信と展望を持たせることを目的としている。

※2 本学の専門課程において「できなかった子」向けに「国家資格の取得」を狙いとする「キャリアパス」として、「2年間コース」と「1年間コース」を設ける。具体的な制度設計は「カリキュラム編成専門部会」と「キャリア教育専門部会」を中心に組み立てていく。

※3 実践過程においては検証のためモデルケースを設ける。学修の進捗状況に応じてグルーピングして、アカデミックアドバイザーの支援を得ながら評価体制を組んでいく。

※4 分析にあたっては、関係専門部会とアカデミックアドバイザーとの協同作業によって結果をまとめ、フィードバックしていく。

[基準Cの自己評価]

基準Cは、以上のような取り組みの結果、充実した支援が行われており、さらにPDCAサイクルを使って改善が図られていることから、満たされていると判断する。